

平成29年度

# 図で見る 豊島区の税

税務概要ビジュアル版



豊島区区民部税務課



## はじめに

区では、福祉、健康づくり、子育て・教育、文化振興、環境対策、まちづくり、防災対策など、区民の皆さんに身近な様々な行政サービスを実施しています。

これらの事業を実施するための予算のうち、例年約3割が区民の皆さんに納めていただいている区税でまかなわれています。

しかし、区税の課税状況や納税状況などについては、あまりご存じないという方が多いのではないのでしょうか。

そこで、区民の皆さんにわかりやすく区税の状況等をお知らせするために、Q&A形式でデータ集を作成しました。

区税は、みんなが互いに支え合い、共により良い豊島区をつくっていくため、区民の皆さんに広く公平に負担していただく会費です。

このデータ集を活用していただき、区政のあり方、区税のあり方について考えるきっかけにいただければ幸いです。

平成29年12月

豊島区区民部税務課

# 目次

<b>第1章 財政</b>	
1 豊島区の収入	2
2 特別区(23区)の収入	3
3 税金などの使われ方	4
<b>第2章 豊島区の税収</b>	
1 特別区税の内訳	6
2 豊島区の税収の推移	7
<b>第3章 特別区民税の課税状況</b>	
コラム① 住民税とは？住民税の計算方法	9
1 納税義務者数と課税額の推移	12
2 1人あたりの特別区民税負担額の比較	13
3 所得区分別 納税義務者数	14
4 課税標準段階別 納税義務者数	15
5 課税標準段階別 納税義務者数割合(23区)	16
6 課税標準段階別 納税義務者と税額の関係(23区)	17
7 納税義務者の年齢構成(豊島区)	18
8 ふるさと納税の推移	19
コラム② ふるさと納税とは？	20
9-1 特別区民税の主な改正内容(平成29年度)	22
9-2 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し(平成31年度適用)	23
コラム③ 住民税の特別徴収とは？	24
コラム④ マイナンバー(個人番号)とは？	25
<b>第4章 納税状況等</b>	
1 納税の方法(収納方法の種類と割合)	27
2 収納率の推移	28
3 滞納者の年齢及び滞納額	29
4 分割納付と納税の猶予	30
コラム⑤ こんなときはどうすればいいの？納税Q&A	31
5 督促状・催告書の推移(発付・収納)	32
6 差押え件数と滞納額の推移	33
7 口座振替加入者数・率の推移	34
8 税証明発行数の推移	35
コラム⑥ 税金の還付について	36
コラム⑦ クレジット納付について	37
<b>第5章 軽自動車税</b>	
1 軽自動車税(登録台数・税収)の推移	39
2 軽自動車税(収納率)の推移	40
3 普通自動車と軽自動車登録台数の比較	41
4 23区別人口に対する軽自動車保有率	41
コラム⑧ 軽自動車税の歴史と税率の変遷	42
<b>第6章 たばこ税</b>	
1 たばこ税(売渡本数・税収)の推移	44
2 たばこ税収入の23区比較	45
3 23区の税収に占めるたばこ税の割合	45
4 たばこ税率の変遷(旧三級品除く)	46
コラム⑨ たばこ税とは？	47
<b>第7章 狭小住戸集合住宅税</b>	
1 狭小住戸集合住宅税の課税概要	49
2 税創設の経緯	50
3 税収の推移	51
4 税による効果	51
使用データ	52
別冊資料 平成29年度 税務概要(データ版)	73

---

# **－第1章－**

## **財 政**

---

- 1 豊島区の収入**
- 2 特別区（23区）の収入**
- 3 税金などの使われ方**

# 1 豊島区の収入

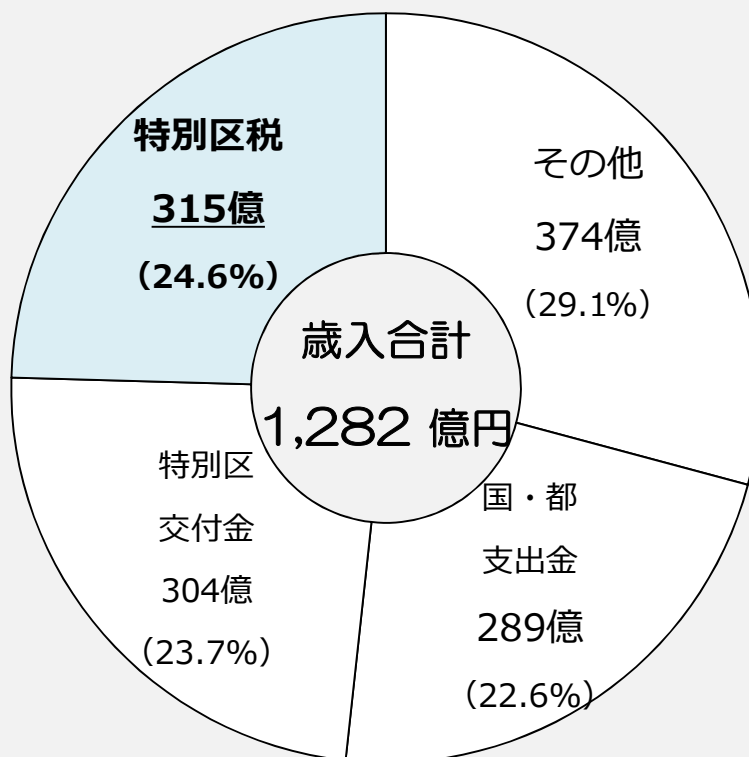


豊島区にはどのような収入がありますか？  
そのうち税の収入はどれくらいありますか？

平成28年度の豊島区の収入は1,282億円です。  
そのうち税の収入は315億円で約25%を占めています。



## 豊島区の歳入決算(平成28年度)



### POINT

豊島区の収入のうち、例年約3割が税による収入となっており、非常に大きい割合を占めています。28年度は、施設の大規模改修に伴う特別区債額の増加等のために、特別区税の割合が相対的に低くなりました。

区の財源は税のほか、国や都からの補助金や交付金、施設の使用料など様々な収入でまかなわれています。

## 2 特別区（23区）の収入

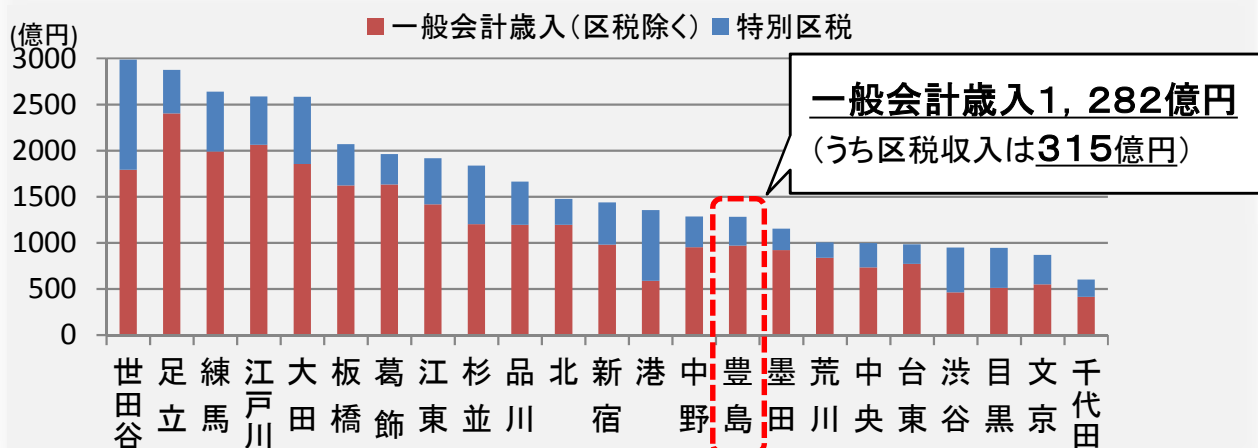


他の区の収入はどれくらいあるのですか？

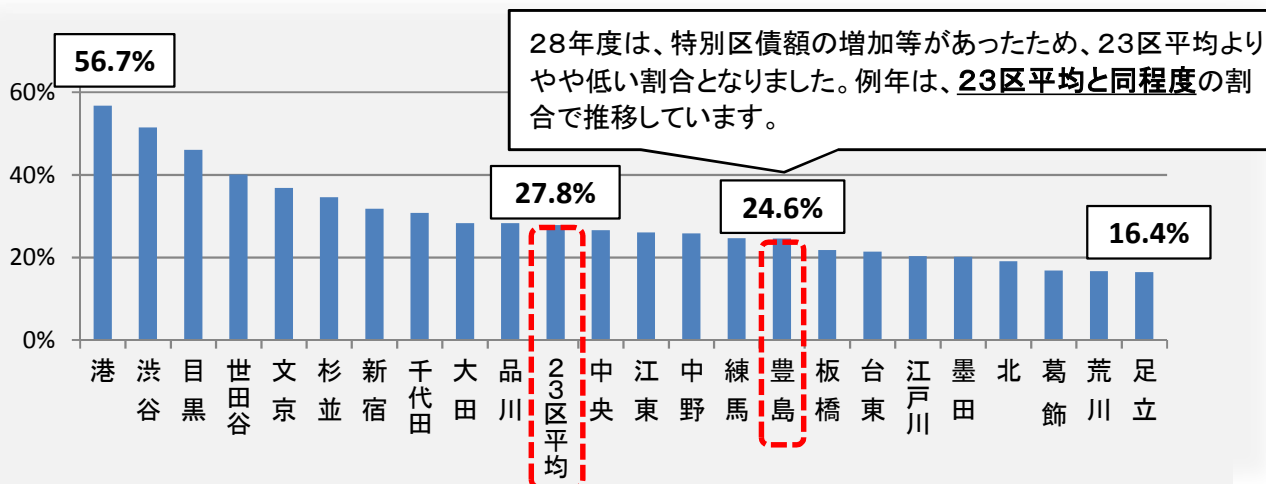
23区で比較すると収入が多い区で2,984億円、少ない区で599億円です。また、税収は多い区で1,194億円、少ない区で167億円です。



### 23区の「収入と税収」(平成28年度)



### 23区の「区の収入に占める税収の割合」(平成28年度)



### POINT

23区を比較すると、人口や面積、区民の所得状況など地域的特性、人的特性が様々であることから、区の収入や特別区税収入の額及び割合に大きな差があることがわかります。


# 3 税金などの使われ方



税金などがどのように使われているのですか？

区では、道路や学校を作ったり、保育園などの子育てや福祉にお金を使っています。平成29年度予算を1万円に置き換えると次のようになります。



高齢者、障害者福祉、生活保護など  3,379円	保育園の運営、児童手当の給付など  1,932円	広報、電算、その他区役所の運営など  733円
幼稚園、小・中学校、放課後対策など  729円	まちづくり、防災など  526円	特別区債の償還  401円
文化、スポーツ、図書館など  359円	清掃、リサイクル、環境対策など  351円	道路、自転車対策など  344円
健康づくり、保健所の運営など  338円	公園・児童遊園、緑化など  299円	戸籍事務、区民事務所の運営など  187円
商工業・観光の振興、勤労者福祉など  99円	税を集めるため  92円	区民ひろばの運営など  88円
区議会の運営  60円	各基金の積立て  58円	選挙・監査  25円

10,000円



---

## **－ 第 2 章 －**

# **豊島区の税収**

---

- 1 特別区税の内訳**
- 2 豊島区の税収の推移**

# 1 特別区税の内訳

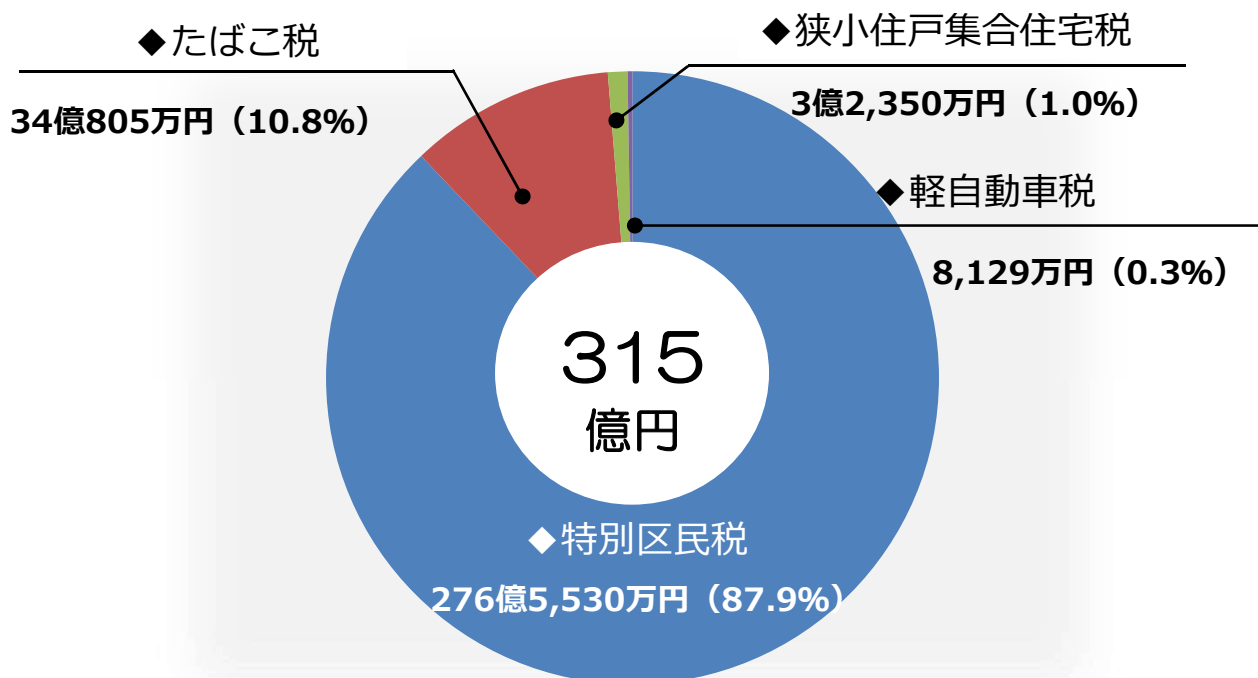


豊島区の税はどのようなものがあるのですか？

豊島区の税は、特別区民税、たばこ税、狭小住戸集合住宅税、軽自動車税の4種類です。



## 豊島区の税の内訳(平成28年度決算)



### POINT

- 特別区民税  
⇒個人の所得などに応じて、1月1日現在の住所地で課税されます。
- たばこ税  
⇒たばこ製造業者等が豊島区の販売業者へ売り渡した本数に応じて課税されます。
- 狭小住戸集合住宅税(通称:ワンルームマンション税)  
⇒30㎡未満の住戸を9戸以上有する集合住宅の建築等を行うときに課税されます。
- 軽自動車税  
⇒軽自動車等(軽自動車、原付バイク等)に対し主たる定置場の所在する市町村において、その4月1日現在の所有者に課税されます。

## 2 豊島区の税収の推移

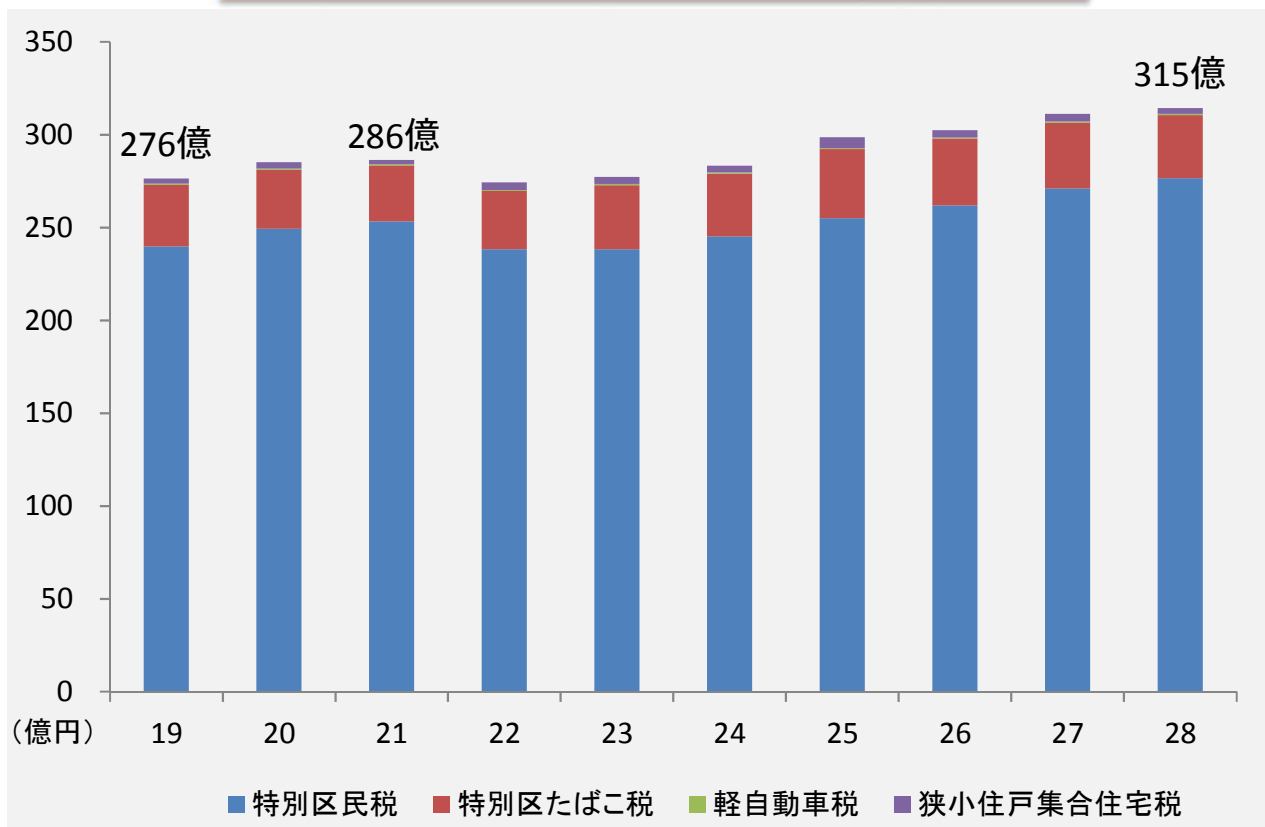


豊島区の税収はどれくらいあるのですか？

平成28年度決算で、豊島区の税収は4つの税を合計して315億円です。



### 特別区税の内訳と収入額の推移



### POINT

豊島区の税収は、大半を占める特別区民税の増減に大きく影響を受けます。

特別区民税の増に伴って平成17年度から増加を続け、21年度には286億円となりました。その後リーマンショックの影響を受け一旦は減少しましたが、23年度には増加に転じています。28年度は4税合計で315億円で、過去最高となりました。また、特別区民税の収納額は276億円で、平成4年度に次ぐ、歴代2位の高税収となりました。

# － 第 3 章 －

## 特別区民税の課税状況

### コラム① 住民税とは？住民税の計算方法

- 1 納税義務者数と課税額の推移
- 2 1人あたりの特別区民税負担額の比較
- 3 所得区分別 納税義務者数
- 4 課税標準段階別 納税義務者数
- 5 課税標準段階別 納税義務者数割合（23区）
- 6 課税標準段階別 納税義務者と税額の関係（23区）
- 7 納税義務者の年齢構成（豊島区）
- 8 ふるさと納税の推移

### コラム② ふるさと納税とは？

- 9-1 特別区民税の主な改正内容（平成29年度）
- 9-2 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（平成31年度適用）

### コラム③ 住民税の特別徴収とは？

### コラム④ マイナンバー（個人番号）とは？


 税務概要  
コラム①

## 住民税とは…？

住民税は地方の税金のひとつで、その年の1月1日現在、豊島区にお住まいの方や、豊島区内で個人事業を行なっている方に納めていただく税金で、「特別区民税」と「都民税」に分かれます。

都民税は特別区民税と同時に計算し、特別区民税とあわせて納めていただく仕組みになっています。

住民税は、定額の「均等割」と、所得に応じた「所得割」に分かれています。前年1年間の所得をもとに、「所得割」と「均等割」を計算して年間の住民税額を決定します。

### 住民税

<b>都民税</b> 所得割(税率 4%)	<b>特別区民税</b> 所得割(税率 6%)
前年の所得に応じて課税されます	
均等割(定額 1,500円)	均等割(定額 3,500円)

#### 住民税の申告が必要な主な場合

- ・その年の1月1日、豊島区に居住し、その年の前年中に以下のような所得があった場合
- ・給与所得のあった方で、給与支払報告書を豊島区に提出されていない方。
- ・営業所得・不動産所得・配当所得等の所得があった方※原則としてまずは確定申告をしていただく必要がありますが、確定申告をしていただいた方に関しては改めて住民税の申告をしていただく必要はありません。
- ・公的年金受給者で年金以外に所得のある方、または控除内容に追加・変更のある方。

#### 収入がない方・少ない方(非課税)でも申告が必要な場合

- ・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の免除・減額の申請をする場合。
- ・非課税証明書の発行が必要な場合。なお、被扶養者の方につきましては、申告がなくても所得金額が未記載の非課税証明書の発行ができます。※所得金額記載の非課税証明書を発行する場合は必ず住民税の申告が必要になります。

#### 住民税の納付方法

納付方法には普通徴収(納税者ご本人が直接納める場合)と特別徴収(納税者の分を会社などが給与から差し引いて納める場合)とがあります。

普通徴収は納税者ご本人が直接納めていただく方法で年4回払いになります。特別徴収は毎月の給与から住民税分を差し引いて、会社が区役所に納めていただく方法です。

※住民税が非課税の方には納税通知書・納付書はお送りしていません。

税務概要  
コラム①

# 住民税はどのように計算するの？

住民税は、均等割と所得割にわかれています。

均等割額は定額で課税されるもので、原則5,000円です。

所得割額は所得に応じて課税されるもので、税率は特別区民税は6%、都民税は4%です。

住民税は以下のように計算します。

※分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

$$\text{①} \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{収入金額} \\ \hline \text{その年に確定した収入金額や} \\ \text{支払を受けた金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{必要経費等} \\ \hline \text{収入を得るために費やした} \\ \text{金額や給与所得控除等} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得金額} \\ \hline \end{array}$$

◎ 収入金額から必要経費等を差し引いて所得金額を求めます。

所得の種類には、配当・不動産・事業・給与・譲渡・一時・雑などの種類があります。

給与収入や年金収入については、必要経費を算出するのが難しいため、一定の額を差し引くことになります。

複数の種類の所得がある場合は、それぞれで所得金額を算出します。

$$\text{②} \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{総所得金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得控除合計額} \\ \hline \text{社会保険料控除や} \\ \text{扶養控除などの合計額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準額} \\ \hline \text{1,000円未満は切り捨て} \\ \hline \end{array}$$

※総所得金額＝所得金額の合計から繰越損失金額を差し引いたもの

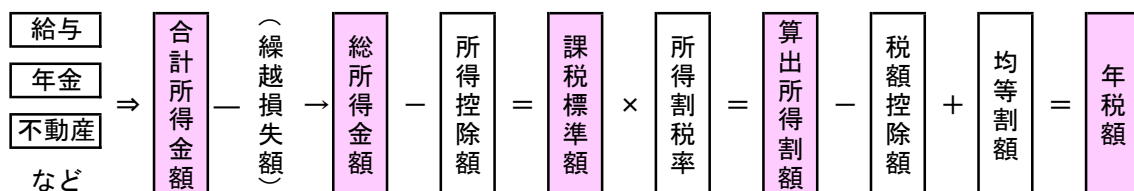
◎ 総所得金額から所得控除の合計額を差し引き、課税標準額を算出します。

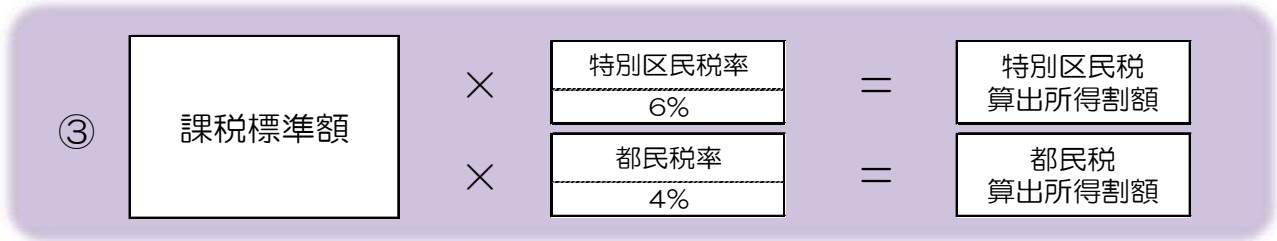
所得控除には、以下のような控除があります。

物的控除	人的控除
医療費控除	配偶者（配偶者特別）控除
社会保険料控除	扶養控除
生命保険料控除	障害者控除
地震保険料控除	など
など	

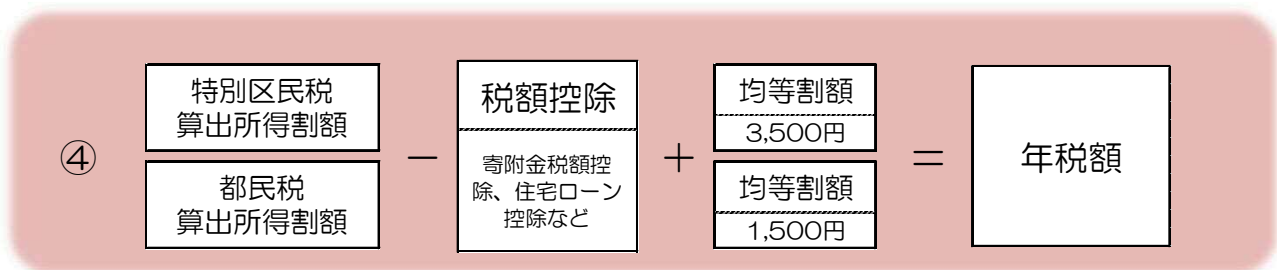
課税標準額とは、税金がかかる大元の金額のことです。

## ★計算の全体の流れ





◎ 課税標準額に、特別区民税・都民税それぞれの税率をかけて所得割額を算出します。



◎ 算出した所得割額から、税額控除額を差し引きます。  
 税額控除額を差し引いた後の所得割額と均等割額を足し合わせた金額が、  
 年税額になります。  
 税額控除には、以下のようなものがあります。

寄附金税額控除	※所得税で引き切れなかった控除額がある場合のみ適用
住宅借入金等特別控除(※)	
配当割額・株式等譲渡所得割額控除 など	

### 非課税判定とは・・・

前年の所得が一定金額以下のかたは住民税がかからないようになっています。

◎均等割・所得割ともにかからないかた（住民税が非課税になるかた）  
 合計所得が（扶養している人数+1）× 35万円 + 21万円 以下

◎所得割がかからないかた（均等割のみ課税されるかた）  
 総所得が（扶養している人数+1）× 35万円 + 32万円 以下

※扶養している人がいない場合は21万円、32万円の加算はありません

# 1 納税義務者数と課税額の推移

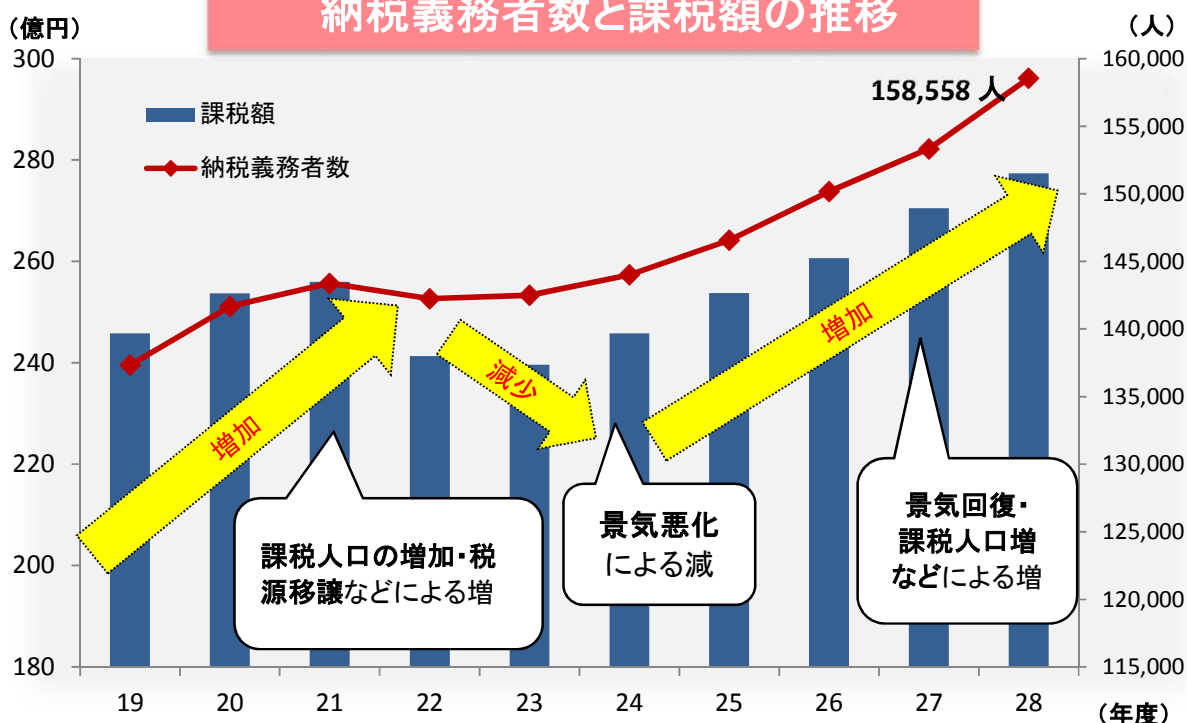


豊島区の納税義務者は何人くらいいるのですか？  
課税額はどれくらいの金額ですか？

平成28年度の納税義務者数は約15万8千人、  
課税額は約277億3,411万円です。



納税義務者数と課税額の推移



## POINT

平成21年度まで増加が続いた課税額および納税義務者数(都民税・区民税を納めていただく方)ですが、平成22年度はリーマンショック等の景気の悪化を受け減少した後、23年度以降再び増加に転じています。

課税額が増減する要因は主に①納税義務者数の増減 ②区民の所得状況 ③税制改正の3点です。そして、その課税額の増減に大きく影響する納税義務者数については、転出入による人の入れ替わりや区民の所得状況で増減します。例えば、大型マンションの建設に伴う転入者の増や好景気による収入増になれば納税義務者数も増加します。したがって、納税義務者数が増減すれば、それに比例して課税額も増減することになります。



## 2 1人あたりの特別区民税負担額の比較

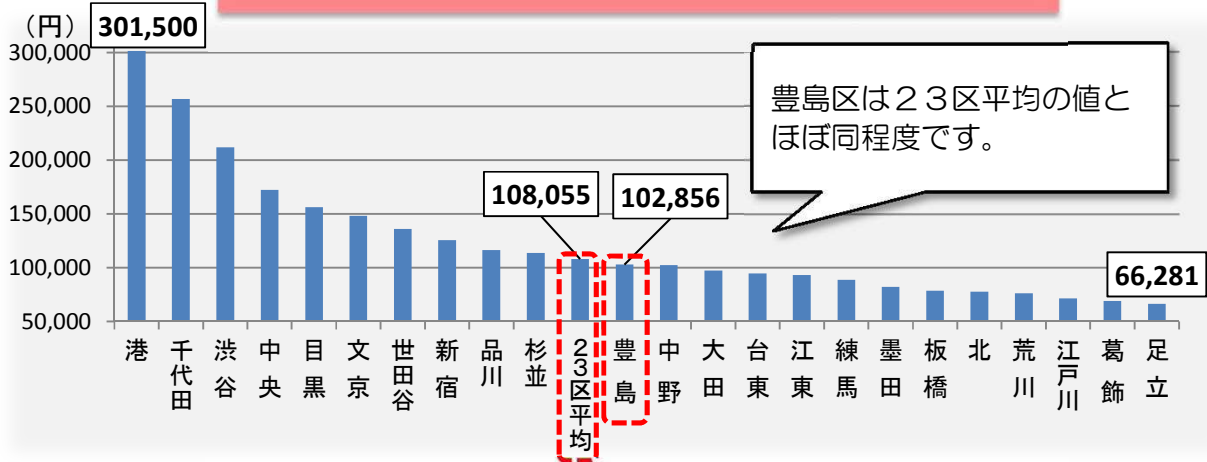


区民1人あたり、課税者1人あたりの特別区民税負担額はどれくらいですか？

平成28年度の豊島区民1人あたり(非課税者含む)の特別区民税負担額は約103,000円、23区で比較すると11番目の規模です。課税対象者1人あたりでも、約185,000円、11番目の規模です。

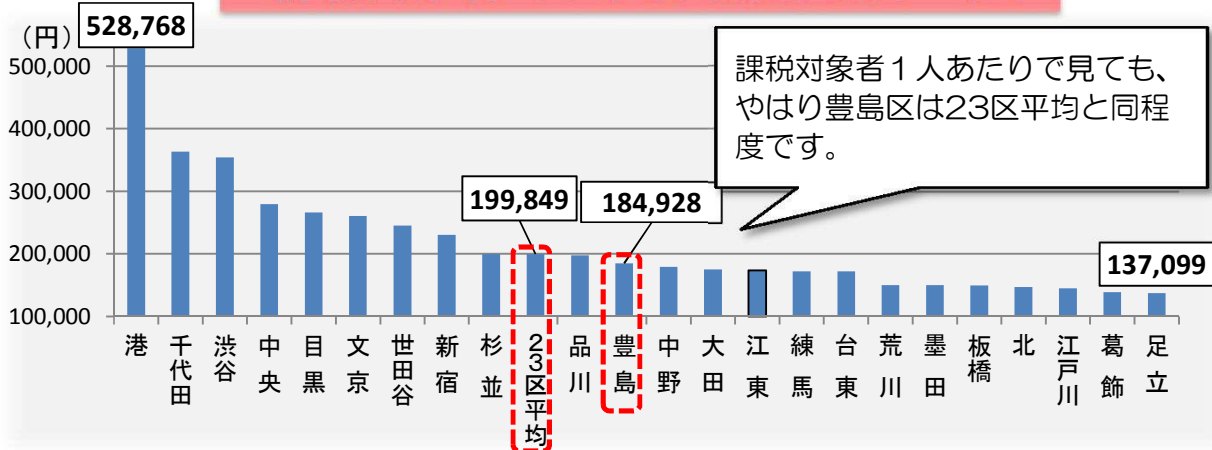


区民1人当たり税負担額(23区)



豊島区は23区平均の値とほぼ同程度です。

課税対象者1人当たり税負担額(23区)



課税対象者1人あたりで見ても、やはり豊島区は23区平均と同程度です。

### POINT

23区の区民・課税対象者1人あたり税収額をみると、豊島区はほぼ平均的な数値であることがわかります。また、23区で大きな差があり、最大の区と最小の区は、区民1人あたりで約4.5倍、課税対象者1人あたりでは3.9倍の差があります。

### 3 所得区分別 納税義務者数

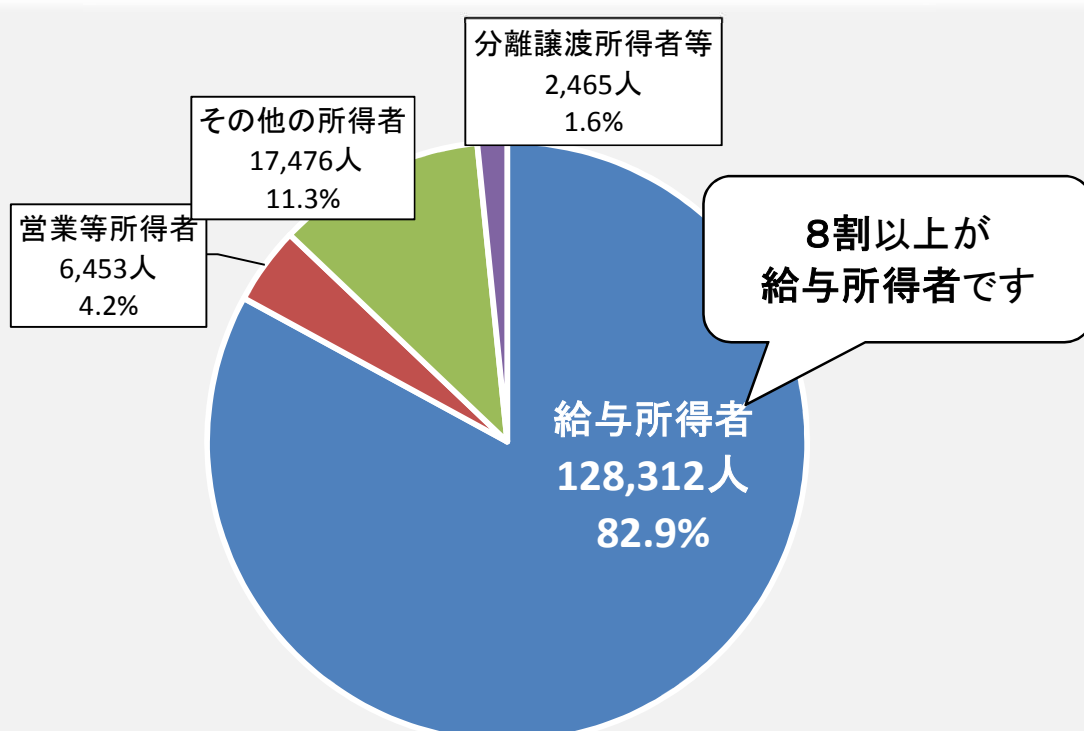


豊島区の納税義務者の主な所得は何ですか？

例年1番多いのは給与所得者で約8割を占めています。



所得区分別 納税義務者数(29年度)



※納税義務者のうち、均等割・所得割ともに課税になっている人が対象です。

#### POINT

所得の種類には、給与・公的年金・営業、農業・不動産・譲渡等があります。

平成29年度の豊島区の納税義務者の主な所得は、給与所得者が約8割を占め1番多くなっています。営業等所得者は4%、分離譲渡所得者は2%、それ以外の所得者は11%です。この割合は年度ごとに大きな変化があるわけではなく、毎年度同じような割合です。

## 4 課税標準段階別 納税義務者数



豊島区の納税義務者の所得状況はどのような状況ですか？

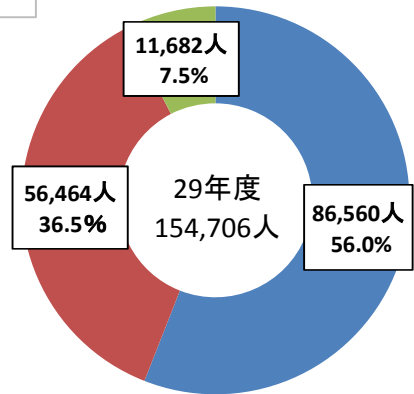
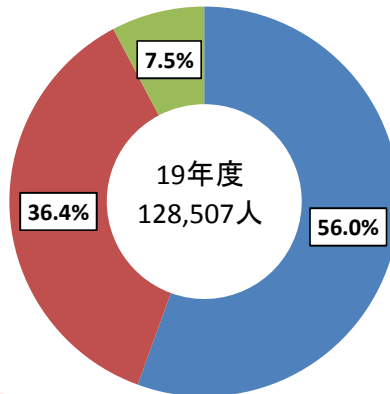
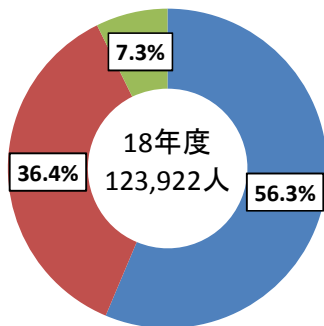
平成29年度においては課税標準額が200万円までの方が約6割を占めています。



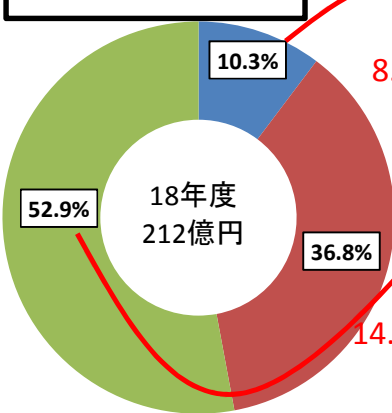
納税義務者の割合

課税標準額

■ ~ 200万円 ■ 200万円 ~ 700万円 ■ 700万円 ~

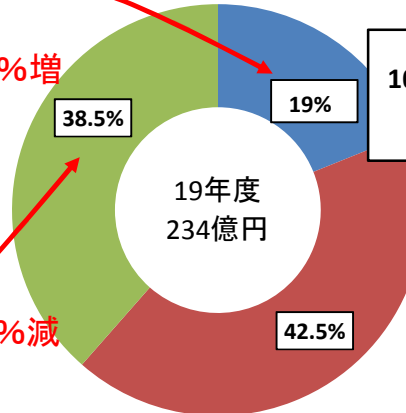


所得割税額の割合



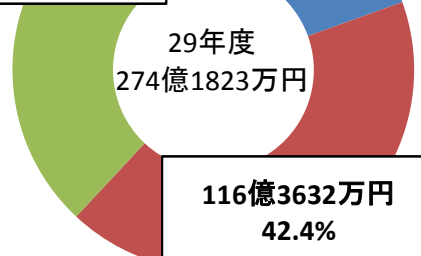
8.7%増

14.4%減



104億2425万円  
38.0%

53億5766万円  
19.6%



### POINT

課税標準額とは、所得から各種控除額を引いて税率をかける前の金額のことです。

平成19年度に税源移譲(税源を国から地方へ移すこと)があり、所得割の税率が変更になりました。その結果、所得段階別の納税義務者数の割合はあまり変化がないものの、所得割額の割合は18年度までと19年度以降で700万円超が減少し200万円未満が増加したため、大きく変化しました。19年度から29年度までは割合に大きな変化はありません。

## 5 課税標準段階別 納税義務者数割合 (23区)

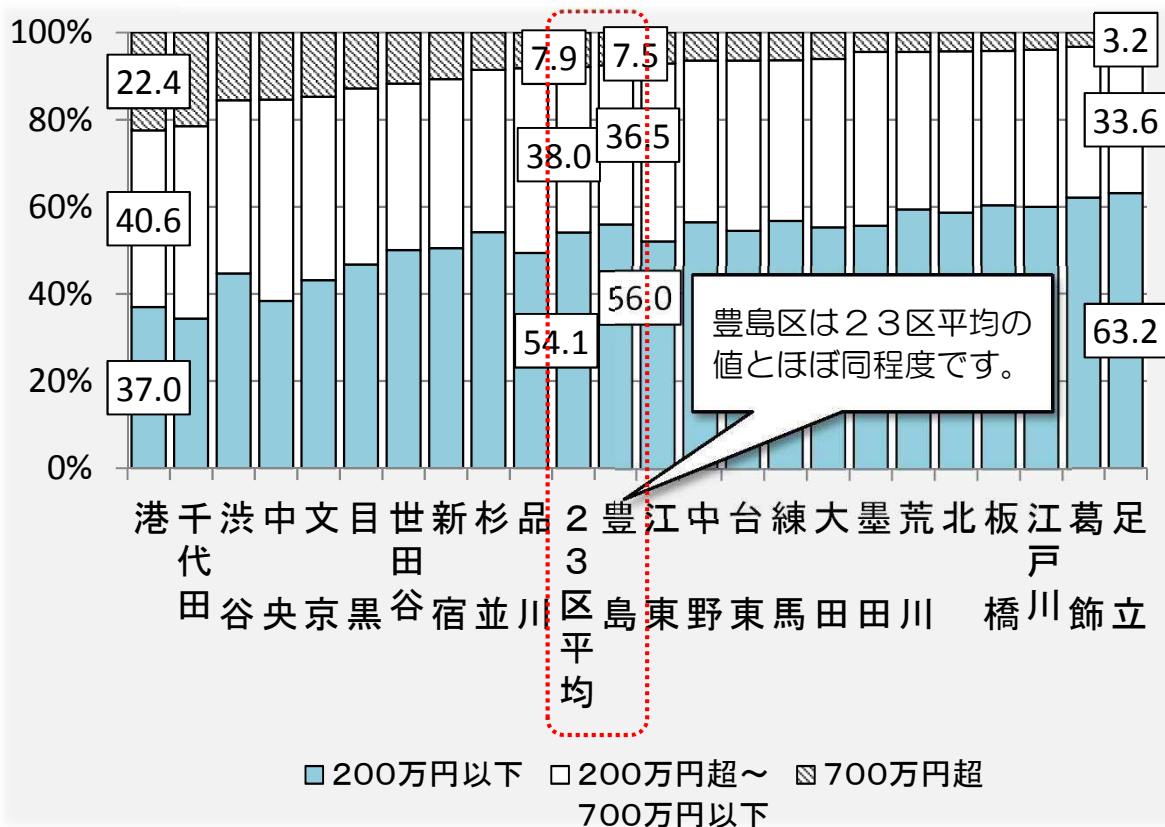


課税標準段階別の納税義務者割合はどのような状況なのですか？

23区の状況は、下表のとおり実にさまざまです。本区は課税標準200万円以下の層が約6割、200～700万円の層が約4割、700万円超が約1割となっています。



課税標準段階別構成(23区)[29年度]



### POINT

23区の課税標準段階別の納税義務者構成を比べて見ると実にさまざまであることがわかります。700万円超の層が22%を超える区もあれば、3%の区もあります。一方で、200万円以下の層は63%を超える区もあれば、40%に達しない区もあります。700万円超の層の割合の多い区順は、昨年同様で変動がありません。

## 6 課税標準段階別 納税義務者と税額の関係 (23区)

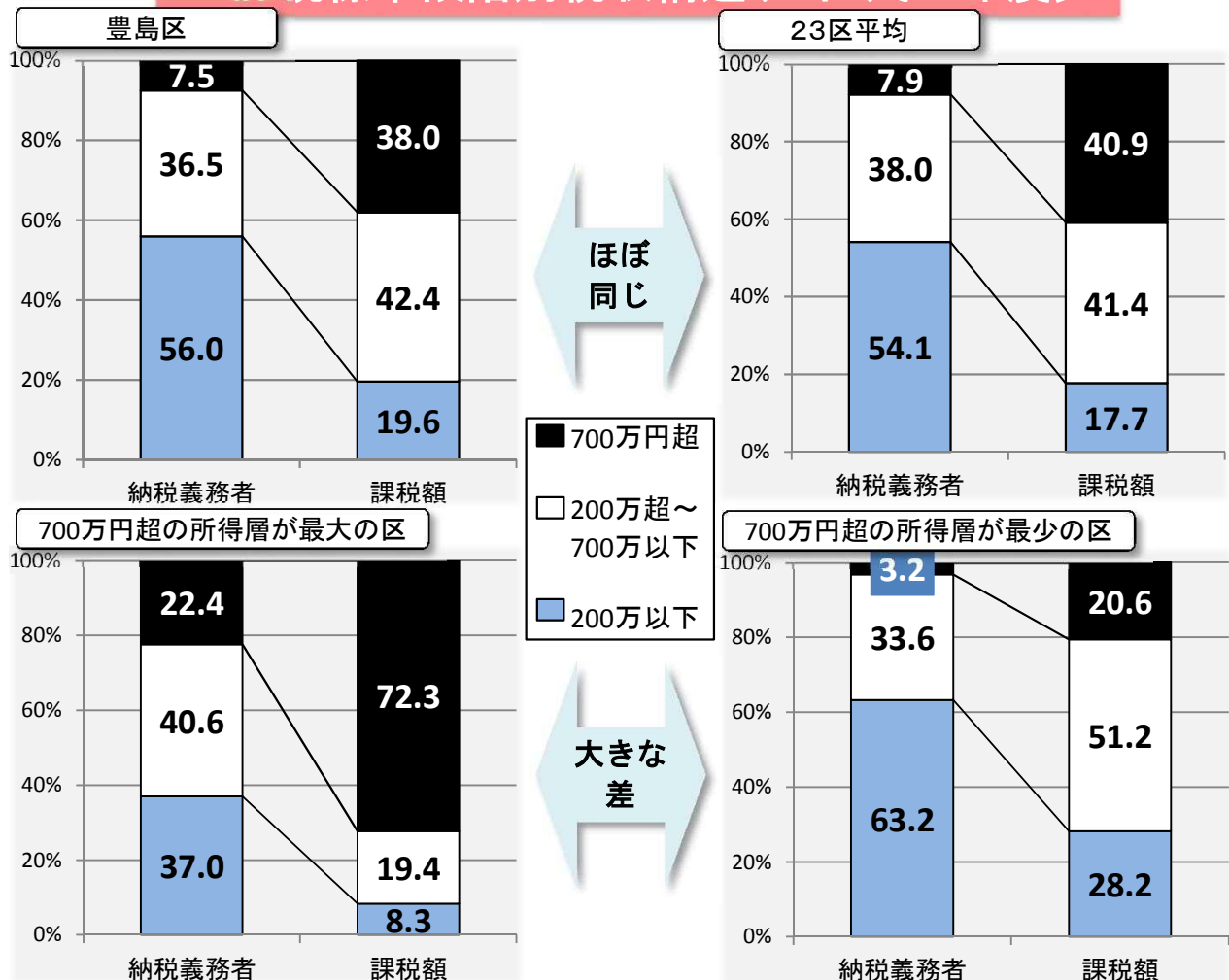


23区の課税標準段階別の税収割合はどのような状況なのですか？

23区によって大きな差があります。本区は23区平均と概ね同様で、人数にして全体の1割である、課税標準700万円超の納税義務者層が課税額の約4割を占めています。



### 課税標準段階別税収構造(23区)〔29年度〕



### POINT

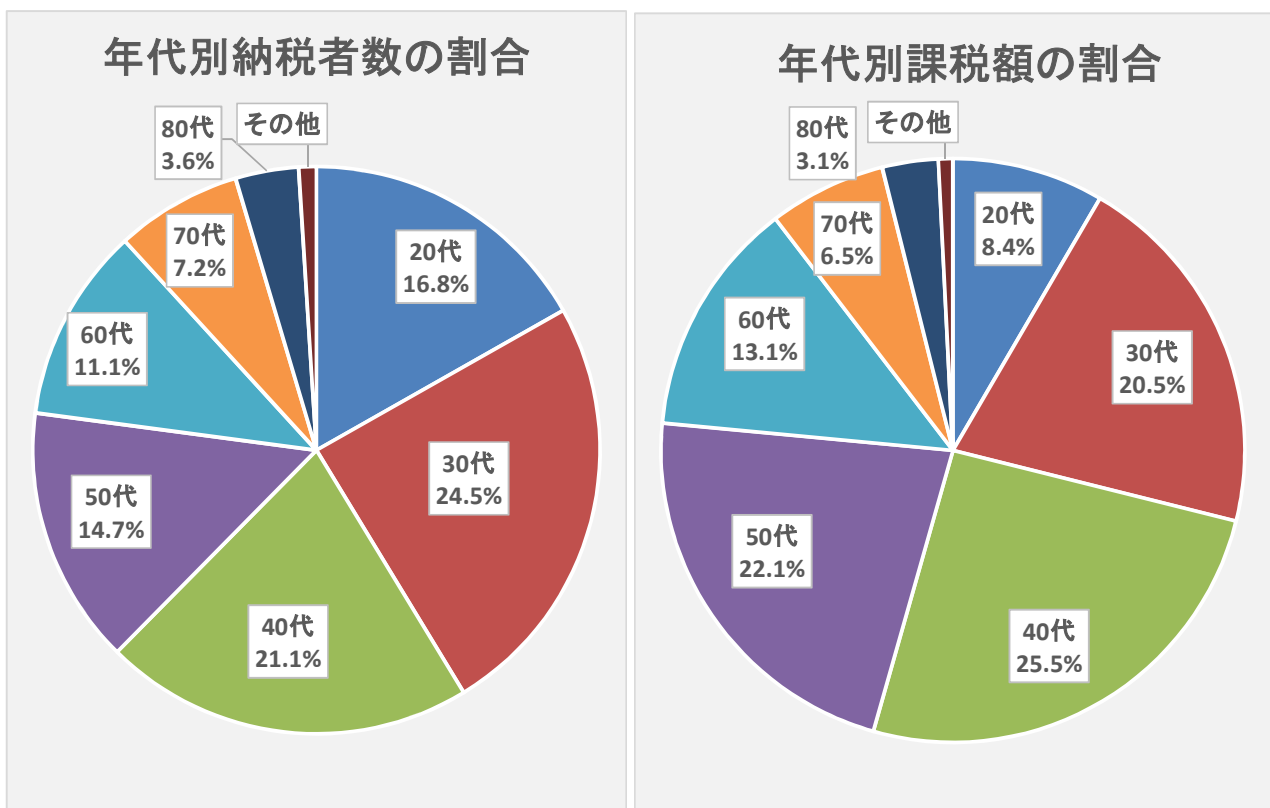
700万円超の所得層が最大の区では、人数にして2割である課税所得700万超の層の課税割合が7割を占めています。対して700万円超の所得層が最少の区では、課税所得700万超の層が1割に満たず、課税額割合では2割程度です。この結果から、税収構造においては、23区内で非常に大きな差があることがわかります。

## 7 納税義務者の年齢構成（豊島区）



豊島区の納税義務者と課税額の年齢ごとの割合はどのようになっていますか？

20代～50代で全体の約77%になりますが、その内訳は「納税義務者数」で見た場合と「課税額」で見た場合とで異なります。



### POINT

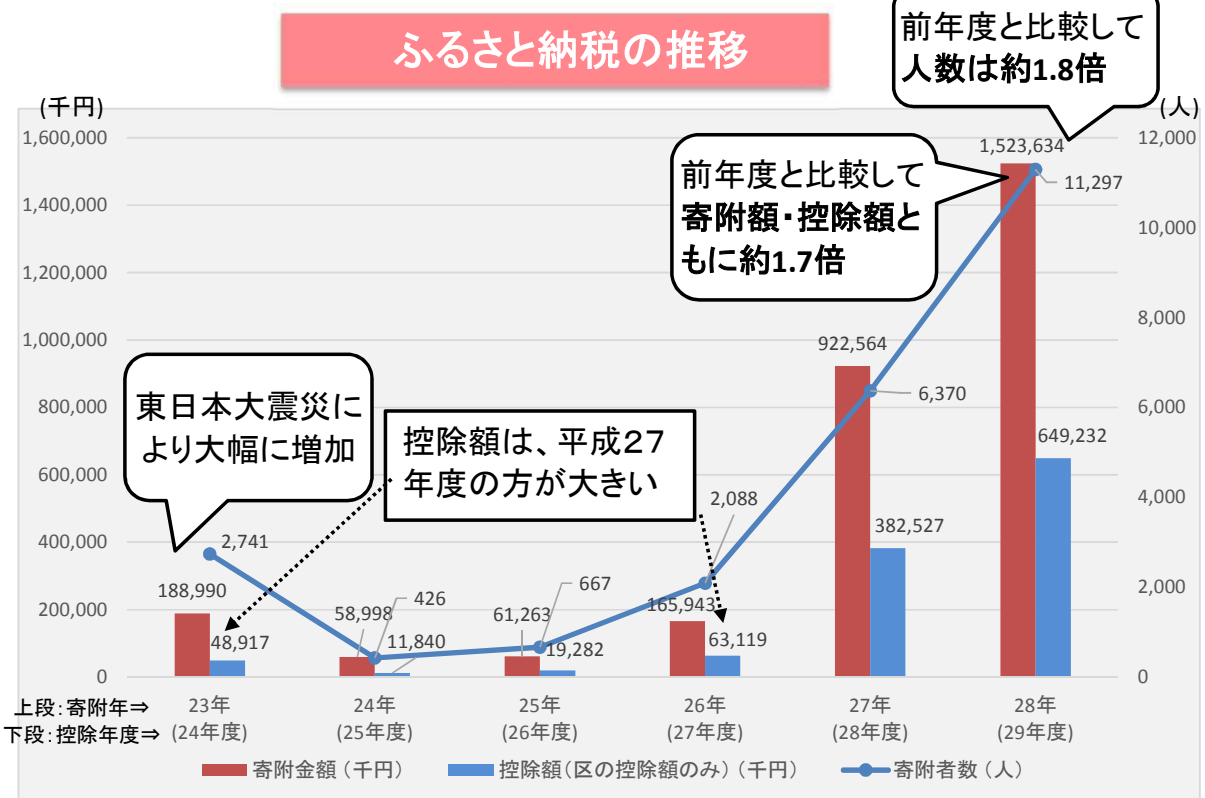
年代別納税者数の割合は「30代」が最も多く、次いで「40代」、「20代」と続いています。一方、年代別課税額の割合で見ると、「40代」が最も多くなり、「20代」の約3倍の割合になります。「30代」、「50代」も課税額での割合は多くなっています。また、全体の割合から見るとごくわずかですが、その他の中には「19歳以下」や「100歳以上」の納税者もいます。

## 8 ふるさと納税の推移



豊島区の納税義務者のふるさと納税の状況はどのようになっていますか？

平成28年中の寄附は、約11,300人、約15億2,400万円でした。これによる29年度区民税からの控除額が約6億5,000万円となり、前年度の約1.7倍となっています。



### POINT

平成23年度は、東日本大震災に伴う東北地方への寄附金により人数・金額ともに大幅に増加しました。控除限度額や返礼品等にかかわらず被災地に対して多くの寄附が行われていたと推察されます。平成26年は、ふるさと納税に対する返礼品等の注目により、前年度と比較して人数は3.1倍、寄附金額は2.7倍と大幅に増加しており、これによる平成27年度の控除額だけでみると、平成23年中の寄附による平成24年度控除額を上回っています。平成27年は、特例控除の限度額の拡大や、ワンストップ特例制度の影響もあり、寄附金額が前年度と比較して約5.5倍に増加しました。平成28年は、各自治体のPRや寄附金の使途・事業内容などが充実したことなどもあり、寄附金額は前年の約1.7倍となりました。これは過去最高の寄附金額であり、控除額は約6億5千万円となりました。今後の住民税減収への影響が懸念されています。

税務概要  
コラム②

# ふるさとと納税とは…？

「納税」という言葉がついていますが、実際には、自治体(都道府県・区市町村)への「寄附金」のことをいいます。

## ふるさと納税の意義

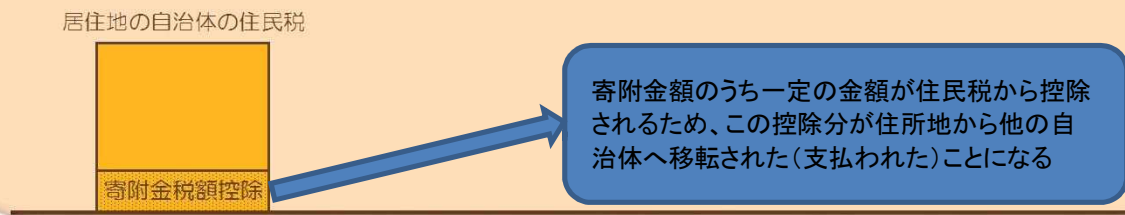
ふるさと納税には以下の3つの大きな意義があります。  
(総務省ふるさと納税ポータルサイトより)

- 納税者が寄附先を選択する制度であり、その使われ方を考えるきっかけとなる
- 地域への力になれる
- 自治体が国民に取組をアピールすることで、地域のあり方を改めて考えるきっかけとなる

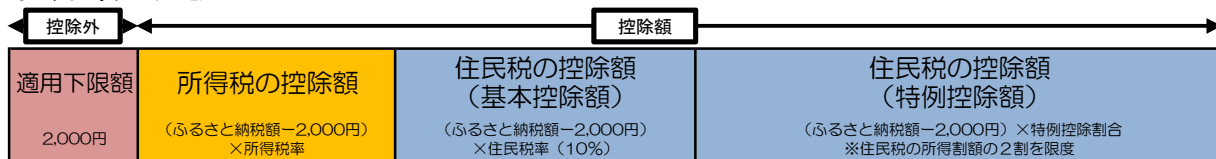
## ふるさと納税の仕組み

寄附金税制を活用して、寄附とそれに伴う税の軽減を組み合わせたものです。

税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みを検討した結果、ふるさと納税という制度が導入されました。自治体への寄附金は、確定申告等の一定の手続きをすることにより、実際の寄附金額に応じて税金が控除されるため、住所地へ納税する住民税を実質的に移転する効果があります。



### 控除額の内訳のイメージ

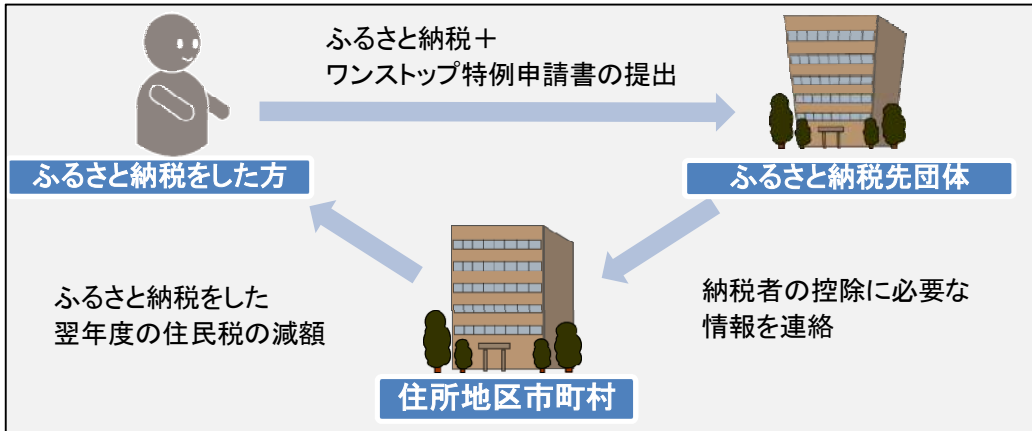


適用下限額を超える寄附金額のうち、所得税の税率に応じた金額が所得税から控除され、それ以外の部分は住民税から控除されます。(控除には一定の限度額があります)  
すなわち、住民税から控除されるということは、自分が住んでいる自治体の税収は減少することになります。



## ワンストップ特例制度

申告手続きの簡素化のため、申告不要となる給与所得者等について、一定の条件手続きをすることにより、確定申告をしなくても寄附金税額控除が受けられる特例的な仕組みが創設されました。



※以下に該当する場合は、ワンストップ特例は適用されません。

- ・ 申告が必要な人
- ・ 申告不要条件に該当するが、寄附金以外の控除（医療費等）があるため申告をする人
- ・ 申告不要条件に該当するが、6以上の自治体にワンストップ特例の申請をする人

## ワンストップ特例の場合の控除額の内訳のイメージ

← 控除外	← 控除額	→	
適用下限額 2,000円	住民税の控除額 (基本控除額) (ふるさと納税額-2,000円) ×住民税率(10%)	住民税の控除額 (特例控除額) (ふるさと納税額-2,000円) × 特例控除割合 ※住民税の所得割額の2割を限度	住民税の控除額 (申告特例控除額) 特例控除額 × 申告特例控除率

所得税からの控除はなくなり、すべて住民税からの控除となります。

全体の控除額は、原則として確定申告をした場合と変わりません。

(所得税の控除に相当する金額が、「申告特例控除額」として住民税から控除されます)  
ワンストップ特例を利用すると手続きは簡素化されますが、所得税の控除分も住民税の控除となるため、自分が住んでいる自治体の税収がより減少することになります。

## ふるさと納税に関する税制改正の経過

平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄付金による控除が所得控除から税額控除となる</li> <li>・ 自治体への寄付（ふるさと納税）分は、適用下限額を超える部分について、原則として全額が控除される制度となる。</li> </ul>
平成24年度 平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適用下限額が、5,000円から2,000円となる</li> <li>・ 復興特別所得税の導入に伴い、特別控除も計算方法を一部変更</li> </ul>
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別控除の限度額が、所得割の10%から20%に拡大</li> <li>・ ワンストップ特例制度の導入</li> </ul>

## 9-1 特別区民税の主な改正内容(平成29年度)

1. スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の新設(平成28年度改正再掲、平成30年度から適用)  
セルフメディケーションの推進及び、適切な健康管理のもと、医療用医薬品からの代替を進め、医療費の適正化を進めることを目的として新設されました。セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となります。

比較	セルフメディケーション税制 ※平成33年12月31日まで	医療費控除
制度利用可能者	その年中に健康増進及び疾患の予防への取組として、医師の関与のある一定の取組(特定健康診断・予防接種・定期健康診断・健康診査・がん検診)を行った個人	その年の1月1日から12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った個人
支出期間	その年の1月1日から12月31日までの対象支出	その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費
対象支出	自己又は自己と生計を一にする配偶者・その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入の代金 ※対象品の詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。	平成29年分から領収書提出の代わりに「医療費明細書」の作成が必要になりました。平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。医療費・介護保険サービス・医薬品購入など※詳細は国税庁ホームページをご覧ください。
所得控除額	その年中に購入したOTC医薬品の代金の合計額-12,000円(上限控除額は88,000円)	その年中に支払った医療費から補てん金を差し引き、10万円もしくはその年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等5%の金額を差し引いた金額

### 2. 金融所得の一体化

金融所得課税の一体化を進める観点から、公社債等に係る課税方式を変更するとともに、公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲が拡大されます。

### 3. 空き家売却時の譲渡所得の特別控除の導入

相続開始の直前に被相続人が住んでいた家屋及び相続開始の直前に被相続人の居住用家屋の敷地であった土地等を相続により取得をした個人が、特例適用期間内に一定の譲渡をした場合には、その譲渡所得の金額について居住用財産の3000万円特別控除を適用することができるようになりました。

### 4. 給与所得控除の見直し

給与所得控除の上限額が、以下のとおり段階的に引き下げられました。

項目	平成26～28年度	平成29年度住民税	平成30年度住民税
上限額が適用される給与収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

### 5. 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類添付義務化

非居住者である親族(国外居住親族)に係る扶養控除等の適用を受ける場合は、親族関係書類及び送金関係書類を提出または提示しなければならないこととされました。

### 6. 住宅借入金等特別控除の適用期限の延長

適用期限が平成33年12月31日まで、1年6か月延長されました。

## 9-2 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（平成31年度適用）

### 1. 配偶者控除等の見直し

#### (1) 定義の改正

「控除対象配偶者」の定義が改められ、以前の定義の「控除対象配偶者」は「同一生計配偶者」に名称が変更となります。

- ・同一生計配偶者：納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下のもの
- ・控除対象配偶者：同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者

#### (2) 配偶者控除の改正

合計所得金額が1,000万円超の納税義務者は、配偶者控除を取ることができなくなります。また、配偶者控除が取れる場合でも、納税義務者の合計所得金額に応じて控除金額が変更になります。

納税義務者の合計所得金額	住民税控除金額	所得税控除金額
900万円以下	33万円（38万円）	38万円（48万円）
900万円超 950万円以下	22万円（26万円）	26万円（32万円）
950万円超 1,000万円以下	11万円（13万円）	13万円（16万円）

※（ ）内は老人控除対象配偶者の控除金額

#### (3) 配偶者特別控除の改正

控除対象となる配偶者の合計所得金額が123万円まで拡大され、納税義務者の合計所得金額に応じて控除金額が変更になります。

	納税義務者の合計所得金額						
		900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下	
		住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税
配偶者の合計所得金額	38万円超 85万円以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
	85万円超 90万円以下		36万円		24万円		12万円
	90万円超 95万円以下	31万円		21万円		11万円	
	95万円超 100万円以下	26万円		18万円		9万円	
	100万円超 105万円以下	21万円		14万円		7万円	
	105万円超 110万円以下	16万円		11万円		6万円	
	110万円超 115万円以下	11万円		8万円		4万円	
	115万円超 120万円以下	6万円		4万円		2万円	
	120万円超 123万円以下	3万円		2万円		1万円	

税務概要  
コラム③

# 住民税の特別徴収とは？

事業主の方(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に払う給与から個人住民税(給与差し引き)を納入していただく制度です。住民税を納める方法は3種類あります。6月から翌年5月までが住民税における1年間です。

### 【普通徴収】

- ・区から送る納付書を使い、金融機関等の窓口で納付したり、口座振替等で納付する方法。
- ・納期は年4回(6・8・10・翌年1月末日が納期)

### 【特別徴収】

- ・事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に払う給与から個人住民税を差し引きし、納入する方法。
- ・納期は年に12回(6月から翌年5月に支給される給与から差し引き)

### 【年金特別徴収】

- ・公的年金等の所得にかかる住民税を、原則として年6回支給される公的年金から差し引きする方法。
- ・納期は年に6回(4・6・8・10・12・翌年2月に支給される公的年金から差し引き)

### 特別徴収義務者となる事業主の方

所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収で納入することが法律で義務付けられています。法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。(地方税法第321条の4)

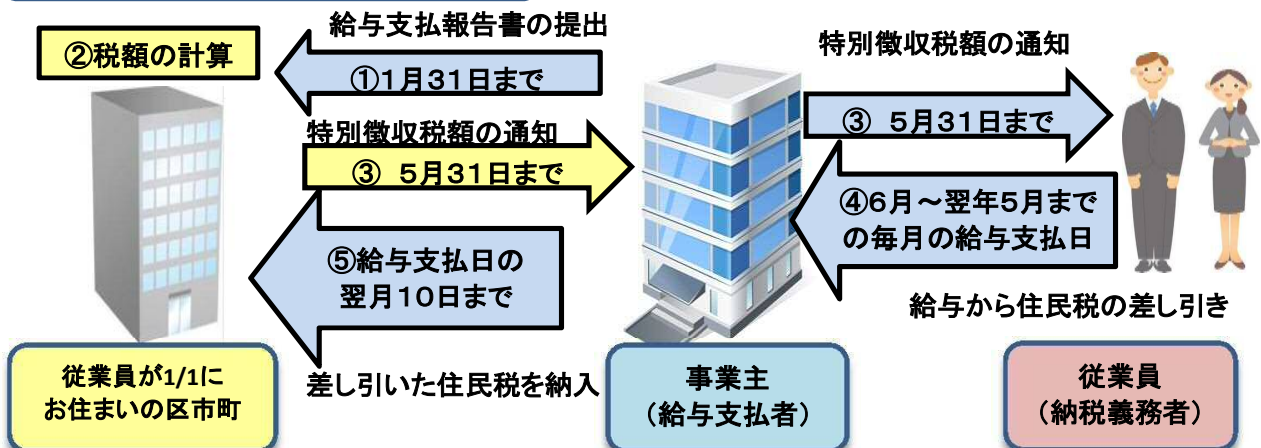
### 特別徴収の対象となる従業員の方

前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合は、原則として、アルバイト、パート、役員等すべての従業員が特別徴収の対象となります。

地方税法では、従業員の住民税の徴収方法は特別徴収が原則とされていますが、これまで普通徴収と特別徴収の区分は事実上選択制となっていました。

これを「普通徴収切替理由」に定める一定の基準に当てはまる場合のみ普通徴収を認めることとし、東京都では平成29年度より特別徴収義務者の全件指定を実施しています。

## 特別徴収の仕組み



# マイナンバー(個人番号)とは?

## 1. マイナンバーとは

マイナンバー(個人番号)は、住民票を有するすべての方に付けられる一人ひとり異なる12桁の番号です。マイナンバーは、国や地方公共団体などが、社会保障・税・災害対策の手続きをする際に、正確かつスムーズに個人情報を確認するために利用されています。

## 2. 税の分野でマイナンバーはどう利用されるか

平成28年分以降の確定申告や住民税申告書などを提出する際には、マイナンバー(個人番号)を記載することになりました。これにより課税資料の判断が正確かつ効率的に行えるようになり所得把握の正確性が向上し適正・公平な課税に役立っています。このためマイナンバー(個人番号)は正確に記入する必要があります。



## 3. 本人確認

マイナンバー(個人番号)が記載された申告書等を提出する際は、第三者による成りすましによる虚偽申請や各種証明書の不正取得を未然に防ぐため、本人確認(番号確認及び身元確認)をさせていただきます。

## 4. マイナンバー制度の情報連携

行政機関同士の情報連携が本格稼働することにより、マイナンバー(個人番号)を用いることでこれまで提出する必要があった書類を省略できるようになりました。

例) 児童手当の申請時に提出する課税証明書など

## 5. マイナンバーカード(顔写真つき)の活用方法

① マイナンバーカードを持っていると、お近くのコンビニで朝6時30分から午後11時まで住民票や税証明書などを取ることができます。

② 豊島区立中央図書館では、マイナンバーカードでも図書資料の貸し出しが可能になりました。

※簡単な手続きが必要です。



# － 第 4 章 －

## 納税状況等

1 納税の方法（収納方法の種類と割合）

2 収納率の推移

3 滞納者の年齢及び滞納額

4 分割納付と納税の猶予

コラム⑤ こんなときはどうすればいいの？納税Q&A

5 督促状・催告書の推移（発付・収納）

6 差押え件数と滞納額の推移

7 口座振替加入者数・率の推移

8 税証明発行数の推移

コラム⑥ 税金の還付について

コラム⑦ クレジット納付について

# 1 納税の方法（収納方法の種類と割合）

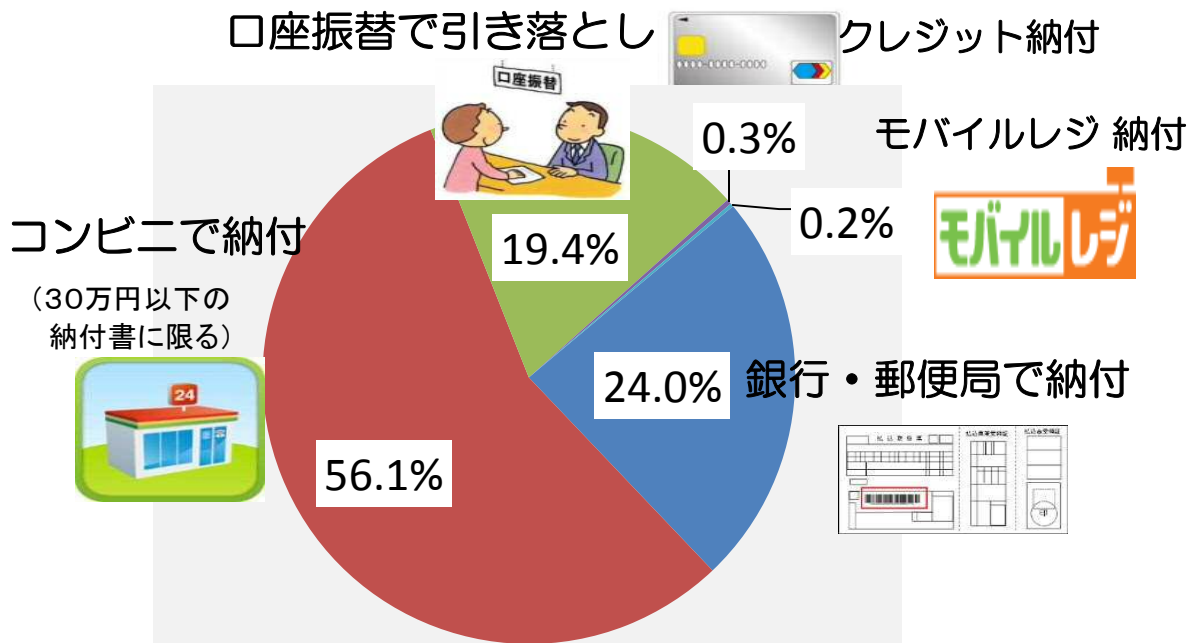


税額通知と一緒に普通徴収の納付書が送られてきましたが、どこで納付すればいいのですか？

普通徴収の場合、納付書は銀行・郵便局・コンビニで使用できます。また、納付書でなく、口座振替・クレジット・モバイルレジでも手続きをすれば納付することができます。



## 豊島区の納税方法別の収納割合 (平成28年度決算における普通徴収の納付件数割合)



### POINT

住民税は様々な方法で納付することが可能です。納付方法を件数で見ると、コンビニ納付の件数が半数以上を占めていることがわかります。

また、次に銀行・郵便局での納付、口座振替払いが多い状況となっており、クレジット納付やモバイルレジ納付(※)も最近は増えてきています。

※モバイルレジ納付とは、納付書のバーコードを携帯電話のカメラで読み取り、ネットバンキングを利用して税金や保険料を納付できるサービスです。

## 2 収納率の推移

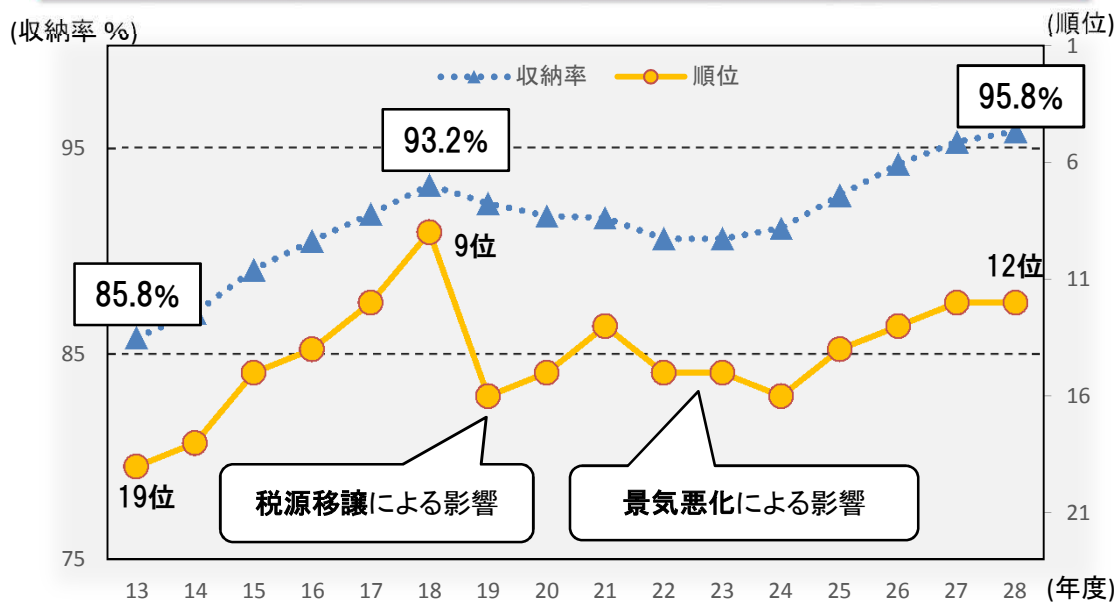


28年度の豊島区の収納率はどのくらいですか？

28年度の収納率は95.8%で、豊島区は23区の中で12位でした。



### 特別区民税の収納率及び23区順位の推移



収納率とは？

⇒ 課税額に対して納付された金額の割合のことです。

計算方法 【 収納額 ÷ 課税額 × 100 = 収納率 】

### POINT

平成13年度には85.8%（19位）でしたが、休日・夜間の納税相談や差押えを強化するなどの対策を講じてきた結果、18年度には93.2%（9位）まで上昇しました。19年度以降は税源移譲やリーマンショック等の影響により率・順位ともに下降しましたが、納税方法の多角化（コンビニ・モバイル収納など）や滞納整理業務体制の変更や催告を強化したことで、28年度には95.8%（12位）まで順位を上げています。



### 3 滞納者の年齢及び滞納額



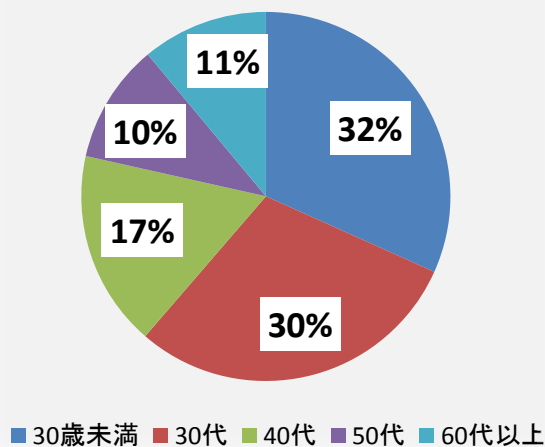
滞納者の年齢層や滞納額は、どのような状況なのですか？

最近の調査結果では、年齢では30歳未満の方が最も多く、滞納額では10万円以下の滞納を抱えている方が半数以上であることが分かりました。

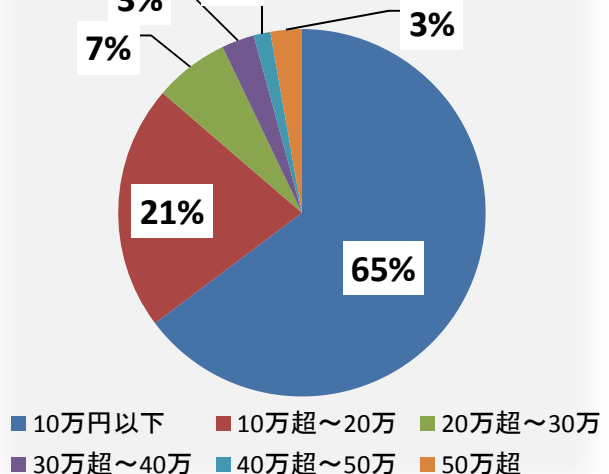


#### 滞納者の年齢・滞納額の構成割合(28年度末)

滞納者の年齢



滞納額



#### POINT

納税相談の内容を分析すると、滞納する主な理由は下記のとおりであることがわかりました。

**【経済的困窮】** 失業、倒産などで世帯の収入が減少。  
病气、育児、加齢などで就労できない。  
就労先が見つからない。

**【その他】** 忙しくて納付を忘れていた。他の支払いと勘違いしていた。  
個人的債務を優先した。  
住民税が翌年度課税であることを知らなかった。  
会社のほうで給料から差し引いていると思っていた。

## 4 分割納付と納税の猶予

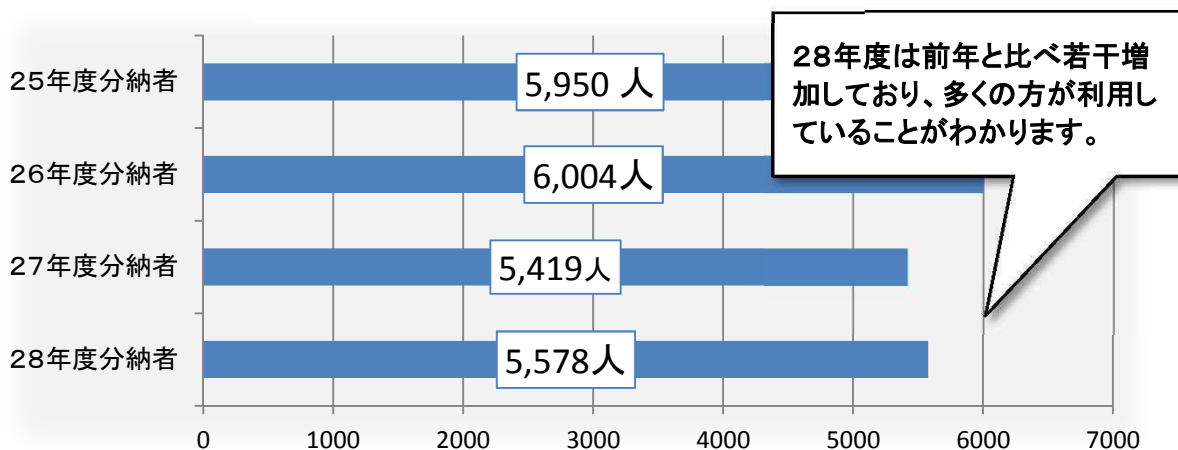


退職したり、入院などで納付書の期限に納付できないときはどうすればいいのですか？

住民税は前年の収入によって決定しているので、退職等で現在収入が無くても納付しなければなりません。  
納税が困難になったときには、まずご相談ください。  
生活状況をお伺いしたうえで、原則1年以内に限り、分割して納付することができます。ただし、原則として延滞金が発生します。



### 分納者数の推移



### POINT

#### 【地方税法第15条の要旨】

地方団体の長は、納税者が次の各号に該当する場合において納税できないと認めるときは、一年以内に限り、その徴収を猶予することができます。この場合、納入することができない金額については分割納付できます。

(例示)

- ①納税者がその財産について震災、風水害、火災その他の災害を受け又は盗難にあったとき。
- ②納税者又は生計を同一にする親族が病気にかかり又は負傷したとき。
- ③納税者が事業を休廃止したとき。
- ④納税者が事業について著しい損失があったとき。


 税務概要  
コラム⑤

## こんなときはどうすればいいの？ 納税Q&A

ここでは、税務課整理グループに日々寄せられるお問い合わせの中から、よくある質問をご紹介します。

### Q: 引っ越した後の住民税はどうなるの？

A: 住民税は、**1月1日に住んでいる（住民票がある）自治体**から前年中の所得金額が一定以上ある方に対して課税されます。  
例えば、29年1月2日にA区からB区へ引っ越したとしても、29年度の住民税はA区に納付する必要があります。

### Q: 亡くなった親族の住民税はどうなるの？

A: 住民税が課税されている場合、**納税義務は相続人に承継**されます。  
豊島区では相続人代表者指定通知をお送りし、納税を相続人代表者へ依頼しています。  
※相続放棄した場合は、相続放棄申述受理証明書を提示していただければ支払いは免れます。

### 退職時の住民税はどうするの？

A: 2種類の方法があります。  
①残りの住民税をまとめて給与から天引きと  
する方法  
②「普通徴収の切り替え」手続きをおこない  
個人で納付とする方法  
まずは会社の経理担当に相談してください。

### 海外へ行くとき納税はどうするの？

A: 納税通知書の受け取りや納税していただく**納税管理人の選任が必要**です。  
ただし、出国前に全額納付いただいた場合は不要となります。

### 大学に通学している外国人は免除になると聞きました。本当ですか？

A: ①**租税条約の適用対象となる国である** ②**学校教育法第1条に規定する学校の学生である**  
上記2点を満たす方は在学期間に限り免除になります。  
詳しくは税務課課税第一、第二グループまでお問い合わせください。



**ご不明な点は区役所担当までお問い合わせください！**



## 5 督促状・催告書の推移(発付・収納)

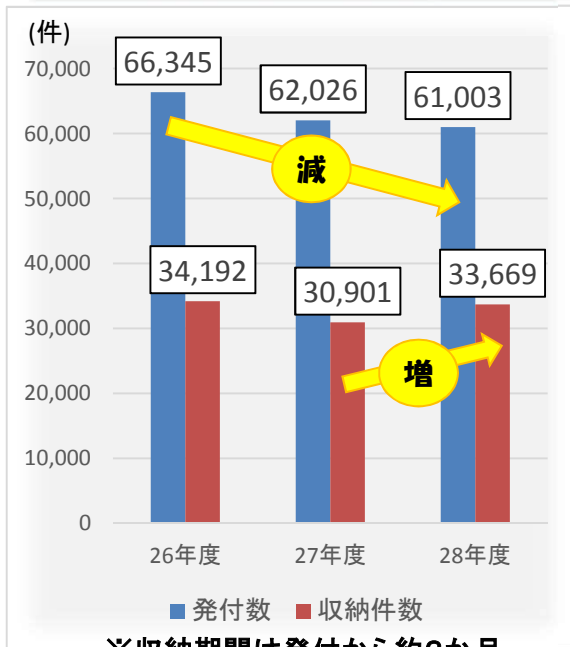


督促状・催告書はどのくらい発付し、そのうちどれくらい納付されているのですか？

平成28年度は、督促状を約61,000通発付して、半数の方が納付されています。催告書は7・12月の合計で約20,000通発付しており、約2割の方が納付されています。



### 督促状の推移



◆平成27・28年度を比較した場合◆  
 発付件数: 減少傾向  
 収納件数: 増加傾向

### 催告書の推移



◆7月催告を年度別に比較した場合◆  
 催告発付人数: 減少傾向  
 収納人数: 増加傾向

### POINT

①督促状 (納期限までに納付がない全ての方へ送付しています。)

近年、期限内納付していただける方が増加しており、発付数は減少傾向にあります。一方、督促状発付後の納付件数・金額は増加傾向にあり、発付件数・金額の半分程度を納めていただいています。

②催告書 (督促状を送付してもなお納めていただけない方へ送付しています。)

滞納額の減少に伴い、発付件数は毎年減少しています。従来は年3回催告書を発付していましたが、更なる収納率の向上に向け、平成29年度は年4回催告書を発付する予定です。

## 6 差押え件数と滞納額の推移

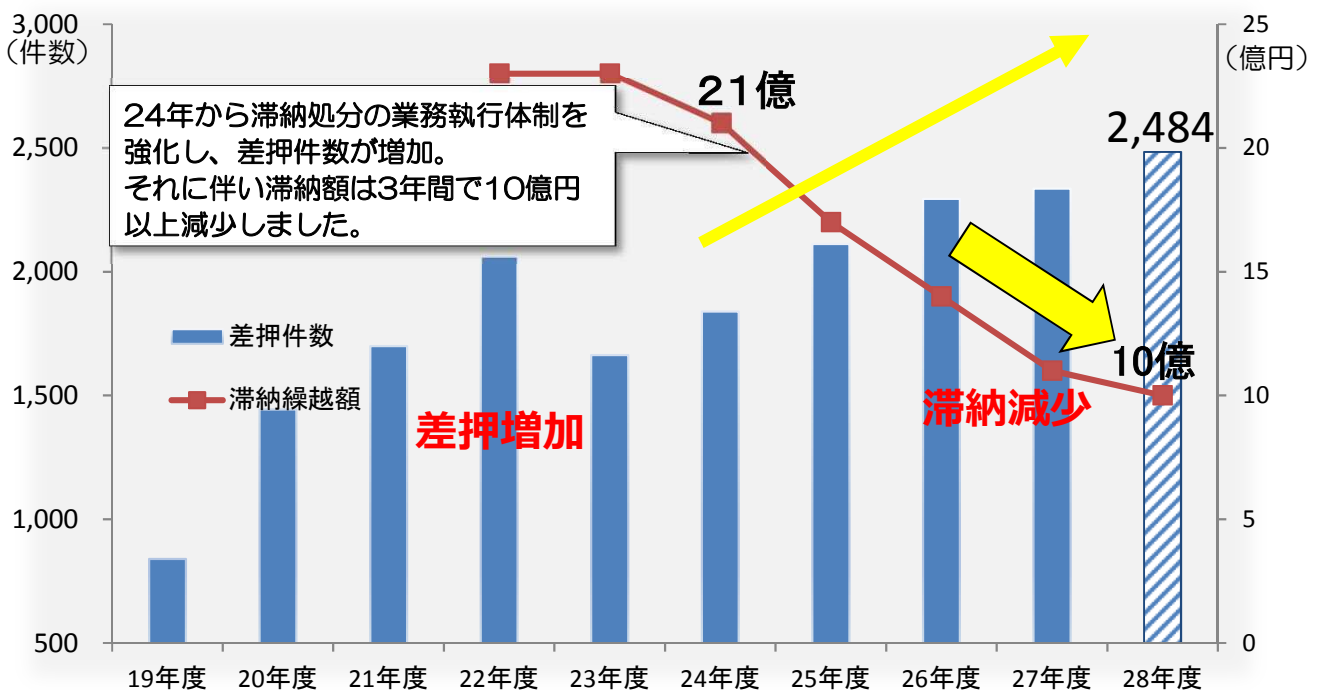


豊島区では滞納者に対してどのくらい差押えを実施し、滞納額はどのような推移になっていますか？

28年度は約2,500件の差押えを実施しました。差押えの増加により滞納額は減少傾向にあります。



### 差押え件数の推移



### POINT

#### 差押え件数増加の要因

平成24年11月より滞納処分の業務執行体制を地区担当制から機能分担制(=電話と窓口対応に特化した交渉班と、財産調査や滞納処分に特化した差押班に役割分担することで、各々の分野の業務を集中的に行うことを可能とした体制)へ移行しました。

これにより、集中的な財産調査・滞納処分が可能となり、平成28年度の滞納額は約10億円台まで圧縮されました。

## 7 口座振替加入者数・率の推移

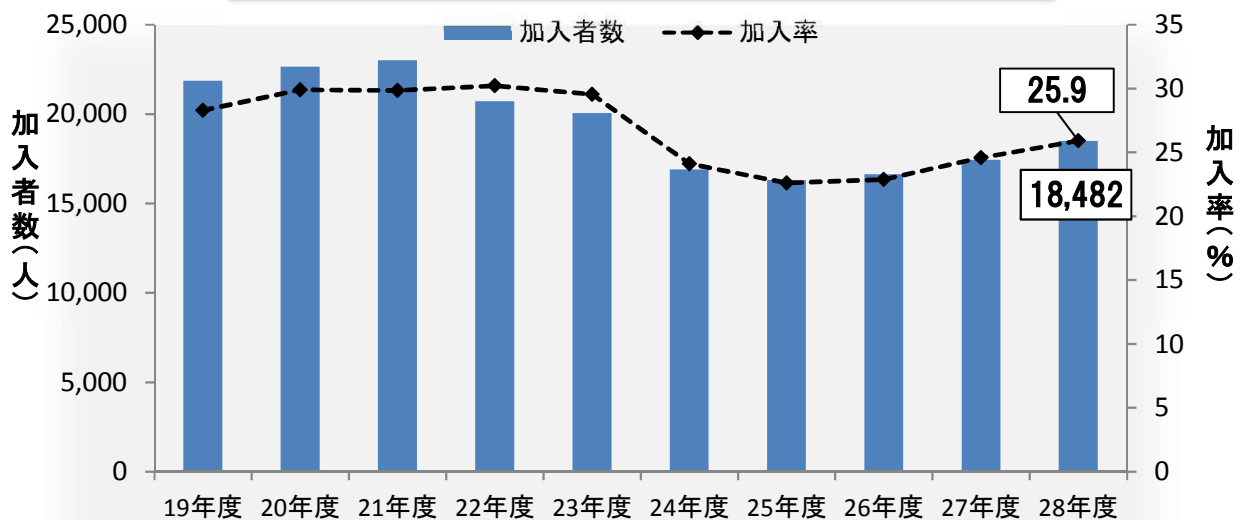


口座振替に加入している人はどれくらいいるのですか？

口座振替加入者は平成28年度で約18,500人で、普通徴収の納税義務者に占める割合は約3割です。



口座振替加入者数(率)の推移



※加入率：現年課税分(普通徴収)の納税義務者数に占める口座振替加入者数の割合

### POINT

納税義務者の高齢化に伴い、住民税を年金から差し引いて納める方が増えているため、平成21年度以降は口座振替加入者数が減少傾向にあります。

しかし、26年度から口座振替受付に関する手続きが電子化され、区役所の窓口でキャッシュカードがあれば手続きできる「ペイジー」を導入したため、26年度以降は加入者数、口座振替率ともに微増しています。

※非課税、特別徴収等で2年間口座振替を利用しなかった場合は、自動的に取り消されることがあります。

# 8 税証明発行数の推移

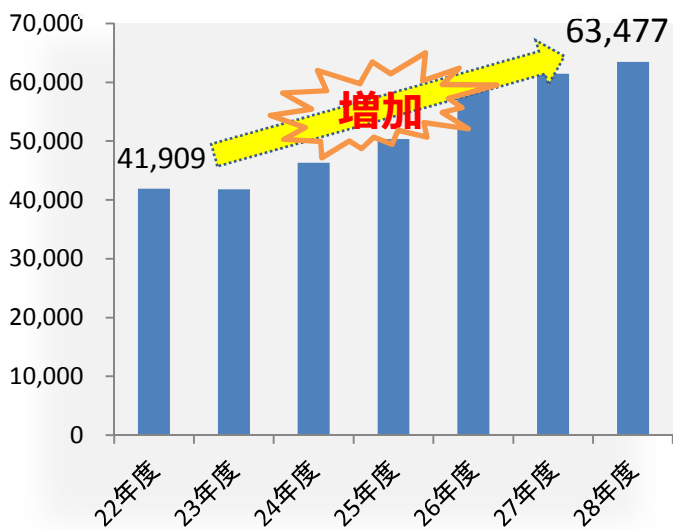


税証明はどれくらい発行されているのですか？

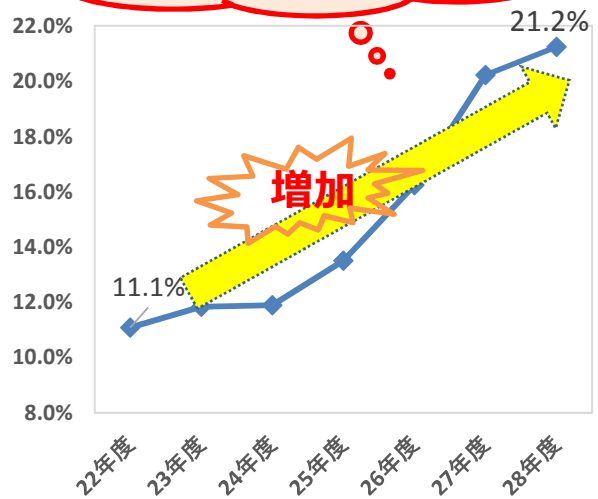
税証明の発行は近年増加傾向にあり、平成28年度は約63,000件を発行しています。



## 税証明発行数の推移



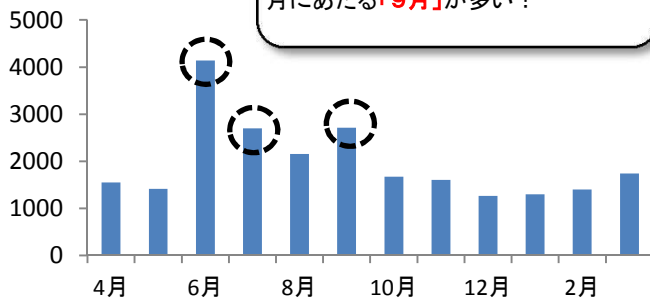
## 「自動交付機の割合」を見ると...



## 「月別」に見ると...

月別・発行人数

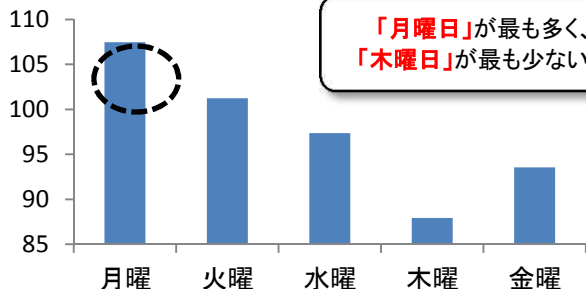
最新年度分の証明書が発行開始になる「6月・7月」や、シルバーパス更新月にあたる「9月」が多い！



## 「曜日別」に見ると...

曜日別・平均発行人数

「月曜日」が最も多く、「木曜日」が最も少ない！



## POINT

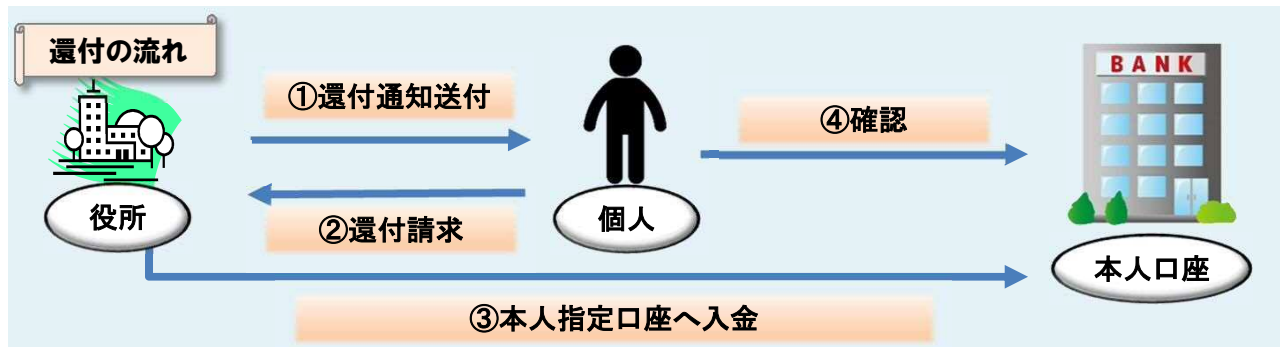
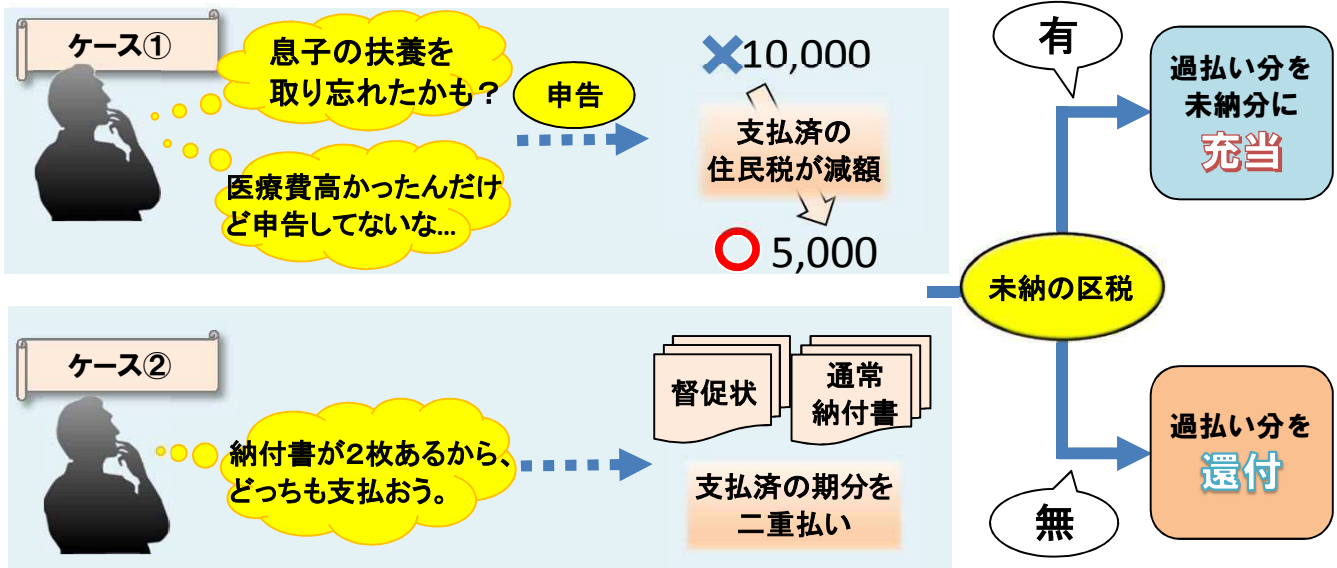
税証明は、近年、シルバーパスなど収入や所得の制限がある行政サービスが増加し、その審査のため税証明書の発行件数も増加しています。平成22年度には約42,000件でしたが、28年度には約63,000件まで増加しました。

税務概要  
コラム⑥

税金の還付って何？



税金を多く払いすぎてしまったり、間違っ  
てしまった時に、その分を返すことです。



区役所では区税の還付にあたり、次のようなご案内は行っておりません。  
悪質な還付金詐欺に注意しましょう！



電話のみでご案内

口座番号の電話での聞き取り

非通知での電話

ATMの操作指示

ご不明な点は区役所担当までお問い合わせください！



## 税務概要 コラム⑦



### 特別区民税・都民税(普通徴収)は クレジット納付できるの？



豊島区ではYahoo! 公金支払いサービスを利用し、クレジット納付が可能です。  
お支払には「請求番号」「確認番号」が必要になります。  
事前に税務課・整理グループへお申し込みください。

### クレジット納付のメリット

#### ♪便利でスピーディな支払が可能に！

納付書を持ってコンビニや区役所に赴くことなく納付できるので、時間を節約できます。

#### ♪クレジットカードの立替払の機能を利用！

納付期限内にクレジットカードで決済をすれば、実際の引き落としまで支払を猶予できます。

### クレジット納付の注意点

#### 注意① 手数料がかかります

納付金額に応じて手数料が異なります。

納付額	決済手数料
～10,000円	0円
～20,000円	108円(税込)
～30,000円	216円(税込)
～40,000円	324円(税込)
～50,000円	432円(税込)
以降10,000円 増えるごとに	108円(税込) ずつ加算

#### 注意② 納税証明書発行までに 時間を要します

支払手続完了から  
納税証明が発行できるまでに

**14日～35日**

程度要します。

カード会社から豊島区税務課に実際に入金があるまでは、納税証明書は発行できません。急いで納税証明書が必要な方は、税務課窓口で直接ご納付ください。



#### 注意③ 取消・返金はできません

Yahoo! 公金支払いサービスの支払手続完了後は、  
いかなる理由があっても取消・返金はできません。



Yahoo! 公金支払いアドレス

<http://koukin.yahoo.co.jp/>

# － 第 5 章 －

## 軽自動車税

- 1 軽自動車税（登録台数・税収）の推移
  - 2 軽自動車税（収納率）の推移
  - 3 普通自動車と軽自動車登録台数の比較
  - 4 23区別人口に対する軽自動車保有率
- コラム⑧ 軽自動車税の歴史と税率の変遷

# 1 軽自動車税（登録台数・課税額）の推移

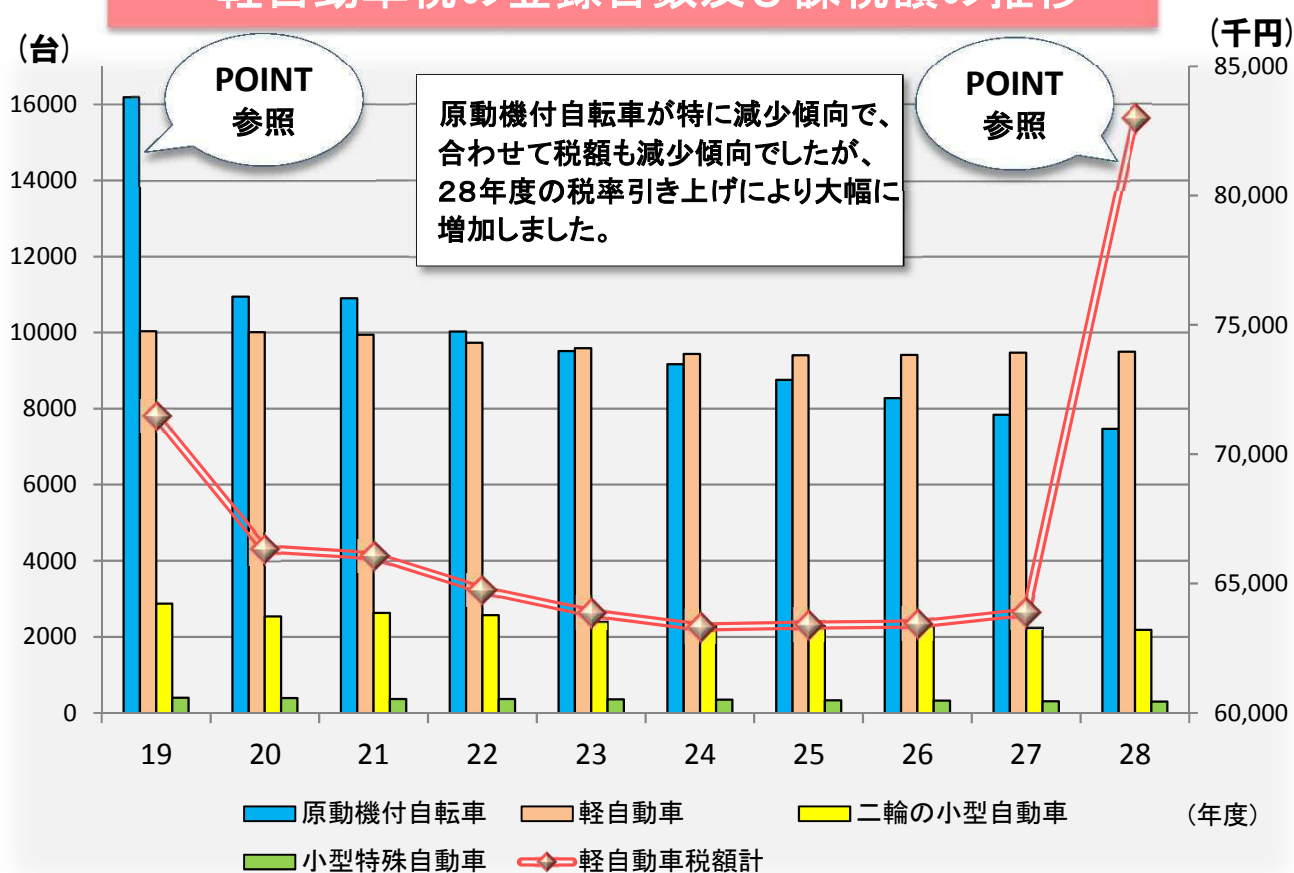


軽自動車税の登録台数・課税額の推移を教えてください。

登録台数の減少に伴い、課税額も減少傾向にありましたが、28年度は税額変更のため課税額が増えました。



## 軽自動車税の登録台数及び課税額の推移



### POINT

28年度軽自動車税の登録台数は、全体で約2万台。税額は8千3百万円です。

原動機付自転車は、平成19年に業者がセールのために大量登録を行ったことで、1年のみ大幅に増加しましたが、ニーズの低下により登録台数が減少しています。

28年度から約30年ぶりに標準税率が引き上げられたこと等により、登録台数はほとんど変わりませんが、課税額が大幅に増加しました。

## 2 軽自動車税(収納率)の推移

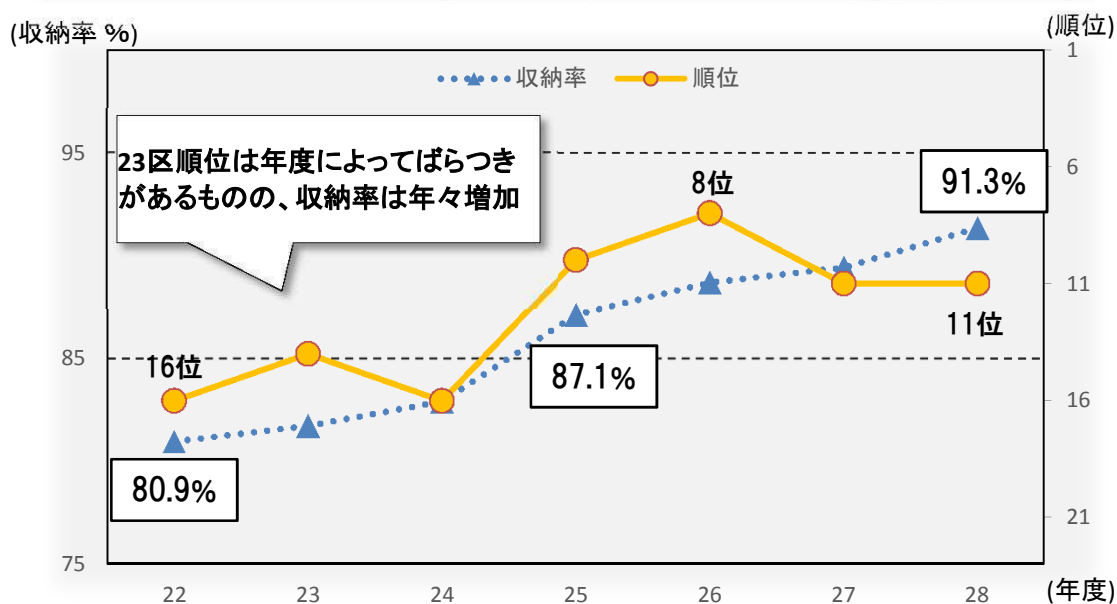


28年度の豊島区の収納率はどのくらいですか？

28年度の収納率は91.3%で、豊島区は23区の中で11位でした。



### 軽自動車税の収納率及び23区順位の推移



収納率とは？

⇒ 課税額に対して納付された金額の割合のことです。

計算方法 【 収納額 ÷ 課税額 × 100 = 収納率 】

### POINT

収納率は平成22年度には80.9%（16位）でしたが、収納推進の取組み等により年々上昇し、28年度は課税額が大幅に増加したにも関わらず、91.3%（11位）と6年連続で過去最高を更新しました。

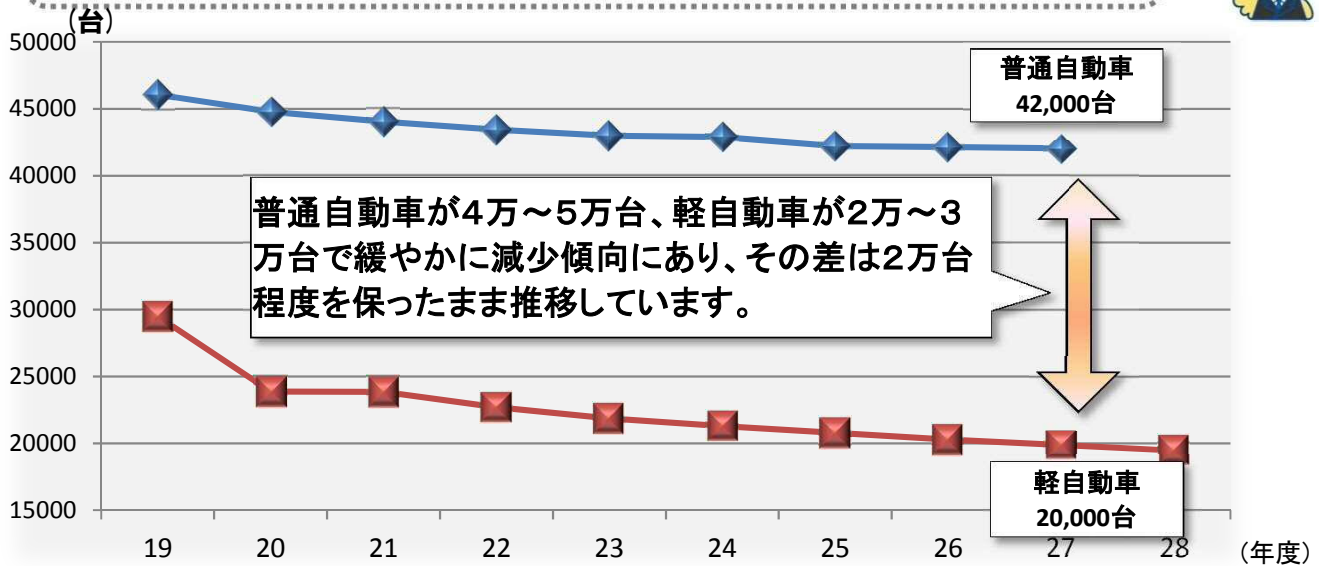
なお、軽自動車税は、納付書その他、コンビニ納付やモバイルレジによる納付も可能となっており、28年度の納付件数を見るとコンビニ納付が約6割、納付書が約4割となっています。

### 3 普通自動車と軽自動車登録台数の比較



豊島区民の軽自動車と普通自動車の保有台数はどちらが多いのですか？

概ね2対1の割合で普通自動車の保有台数の方が多くなっています。

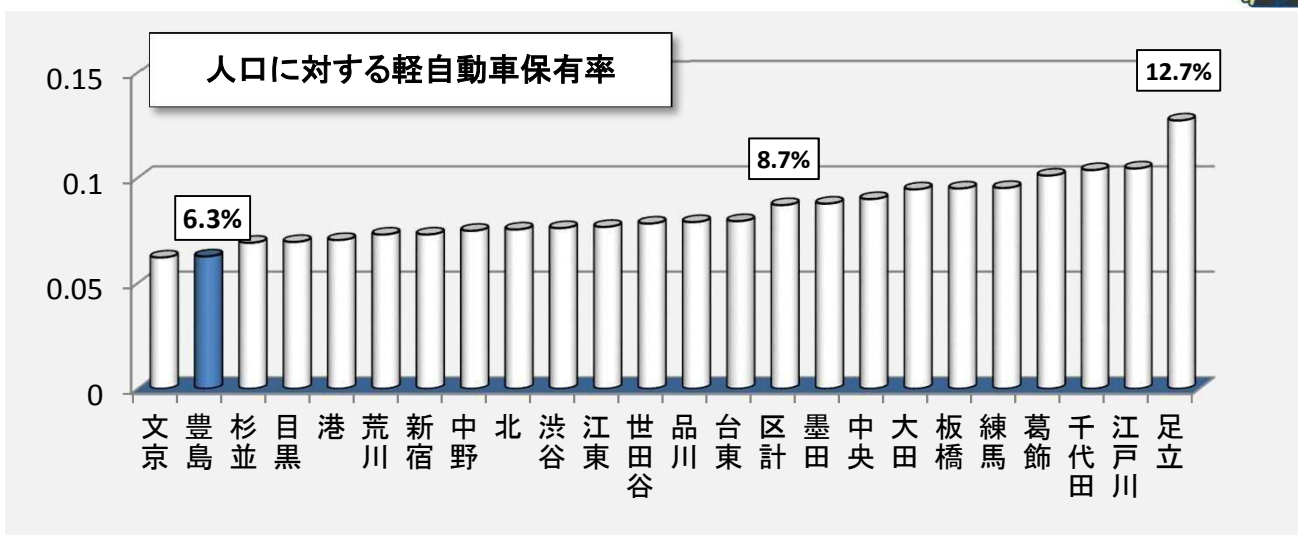


### 4 23区別人口に対する軽自動車保有率



豊島区では軽自動車を持っている人の割合はどれくらいですか？

豊島区は交通の利便性が良く、また人口密度が高いため、23区で2番目に軽自動車保有率が低くなっています。

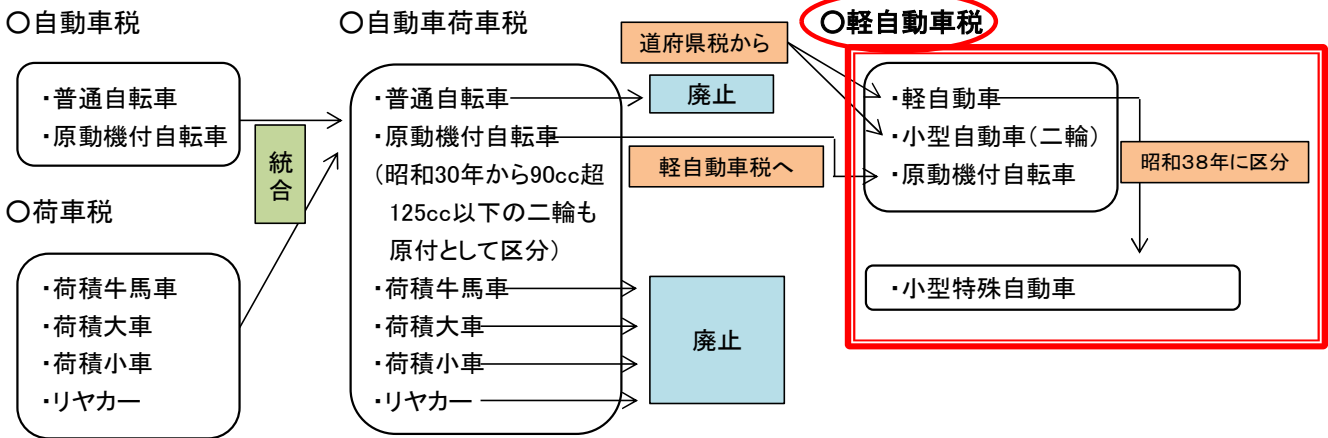


税務概要  
コラム⑧

軽自動車の歴史と  
税率の変遷



昭和33年に税制度等が整理され、軽自動車税が創設されました。



昭和15年 昭和29年

昭和33年

※上表、下表とも「自動車関係税制のあり方に関する検討会報告書」を参照。



昭和33年以降の軽自動車税の税率は下記のとおりです。平成28年度に、約30年ぶりに大幅な改正がありました。

(円)

区 分		昭和33年	昭和36年	昭和37年	昭和40年	昭和51年	昭和54年	昭和59年	昭和60年	平成28年	
原動機付 自転車 (125cc以下)	50cc以下	500				650	700	1,000		2,000	
	50cc超90cc以下	800				1,000	1,100	1,200		2,000	
	90cc超	1,000				1,300	1,450	1,600		2,400	
	ミニカー	-	-	-	-	-	-	-	2,500	3,700	
軽自動車 (660cc以下)	二輪(250cc以下)	1,500	1,500			2,000	2,200	2,400		3,600	
	三輪		2,000			2,600	2,850	3,100		3,900	
	四輪		乗用	3,000		4,500	5,200		5,500		6,900
			営業用 自家用				5,900	6,500	7,200		10,800
	貨物用		営業用	2,500			2,900		3,000		3,800
			自家用				3,300	3,650	4,000		5,000
二輪の小型自動車(250cc超)		2,500				3,300	3,650	4,000		6,000	

※

※平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた三輪及び四輪について新税額を適用。

# － 第 6 章 －

## たばこ税

- 1 たばこ税（売渡本数・税込）の推移
- 2 たばこ税収入の23区比較
- 3 23区の税収に占めるたばこ税の割合
- 4 たばこ税率の変遷（旧三級品除く）

コラム⑨ たばこ税とは？

# 1 たばこ税（売渡本数・税収）の推移

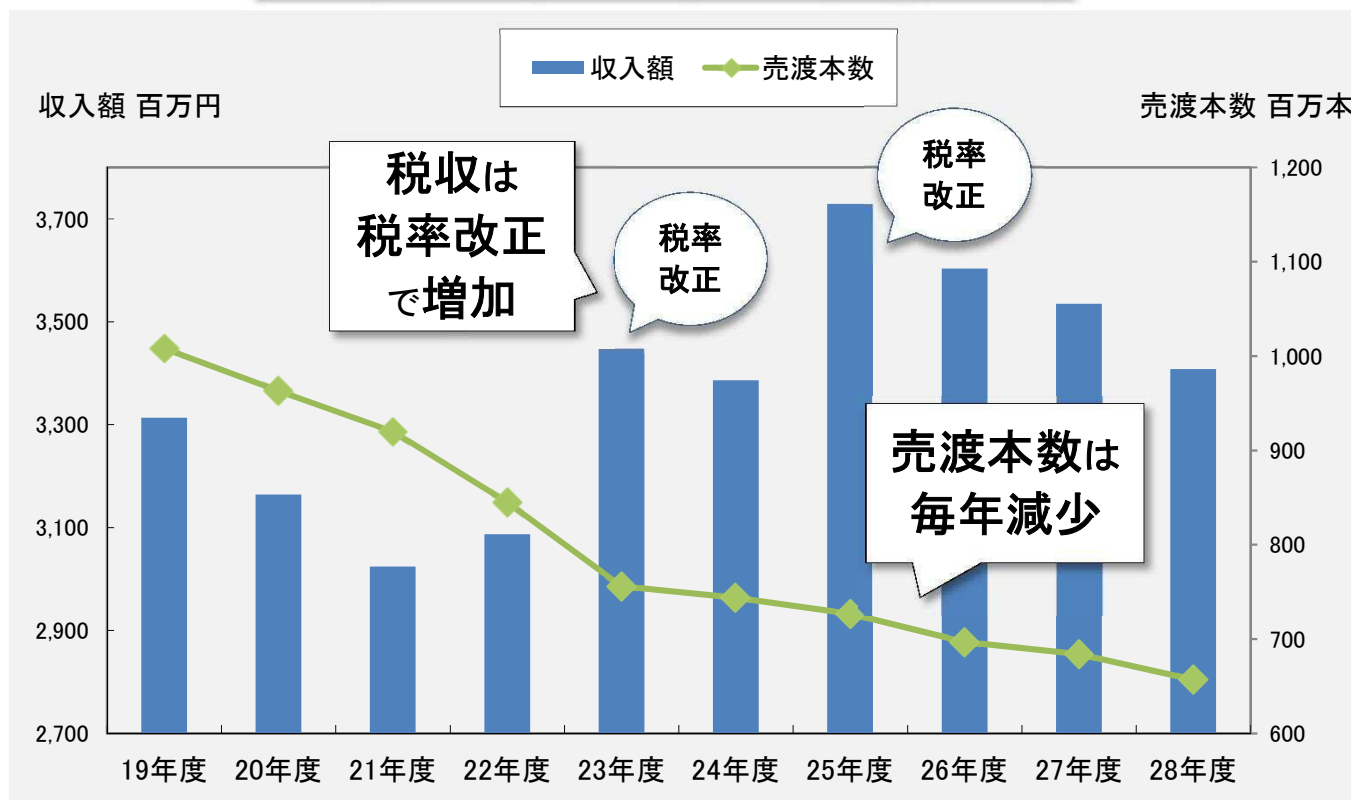


近年、喫煙者が減っていますが、たばこ税収も減っているのですか？

たばこの売り上げは減っていますが、税率の改正（引き上げ）により区の税収は増えています。



## たばこ税の本数と税収の推移



### POINT

28年度たばこ税の課税額は約34億円、売渡本数は約6.6億本です。

喫煙者の減少に伴い、売渡本数は年々減少していますが、収入額は23年度、25年度に大きく増加しています。これは、23年度、25年度に特別区たばこ税の税率が引き上げられたことによるものです。また、28年度から4年間、旧3級品の手持ち品課税が実施されています。

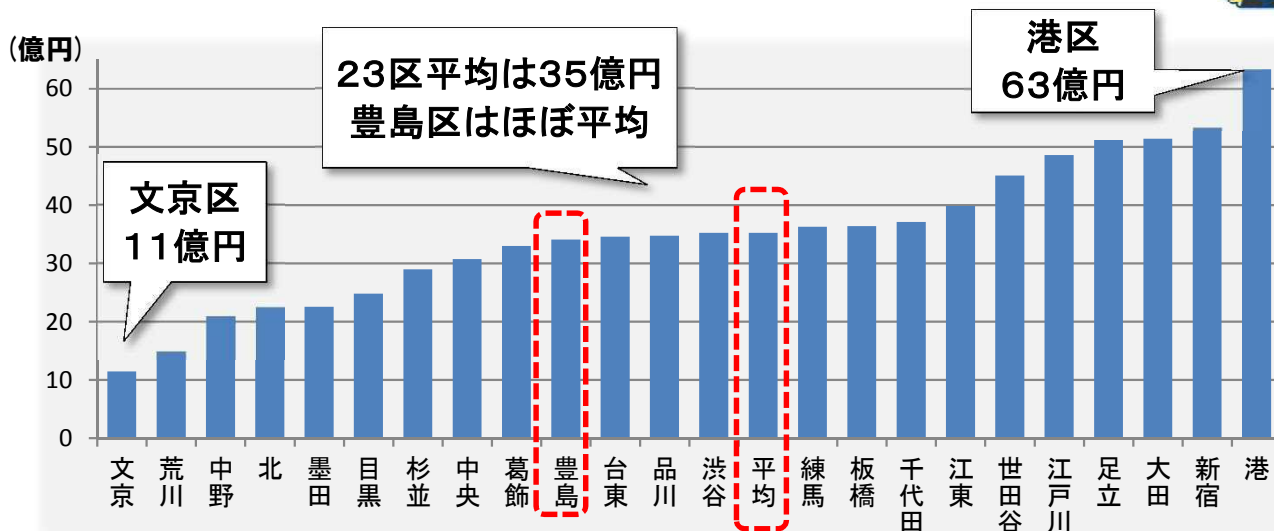


## 2 たばこ税収入の23区比較



23区のたばこ税収入の状況を教えてください。

最も税収が多い港区と、最も低い文京区では52億円の差があります。豊島区は34億円で、ほぼ23区平均と同じです。

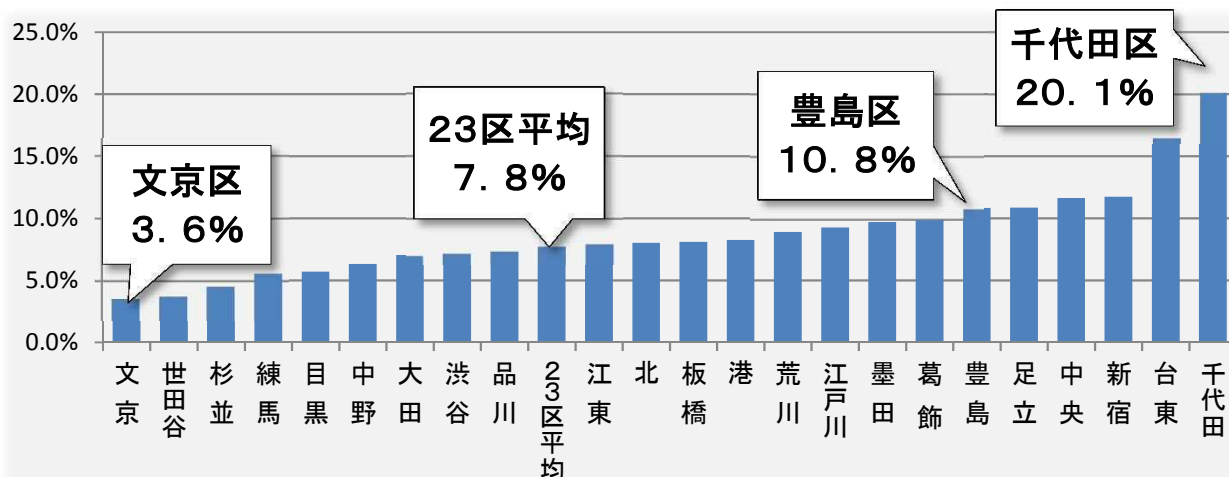


## 3 23区の税収に占めるたばこ税の割合

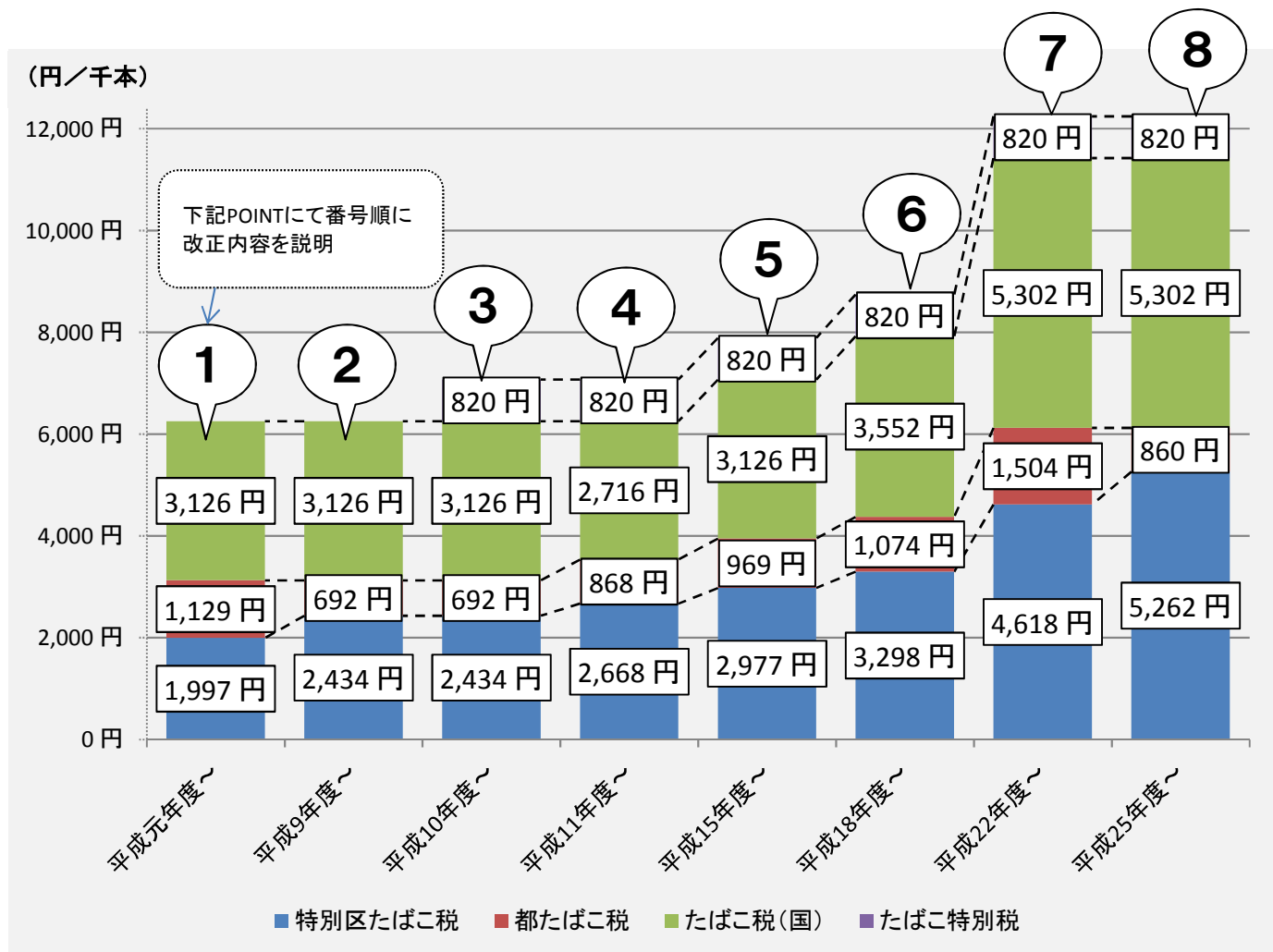


たばこ税は非常に大きい税収ですが、各区の税収に占める割合はどの位ですか？

最も割合が大きい千代田区では、税収の約5分の1がたばこ税で、最も小さい文京区では3.6%です。豊島区は税収の約1割をたばこ税が占めています。



## 4 たばこ税率の変遷（旧三級品除く）



### POINT

- ①消費税創設に伴い、たばこ消費税と呼ばれていた税を改定し、たばこ税創設。
- ②都から区への税源移譲
- ③10年12月1日たばこ特別税(国税)創設。旧国鉄及び林野事業の債務返済に使用。
- ④11年5月1日から、国から区・都への税源移譲。
- ⑤15年7月よりたばこ税率改定。手持ち品課税(※)実施。
- ⑥18年7月よりたばこ税率改定。手持ち品課税実施。
- ⑦22年10月よりたばこ税率改定。手持ち品課税実施。
- ⑧25年4月から、都から区への税源移譲。

※手持ち品課税とは…税率改正前に売渡しがされた小売店の手持たばこに対して、税率引き上げ分に相当する課税を行い、改正後と同一の税負担を求めるものです。

なお、旧三級品の特例税率の廃止に伴い、28年度から4年間手持品課税が実施されています。


 税務概要  
コラム⑨

## たばこ税とは…？

たばこ税は、たばこの消費に対してかかる税金です。たばこの価格には、下の表のように5種類の税金が含まれています。

特別区たばこ税は、区の税収であり、たばこの製造業者や卸販売業者などが区内の小売販売業者(たばこ店など)に売り渡した時に課税されますが、たばこの小売価格には、すでにたばこ税が含まれていますので、実質的には消費者が負担していることとなります。

区内の売り上げが多くなれば、豊島区の収入が増えることになります。



税の種類	1箱あたりの税額	1本当たりの税額
特別区たばこ税	105.24円	5.262円
都たばこ税	17.20円	0.860円
国たばこ税	106.04円	5.302円
たばこ特別税	16.40円	1.593円
消費税(地方消費税含む)	31.85円	0.820円
合計	276.73円	13.837円

地方税

国税

## 手持品課税について

たばこ税関係法令の改正により、旧三級品(※)にかかる特例税率が廃止され、平成28年度より4年間をかけて、段階的に税率が引き上げられます。これに伴い、たばこ販売業者等の方が、店舗、倉庫、居宅等で合計5,000本以上のたばこを販売のために所持している場合には、税率の引き上げ分に相当するたばこ税が課税されます。これを「手持品課税」といいます。

※旧三級品とは、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバッド、バイオレット、ウルマの6銘柄

税の種類	平成27年度まで	平成28年4月1日から	平成29年4月1日から	平成30年4月1日から	平成31年4月1日から	旧三級品以外
特別区たばこ税	2,495円	2,925円	3,355円	4,000円	5,262円	5,262円
都たばこ税	411円	481円	551円	656円	860円	860円
国たばこ税	2,517円	2,950円	3,383円	4,032円	5,302円	5,302円
たばこ特別税	389円	456円	523円	624円	820円	820円
合計	5,812円	6,812円	7,812円	9,312円	12,244円	12,244円

4年をかけて、特例税率を廃止し、旧三級品以外と同税率にする。

## **－ 第 7 章 －**

# **狭小住戸集合住宅税**

- 1 狭小住戸集合住宅税の課税概要**
- 2 税創設の経緯**
- 3 税収の推移**
- 4 税による効果**

# 1 狭小住戸集合住宅税の課税概要



狭小住戸集合住宅税（通称ワンルームマンション税）とはどのような税ですか？

30㎡未満の住戸が9戸以上ある集合住宅の建築等に課税する税です。

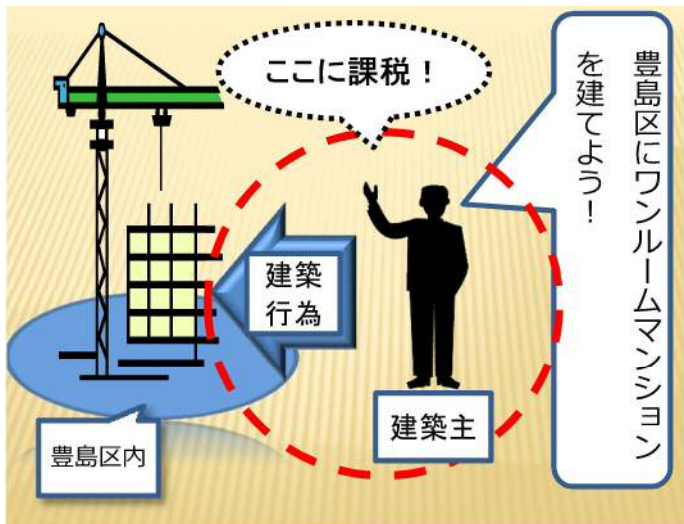


## ① 納税義務者

豊島区内に狭小住戸を有する集合住宅を建築する **建築主に課税** します。

## ② 課税対象・税率

**30㎡未満の住戸が9戸以上**ある集合住宅の建築等を行うときに課税。  
税率は **狭小住戸1戸につき50万円**



〔計算例：全住戸が10戸である住戸を建築する場合〕

30㎡未満の住戸数	30㎡以上の住戸数	税額
10戸	0戸	10戸 × 50万円 = 500万円
9戸	1戸	9戸 × 50万円 = 450万円
8戸	2戸	非課税

## ③ 税の性質

- ・ 全国で **豊島区にしかない法定外税** です。
- ・ 法定外税の中でも **使途が定められていない普通税** です。

### 法定税

消費税

所得税

住民税

法律で規定  
されている税

### 法定外税

狭小住戸  
集合住宅税

宿泊税

遊漁税

自治体が独自に  
新設した税

### 普通税

特にその使途を特定しないで  
徴収される税  
ex. 住民税など多数の税

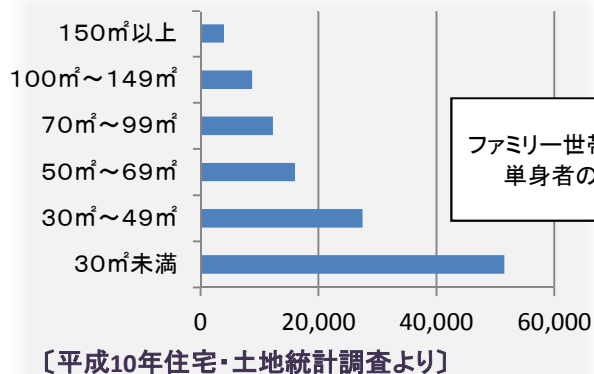
### 目的税

税収の使いみちが決まっている税  
ex. 入湯税  
特定施設の整備や、観光の振興に  
要する費用に充てる

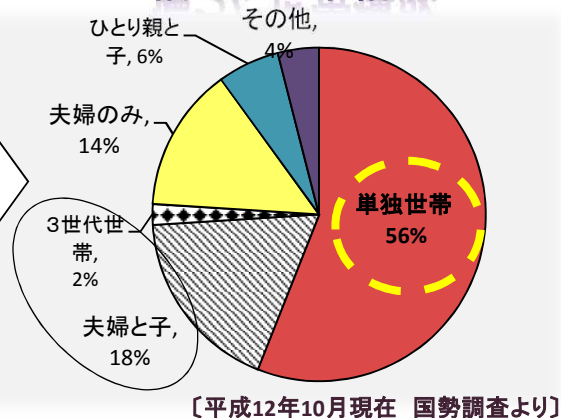
## 2 税創設の経緯

### 豊島区特有の住宅事情、世帯構成

#### 狭小なものに偏った住宅ストック



#### 偏った世帯構成



- ・30㎡未満の住宅のほとんどは借家。
- ・小規模な借家に居住するのは単身世帯が多く、居住期間も短い傾向にある。

コミュニティの希薄化  
定住性の低下

これ以上、狭小なものに偏った住宅供給が続くと下記の問題が生じる

①誘導居住水準（国が定めた世帯人数に応じて確保すべき居住面積）の達成率向上を難しくする。

②定住性の一層の低下につながる。

③まちづくりに目を向ける人口の減少⇒地域の相互扶助機能弱体化

そこで、狭小住戸の抑制策として、税創設の検討が行われました。

平成14年～平成15年…法定外税検討会議

（学識経験者・事業者代表・関係団体代表・区民代表による検討）

平成16年…総務大臣により狭小住戸集合住宅税新説の同意

”平成16年6月”から本税の条例を施行

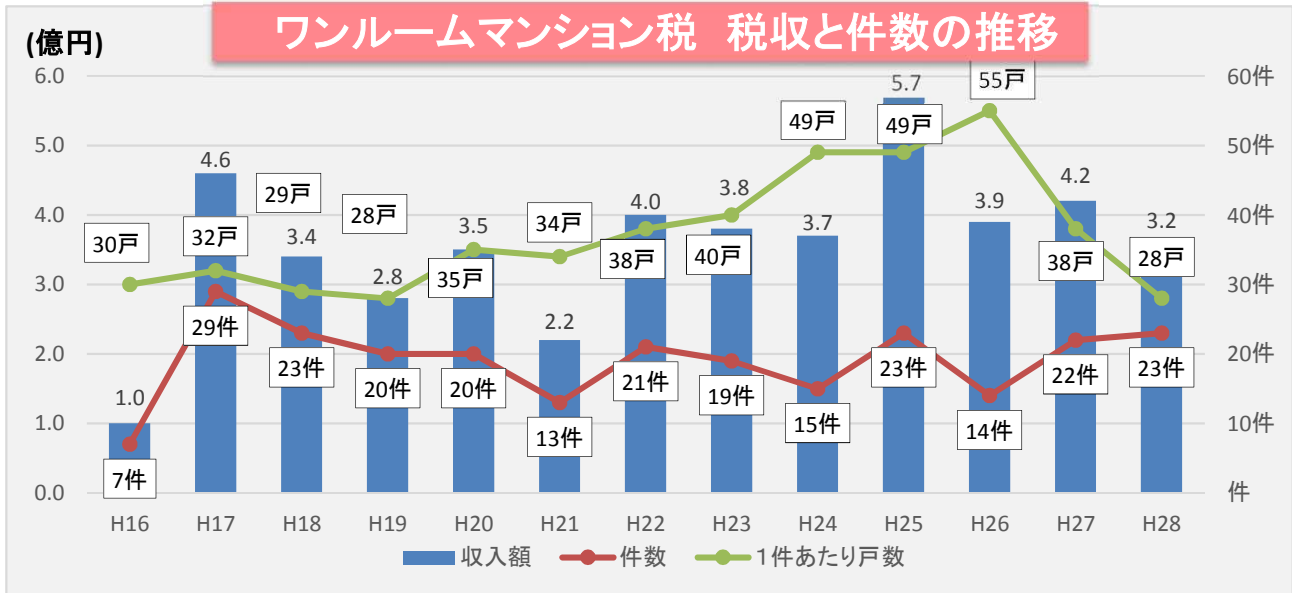
税は条例施行後5年ごとに見直しを行うこととなっており、平成20年、平成25年に「税制度調査検討会議」を開催し、検討の結果、**平成30年まで本税が継続すること**が決定しています。次回の検討会議は30年度に実施予定です。

### 3 税収の推移



狭小住戸集合住宅税が施行されてからの実績を教えてください。

平成16年の税施行から28年度までの13年間で約46億円、249件の収入実績があります。1年平均で約3.5億円の税収です。



### 4 税による効果

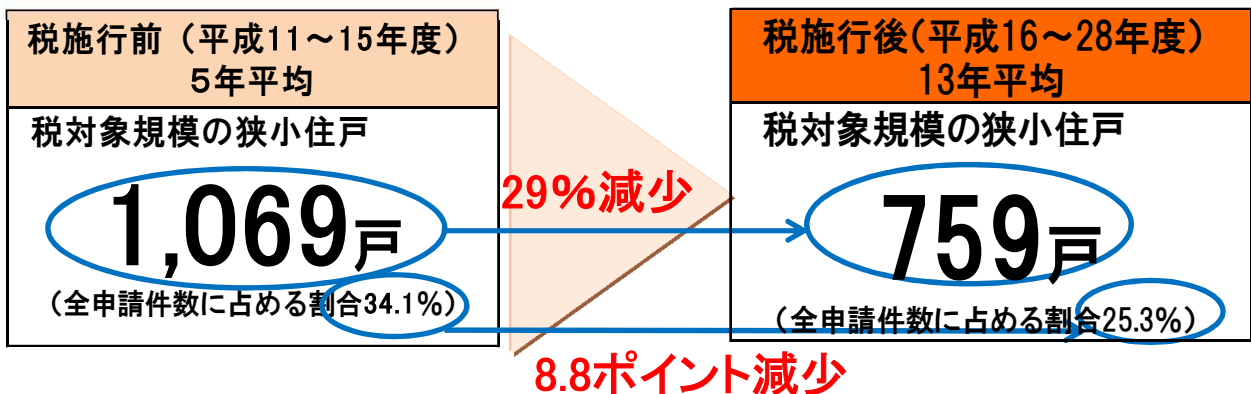



狭小住戸集合住宅税の効果はあるのですか？

税施行前後の建築確認実績より、税対象規模の住戸が数、割合ともに減少していることから、税の建築抑制効果が確認されています。




税施行前後の「建築確認申請戸数」の平均値を比較すると…





# 使用データ





## 1-1 豊島区の収入【28年度決算】

(単位;千円)

	金額	構成比
歳入合計	128,151,433	100.00
特別区税	31,468,146	24.56
地方譲与税	430,717	0.34
利子割交付金	108,317	0.08
配当割交付金	354,198	0.28
株式等譲渡所得割交付金	207,035	0.16
地方消費税交付金	7,513,766	5.86
自動車取得税交付金	195,312	0.15
地方特例交付金	92,102	0.07
特別区交付金	30,404,900	23.73
交通安全対策特別交付金	24,722	0.02
分担金及び負担金	962,598	0.75
使用料及び手数料	3,521,919	2.75
国庫支出金	20,625,668	16.09
都支出金	8,281,948	6.46
財産収入	375,096	0.29
寄附金	13,696	0.01
繰入金	11,173,710	8.72
繰越金	373,155	0.29
諸収入	3,862,126	3.01
特別区債	8,162,300	6.37

## 1-2 特別区(23区)の収入【28年度決算】

(単位:千円)

区名	特別区税収入 ①	一般会計歳入(区税除く) ②	一般会計歳入 ③(①+②)	割合 ①/③	順位
千代田	18,441,614	41,462,635	59,904,249	30.8%	8
中央	26,440,630	73,115,760	99,556,390	26.6%	12
港	76,826,393	58,618,477	135,444,870	56.7%	1
新宿	45,583,128	98,046,170	143,629,298	31.7%	7
文京	32,006,231	54,887,996	86,894,227	36.8%	5
台東	20,961,615	77,200,831	98,162,446	21.4%	18
墨田	23,272,719	92,090,919	115,363,638	20.2%	20
江東	49,986,372	141,795,025	191,781,397	26.1%	13
品川	46,953,652	119,287,857	166,241,509	28.2%	10
目黒	43,460,809	50,990,747	94,451,556	46.0%	3
大田	73,006,451	185,320,921	258,327,372	28.3%	9
世田谷	119,444,765	179,002,692	298,447,457	40.0%	4
渋谷	48,785,053	46,102,202	94,887,255	51.4%	2
中野	33,158,639	95,230,356	128,388,995	25.8%	14
杉並	63,341,296	120,142,000	183,483,296	34.5%	6
豊島	31,468,147	96,683,287	128,151,434	24.6%	16
北	28,067,049	119,429,989	147,497,038	19.0%	21
荒川	16,724,726	83,500,014	100,224,740	16.7%	23
板橋	44,973,474	161,986,976	206,960,450	21.7%	17
練馬	64,892,591	198,804,600	263,697,191	24.6%	15
足立	47,203,112	240,392,934	287,596,046	16.4%	24
葛飾	33,003,364	163,062,577	196,065,941	16.8%	22
江戸川	52,542,168	206,146,339	258,688,507	20.3%	19
23区計	1,040,543,998	2,703,301,304	3,743,845,302	27.8%	11

## 2-1 特別区税の内訳【28年度決算】

(単位;千円)

	税額	構成割合
特別区民税	27,655,302	87.9%
特別区たばこ税	3,408,054	10.8%
軽自動車税	81,291	0.3%
狭小住戸集合住宅税	323,500	1.0%
合計	31,468,147	100.0%

## 2-2 豊島区の税収の推移【各年度決算】

(単位;千円)

年度	特別区民税	特別区たばこ税	軽自動車税	狭小住戸集合住宅税	合計
平成19年度	23,969,767	3,312,943	69,080	279,500	27,631,290
平成20年度	24,931,215	3,163,624	63,174	353,500	28,511,513
平成21年度	25,319,288	3,023,542	64,926	223,000	28,630,756
平成22年度	23,818,276	3,132,834	63,272	403,300	27,417,682
平成23年度	23,825,821	3,449,293	62,368	383,350	27,720,832
平成24年度	24,507,915	3,386,411	62,987	368,850	28,326,163
平成25年度	25,486,393	3,728,698	63,377	582,000	29,860,468
平成26年度	26,176,984	3,603,399	63,295	385,500	30,229,178
平成27年度	27,100,249	3,535,425	63,281	420,500	31,119,455
平成28年度	27,655,302	3,408,054	81,291	323,500	31,468,147

### 3-1 納税義務者数と課税額の推移【各年度決算】

#### 【納税義務者数】 (単位;人)

年度	納税義務者数
平成19年度	137,324
平成20年度	141,662
平成21年度	143,392
平成22年度	142,254
平成23年度	142,496
平成24年度	144,019
平成25年度	146,570
平成26年度	150,184
平成27年度	153,344
平成28年度	158,558

#### 【課税額】 (単位;千円)

年度	普通徴収	特別徴収	過年度課税分	課税額 計 (現年課税分)
平成19年度	10,436,406	13,841,713	306,514	24,584,633
平成20年度	10,203,521	14,962,769	202,361	25,368,651
平成21年度	10,060,173	15,366,487	170,902	25,597,562
平成22年度	8,462,514	15,469,736	200,303	24,132,553
平成23年度	8,356,306	15,442,481	161,712	23,960,499
平成24年度	8,459,718	15,999,350	125,375	24,584,443
平成25年度	8,654,052	16,564,027	163,008	25,381,087
平成26年度	8,758,342	17,163,848	140,715	26,062,905
平成27年度	8,733,222	18,166,638	145,444	27,045,304
平成28年度	8,625,255	18,981,218	127,639	27,734,112

### 3-2 区民・課税者1人あたり特別区民税負担額【平成28年度】

区名	①特別区民税税額 (平成28年度) (単位:千円)	②人口 (H28.1.1現在) (単位:人)	③課税対象者 (H28.7.1現在) (単位:人)	①/② 区民1人あたり 特別区民税 負担額 (単位:円)	①/③ 課税対象者1人あたり 特別区民税 負担額 (単位:円)
千代田	15,039,283	58,576	41,403	256,748	363,241
中央	24,623,084	142,995	88,116	172,195	279,439
港	73,558,970	243,977	139,114	301,500	528,768
新宿	41,926,150	334,193	181,735	125,455	230,699
文京	31,174,443	210,312	119,429	148,230	261,029
台東	18,106,004	191,749	105,133	94,426	172,220
墨田	21,496,981	261,723	142,997	82,136	150,332
江東	46,641,466	501,501	268,647	93,004	173,616
品川	43,963,452	378,123	222,175	116,268	197,878
目黒	42,441,283	271,469	159,392	156,339	266,270
大田	69,211,505	712,057	395,537	97,199	174,981
世田谷	120,130,707	883,289	489,141	136,004	245,595
渋谷	46,608,799	219,898	131,679	211,956	353,958
中野	32,889,131	321,734	183,226	102,225	179,500
杉並	62,970,587	553,288	314,988	113,812	199,914
豊島	28,865,463	280,639	156,090	102,856	184,928
北	26,549,580	341,252	180,550	77,801	147,048
荒川	16,123,043	211,271	107,168	76,315	150,446
板橋	43,284,569	550,758	288,831	78,591	149,861
練馬	63,765,361	719,109	369,803	88,673	172,431
足立	44,979,722	678,623	328,081	66,281	137,099
葛飾	31,278,623	452,789	224,925	69,080	139,062
江戸川	49,095,343	686,387	339,220	71,527	144,730
23区計	994,723,549	9,205,712	4,977,380	108,055	199,849

### 3-3 所得区分別 所得割納税義務者数【平成29年度当初】

(単位:人)

区分	納税義務者数	構成割合
給与所得者	128,312	82.9%
営業等所得者	6,453	4.2%
その他の所得者	17,476	11.3%
分離譲渡所得者等	2,465	1.6%
計	154,706	100.0%

※7月1日現在、市町村課税状況調による

### 3-4 課税標準段階別 納税義務者数・所得割課税額の推移【各年度当初】

#### 【納税義務者数】

課税標準額の段階		200万円以下	200万円 ～ 700万円	700万円超	計
20年度	人数	73,636	48,687	10,223	132,546
	構成比	55.6	36.7	7.7	100.0
21年度	人数	74,496	49,320	10,258	134,074
	構成比	55.6	36.8	7.6	100.0
22年度	人数	76,475	47,692	9,552	133,719
	構成比	57.2	35.7	7.1	100.0
23年度	人数	76,375	47,486	9,488	133,349
	構成比	57.3	35.6	7.1	100.0
24年度	人数	76,138	49,073	9,996	135,207
	構成比	56.3	36.3	7.4	100.0
25年度	人数	77,735	50,490	10,061	138,286
	構成比	56.2	36.5	7.3	100.0
26年度	人数	79,420	51,760	10,258	141,438
	構成比	56.2	36.6	7.2	100.0
27年度	人数	80,670	53,214	10,738	144,622
	構成比	55.8	36.8	7.4	100.0
28年度	人数	83,621	54,954	11,319	149,894
	構成比	55.8	36.7	7.5	100.0
29年度	人数	86,560	56,464	11,682	154,706
	構成比	56.0	36.5	7.5	100.0

※各年7月1日現在、市町村課税状況調による

#### 【所得割課税額】

課税標準額の段階		200万円以下	200万円 ～ 700万円	700万円超	計
20年度	金額(千円)	4,616,219	10,334,249	9,315,741	24,266,209
	構成比	19.0	42.6	38.4	100.0
21年度	金額(千円)	4,583,382	10,348,007	9,353,198	24,284,587
	構成比	18.9	42.6	38.5	100.0
22年度	金額(千円)	4,556,486	9,888,709	8,519,011	22,964,206
	構成比	19.8	43.1	37.1	100.0
23年度	金額(千円)	4,575,052	9,797,711	8,516,499	22,889,262
	構成比	20.0	42.8	37.2	100.0
24年度	金額(千円)	4,573,345	10,229,401	8,906,634	23,709,380
	構成比	19.3	43.1	37.6	100.0
25年度	金額(千円)	4,763,533	10,499,868	9,116,791	24,380,192
	構成比	19.5	43.1	37.4	100.0
26年度	金額(千円)	4,876,334	10,815,046	9,417,788	25,109,168
	構成比	19.4	43.1	37.5	100.0
27年度	金額(千円)	4,951,074	11,173,828	9,963,306	26,088,208
	構成比	19.0	42.8	38.2	100.0
28年度	金額(千円)	5,088,987	11,395,327	10,201,132	26,685,446
	構成比	19.1	42.7	38.2	100.0
29年度	金額(千円)	5,357,660	11,636,320	10,424,250	27,418,230
	構成比	19.6	42.4	38.0	100.0

※各年7月1日現在、市町村課税状況調による

### 3-5 課税標準段階別 納税義務者数(23区)【29年度当初】

課税標準額 区名	200万円以下		200万円超～ 700万円以下		700万円超		合計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
千代田	12,164	34.4	15,571	44.1	7,591	21.5	35,326	100.0
中央	33,989	38.4	40,939	46.2	13,685	15.4	88,613	100.0
港	51,191	37.0	56,116	40.6	30,978	22.4	138,285	100.0
新宿	90,139	50.5	69,299	38.8	19,204	10.7	178,642	100.0
文京	50,890	43.2	49,551	42.1	17,277	14.7	117,718	100.0
台東	56,677	54.5	40,663	39.1	6,663	6.4	104,003	100.0
墨田	79,048	55.7	56,540	39.9	6,260	4.4	141,848	100.0
江東	138,104	52.1	108,155	40.8	19,059	7.1	265,318	100.0
品川	107,819	49.4	92,510	42.4	18,078	8.2	218,407	100.0
目黒	73,543	46.8	63,472	40.4	20,108	12.8	157,123	100.0
大田	215,563	55.3	150,897	38.7	23,514	6.0	389,974	100.0
世田谷	240,884	50.1	183,526	38.2	56,543	11.7	480,953	100.0
渋谷	57,358	44.7	51,192	39.8	19,951	15.5	128,501	100.0
中野	102,412	56.5	67,239	37.1	11,580	6.4	181,231	100.0
杉並	168,055	54.2	115,777	37.3	26,513	8.5	310,345	100.0
豊島	86,560	56.0	56,464	36.5	11,682	7.5	154,706	100.0
北	104,911	58.7	66,204	37.0	7,712	4.3	178,827	100.0
荒川	62,504	59.4	38,144	36.2	4,658	4.4	105,306	100.0
板橋	172,453	60.4	101,288	35.4	11,998	4.2	285,739	100.0
練馬	206,387	56.8	134,287	36.9	22,904	6.3	363,578	100.0
足立	203,771	63.2	108,133	33.6	10,394	3.2	322,298	100.0
葛飾	137,852	62.1	76,666	34.6	7,343	3.3	221,861	100.0
江戸川	201,819	60.0	121,261	36.1	13,111	3.9	336,191	100.0
23区計	2,654,093	54.1	1,863,894	38.0	386,806	7.9	4,904,793	100.0

※7月1日現在、市町村課税状況調による



### 3-6 課税標準段階別 所得割額(23区)【29年度当初】

課税標準額 区名	200万円以下		200万円超～ 700万円以下		700万円超		合計	
	税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比
千代田	994,213	6.7	3,646,896	24.6	10,205,892	68.7	14,847,001	100.0
中央	2,530,895	10.5	9,248,806	38.3	12,375,462	51.2	24,155,163	100.0
港	5,698,855	8.3	13,341,657	19.4	49,667,433	72.3	68,707,945	100.0
新宿	5,600,015	14.1	14,837,671	37.5	19,154,793	48.4	39,592,479	100.0
文京	3,747,879	12.1	11,003,874	35.6	16,203,364	52.3	30,955,117	100.0
台東	3,518,337	20.0	8,437,103	48.1	5,591,182	31.9	17,546,622	100.0
墨田	4,722,489	22.8	11,301,919	54.6	4,684,462	22.6	20,708,870	100.0
江東	8,136,620	18.1	22,655,553	50.4	14,179,383	31.5	44,971,556	100.0
品川	6,770,071	16.2	19,513,226	46.7	15,506,482	37.1	41,789,779	100.0
目黒	4,957,365	12.2	13,866,970	34.1	21,875,549	53.7	40,699,884	100.0
大田	13,498,070	20.5	30,718,972	46.6	21,754,212	32.9	65,971,254	100.0
世田谷	15,822,680	14.3	40,020,072	36.2	54,855,977	49.5	110,698,729	100.0
渋谷	4,089,613	9.1	11,520,337	25.6	29,454,955	65.3	45,064,905	100.0
中野	6,396,136	21.0	13,771,843	45.3	10,256,670	33.7	30,424,649	100.0
杉並	10,707,813	18.0	24,417,146	41.2	24,222,017	40.8	59,346,976	100.0
豊島	5,357,660	19.6	11,636,320	42.4	10,424,250	38.0	27,418,230	100.0
北	6,201,308	24.1	13,348,141	51.9	6,153,966	24.0	25,703,415	100.0
荒川	3,596,552	24.3	7,641,171	51.5	3,585,451	24.2	14,823,174	100.0
板橋	10,171,155	25.3	20,229,061	50.2	9,869,566	24.5	40,269,782	100.0
練馬	12,640,463	21.2	27,949,376	46.9	18,981,820	31.9	59,571,659	100.0
足立	11,610,585	28.2	21,105,523	51.2	8,490,200	20.6	41,206,308	100.0
葛飾	7,840,696	27.2	15,082,405	52.3	5,928,222	20.5	28,851,323	100.0
江戸川	11,694,447	25.3	24,138,395	52.1	10,442,571	22.6	46,275,413	100.0
23区計	166,303,917	17.7	389,432,437	41.4	383,863,879	40.9	939,600,233	100.0

※7月1日現在、市町村課税状況調による

### 3-7 納税義務者の年齢構成【29年度当初】

年齢	人数	納税者数割合	課税額(区民税) 円	課税額割合	課税平均額 円
20代	27,016	16.8%	2,339,968,600	8.4%	86,614
30代	39,667	24.5%	5,744,646,600	20.5%	144,822
40代	33,882	21.1%	7,133,430,000	25.5%	210,537
50代	23,670	14.7%	6,181,354,800	22.1%	261,147
60代	17,835	11.1%	3,667,777,200	13.1%	205,651
70代	11,603	7.2%	1,818,051,600	6.5%	156,688
80代	5,753	3.6%	869,654,600	3.1%	151,165
その他	1,482	1.0%	226,505,600	0.8%	152,838

※上記数値は平成28年7月1日現在の現年課税分の人数・金額である。

### 3-8 ふるさと納税の推移【各年度当初】

(単位;人)

(単位;千円)

時期		寄附者数	寄附金額	控除額 (区の控除額のみ)
寄附した年	控除適用年度			
21年	22年度	184	11,523	5,914
22年	23年度	119	17,208	5,418
23年	24年度	2,741	188,990	48,917
24年	25年度	426	58,998	11,840
25年	26年度	667	61,263	19,282
26年	27年度	2,088	165,943	63,119
27年	28年度	6,370	922,564	382,527
28年	29年度	11,297	1,523,634	649,232

#### 4-1 収納チャネルの種類と割合【28年度決算】

	件数	構成割合
銀行・郵便局で納付	55,752	24.0%
口座振替払い	45,008	19.4%
コンビニ納付	130,058	56.1%
クレジット納付	724	0.3%
モバイルレジ納付	468	0.2%
合計(普通徴収)	232,010	100.0%

※上記数値は28年度決算普通徴収における数値である。

#### 4-2 豊島区の収納率、収納率23区中順位の推移【各年度決算】

	現年課税分		滞納繰越分		区民税計	
	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位
平成13年度	96.7	17	18.2	13	85.8	19
平成14年度	96.7	19	19.5	8	87.0	18
平成15年度	97.0	19	24.9	4	89.1	15
平成16年度	97.1	17	28	2	90.5	14
平成17年度	97.2	16	28.3	5	91.8	12
平成18年度	97.3	17	31.1	4	93.2	9
平成19年度	95.9	23	28.2	12	92.4	16
平成20年度	96.2	16	28.2	7	91.7	15
平成21年度	96.7	14	28.3	5	91.6	13
平成22年度	96.1	19	28.5	3	90.6	15
平成23年度	96.8	17	26.5	7	90.6	15
平成24年度	97.3	17	25.6	15	91.1	16
平成25年度	97.6	16	34.0	8	92.7	14
平成26年度	98.0	14	36.6	8	94.2	13
平成27年度	98.3	16	37.1	8	95.3	12
平成28年度	98.2	18	38.4	11	95.8	12

### 4-3 滞納者の年齢及び滞納額【平成28年度決算】

#### 【年齢別構成】

	30未満	30代	40代	50代	60代以上	計
滞納者数	3,433	3,209	1,862	1,131	1,195	10,830
構成比	31.7%	29.6%	17.2%	10.5%	11.0%	100.0%

#### 【滞納額別構成】

	10万以下	10万超 ～20万	20万超 ～30万	30万超 ～40万	40万超 ～50万	50万超	計
滞納者数	7,012	2,334	715	312	158	299	10,830
構成比	64.7%	21.5%	6.6%	2.9%	1.5%	2.8%	100.0%

※上記数値は平成29年6月1日現在で、28年度以前の滞納について抽出した数値である。

### 4-4 分割納付者数の推移【各年度決算】

(単位:人)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
分割納付者数	4,466	5,950	6,004	5,419	5,578

### 4-5 督促状、催告書(発付・収納件数)の推移

#### 【督促状(各年度合計)】

(単位:件)

	25年度	26年度	27年度	28年度
発付数	66,174	66,345	62,026	61,003
収納件数	30,709	34,192	30,901	33,669
収納率 (件数ベース)	46.4%	51.5%	49.8%	55.2%

#### 【催告書(各発付期ごとの集計)】

(単位:件)

	H26/7	H26/12	H27/7	H27/12	H28/7	H28/12	H29/7
発付人数	11,260	12,155	9,185	11,561	8,413	11,284	7,914
納付人数	2,653	2,207	1,385	2,705	1,724	2,313	1,897
収納率 (件数ベース)	23.6%	18.2%	15.1%	23.4%	20.5%	20.5%	24.0%

## 4-6 差押件数の推移【各年度決算】

(単位:件)

	差押件数
19年度	840
20年度	1,444
21年度	1,700
22年度	2,066
23年度	1,663
24年度	1,839
25年度	2,112
26年度	2,294
27年度	2,336
28年度	2,484

## 4-7 口座振替加入者数・加入率の推移【各年度決算】

### 【口座振替加入者数】

(単位:人)

	加入者数
19年度	21,846
20年度	22,633
21年度	22,998
22年度	20,699
23年度	20,050
24年度	16,904
25年度	16,309
26年度	16,623
27年度	17,424
28年度	18,482

### 【口座振替加入率】

(単位:%)

	加入率
19年度	28.3
20年度	29.9
21年度	29.8
22年度	30.2
23年度	29.6
24年度	24.1
25年度	22.6
26年度	22.9
27年度	24.6
28年度	25.9

## 4-8 税証明書発行数の推移

### 【税証明書発行数および自動交付機の発行数、割合】【各年度決算】

	発行数(枚)	うち自動交付機	割合
21年度	39,859	4,125	10.3%
22年度	41,909	4,645	11.1%
23年度	41,825	4,951	11.8%
24年度	46,330	5,508	11.9%
25年度	50,357	6,800	13.5%
26年度	59,750	9,698	16.2%
27年度	61,458	12,423	20.2%
28年度	63,477	13,485	21.2%

### 【28年度月別 税証明書発行人数(税務課窓口のみ)】

月	人数(人)
28年4月	1,550
5月	1,411
6月	4,137
7月	2,698
8月	2,153
9月	2,712
10月	1,669
11月	1,602
12月	1,267
29年1月	1,296
2月	1,400
3月	1,739

### 【28年度曜日別 税証明書平均発行人数(税務課窓口のみ)】

曜日	人数(人)
月曜	107
火曜	101
水曜	97
木曜	88
金曜	94
日曜	21

## 5-1 軽自動車税(登録台数・決算額)の推移【各年度決算】

### 【登録台数】

(単位:台)

	原動機付自転車	軽自動車	二輪の小型自動車	小型特殊自動車	計
19年度	16,184	10,038	2,872	391	29,485
20年度	10,945	10,011	2,539	368	23,863
21年度	10,903	9,942	2,626	366	23,837
22年度	10,024	9,733	2,574	356	22,687
23年度	9,511	9,586	2,410	346	21,853
24年度	9,172	9,440	2,333	334	21,279
25年度	8,755	9,408	2,288	323	20,774
26年度	8,278	9,409	2,277	309	20,273
27年度	7,838	9,473	2,258	300	19,869
28年度	7,469	9,501	2,186	298	19,454

### 【軽自動車税課税額】

(単位:千円)

	軽自動車税額計
19年度	71,483
20年度	66,340
21年度	66,080
22年度	64,754
23年度	63,870
24年度	63,322
25年度	63,390
26年度	63,430
27年度	63,896
28年度	83,003

## 5-2 普通自動車と軽自動車保有台数の比較【各年度決算】

(単位:台)

	普通自動車(※)	軽自動車
平成19年度	46,056	29,485
平成20年度	44,767	23,863
平成21年度	44,036	23,837
平成22年度	43,436	22,687
平成23年度	42,985	21,853
平成24年度	42,883	21,279
平成25年度	42,214	20,774
平成26年度	42,145	20,273
平成27年度	42,044	19,869
平成28年度	-	19,454

※普通自動車の保有台数は東京都統計年鑑によるものである。

普通自動車の平成27年度実績は本資料作成時点で公表されていない。

### 5-3 23区別人口に対する軽自動車保有台数【28年度当初】

	台数			人口 (H28.7.1)	人口に対する保有率		
	原付 二輪 小型特殊	三輪 四輪	合計		原付 二輪 小型特殊	三輪 四輪	合計
千代田	3,839	2,954	6,793	59,375	6.5%	5.0%	11.4%
中央	10,028	3,984	14,012	146,289	6.9%	2.7%	9.6%
港	13,461	5,191	18,652	247,745	5.4%	2.1%	7.5%
新宿	18,514	8,055	26,569	337,427	5.5%	2.4%	7.9%
文京	10,106	4,046	14,152	212,730	4.8%	1.9%	6.7%
台東	10,565	6,274	16,839	193,156	5.5%	3.2%	8.7%
墨田	16,553	8,748	25,301	264,350	6.3%	3.3%	9.6%
江東	28,308	13,175	41,483	504,362	5.6%	2.6%	8.2%
品川	23,292	8,902	32,194	381,723	6.1%	2.3%	8.4%
目黒	15,028	5,327	20,355	273,413	5.5%	1.9%	7.4%
大田	50,998	22,201	73,199	716,449	7.1%	3.1%	10.2%
世田谷	52,624	22,995	75,619	891,476	5.9%	2.6%	8.5%
渋谷	13,140	5,027	18,167	222,030	5.9%	2.3%	8.2%
中野	18,249	8,038	26,287	325,082	5.6%	2.5%	8.1%
杉並	27,160	15,800	42,960	557,562	4.9%	2.8%	7.7%
豊島	12,583	6,788	19,371	283,410	4.4%	2.4%	6.8%
北	18,887	9,283	28,170	344,155	5.5%	2.7%	8.2%
荒川	10,768	6,312	17,080	212,373	5.1%	3.0%	8.0%
板橋	37,875	19,578	57,453	555,791	6.8%	3.5%	10.3%
練馬	45,723	30,575	76,298	722,492	6.3%	4.2%	10.6%
足立	54,481	43,539	98,020	680,687	8.0%	6.4%	14.4%
葛飾	29,451	22,033	51,484	455,563	6.5%	4.8%	11.3%
江戸川	47,884	32,113	79,997	690,422	6.9%	4.7%	11.6%
23区計	569,517	310,938	880,455	9,278,062	6.1%	3.4%	9.5%

※台数は平成28年度課税状況調によるものである。



## 6-1 たばこ税(売渡本数・決算額)の推移【各年度決算】

	収入額(百万円)	売渡本数(百万本)
19年度	3,313	1,008
20年度	3,164	963
21年度	3,024	920
22年度	3,087	845
23年度	3,449	756
24年度	3,386	744
25年度	3,729	727
26年度	3,603	697
27年度	3,535	684
28年度	3,408	657

## 6-2 たばこ税収入の23区比較【28年度決算】

(単位:千円)

区名	たばこ税収入 (平成28年度決算)
文京	1,142,677
荒川	1,487,729
中野	2,093,432
北	2,248,999
墨田	2,254,659
目黒	2,476,495
杉並	2,896,573
中央	3,072,797
葛飾	3,299,150
豊島	3,408,054
台東	3,455,411
品川	3,472,012
渋谷	3,523,084
練馬	3,628,928
板橋	3,641,275
千代田	3,710,049
江東	3,984,114
世田谷	4,507,371
23区平均	3,467,332
江戸川	4,858,972
足立	5,118,693
大田	5,138,423
新宿	5,342,739
港	6,334,528

### 6-3 23区税収に占めるたばこ税の割合【28年度決算】

(単位;千円)

区名	たばこ税収 ①	全税収 ②	たばこ税の割合 ①/②
千代田	3,710,049	18,441,614	20.1%
台東	3,455,411	20,961,615	16.5%
新宿	5,342,739	45,583,128	11.7%
中央	3,072,797	26,440,630	11.6%
足立	5,118,693	47,203,112	10.8%
豊島	3,408,054	31,468,147	10.8%
葛飾	3,299,150	33,003,364	10.0%
墨田	2,254,659	23,272,719	9.7%
江戸川	4,858,972	52,542,168	9.2%
荒川	1,487,729	16,724,726	8.9%
港	6,334,528	76,826,393	8.2%
板橋	3,641,275	44,973,474	8.1%
北	2,248,999	28,067,049	8.0%
江東	3,984,114	49,986,372	8.0%
23区平均	3,525,920	45,241,043	7.8%
品川	3,472,012	46,953,652	7.4%
渋谷	3,523,084	48,785,053	7.2%
大田	5,138,423	73,006,451	7.0%
中野	2,093,432	33,158,639	6.3%
目黒	2,476,495	43,460,809	5.7%
練馬	3,628,928	64,892,591	5.6%
杉並	2,896,573	63,341,296	4.6%
世田谷	4,507,371	119,444,765	3.8%
文京	1,142,677	32,006,231	3.6%

## 7-1 狭小住戸集合住宅税の収等の推移【各年度決算】

	収入額（千円） （現年課税分）	総戸数 ①	件数 ②	1件あたり戸数 ①／②
16年度	104,500	209戸	7件	30戸
17年度	458,000	916戸	29件	32戸
18年度	337,500	675戸	23件	29戸
19年度	279,500	559戸	20件	28戸
20年度	353,500	707戸	20件	35戸
21年度	223,000	446戸	13件	34戸
22年度	402,500	805戸	21件	38戸
23年度	383,000	766戸	19件	40戸
24年度	365,000	730戸	15件	49戸
25年度	569,000	1138戸	23件	49戸
26年度	385,500	771戸	14件	55戸
27年度	420,500	841戸	22件	38戸
28年度	317,500	635戸	23件	28戸

■図で見る豊島区の税 作成メンバー

所 属	氏 名
税務課 庶務グループ	宮崎 正
	厚井 智美
税務課 課税調整グループ	高野 節子
税務課 課税第一グループ	宇梶 裕之
税務課 整理第二グループ	多田 綾
税務課 収納グループ	田中 佐也加

# 税 務 概 要

## (データ版)

平 成 29 年 度

## 目 次

I	豊島区の概要	
1	位 置	76
2	人口、世帯数	77
3	年齢別人口構成調 (図)	77
II	財 政	
1	一般会計決算額 (歳入)	78
2	一般会計決算額 (歳出)	78
3	一般会計歳入額の推移 (決算額) (図)	80
4	決算収入額に占める特別区税収入額の割合 (図)	81
III	特別区税の予算・決算 (法定外税除く)	
1	当初予算額	82
2	決算額	82
3	特別区税決算額と対前年度伸び率の推移 (図)	85
4	特別区税税目別構成比 (図)	85
5	特別区税当初予算対決算	86
IV	賦 課	
1	特別区民税	
(1)	現年度納税義務者数	87
(2)	所得区分別納税義務者数	87
(3)	給与所得者の特別徴収比率に関する調	87
(4)	特別区民税決算調定額	88
(5)	賦課徴収別調定額の推移 (図)	89
(6)	人口・納税義務者・調定額の対前年度伸び率の推移 (図)	89
(7)	所得区分別所得金額	90
(8)	特別区民税 課税標準段階別 納税義務者数	90
(9)	特別区民税 課税標準段階別 所得割額	90
(10)	法第 295 条等による非課税者数	90
(11)	標準世帯における課税最低限度額及び生活保護基準額	90
(12)	退職分離分調定額・調定件数	92
(13)	分離譲渡所得に係る調定額	92
(14)	減免税額及び該当人数	92
(15)	納税義務者・人口 1 人当りの特別区民税課税額・収入額	92

2	軽自動車税	
(1)	車種別台数	94
(2)	車種別調定額	94
(図)	車種別台数および調定額の推移	95
3	特別区たばこ税	
(1)	現年課税分 調定額・収入額等	96
(2)	滞納繰越分 調定額・収入額等	96
(3)	売渡し本数	96
(図)	特別区たばこ税額、売渡し本数の推移（現年度）	96
V	徴収等	
1	徴収	
(1)	特別区税の納付状況	97
(2)	前納報奨金交付状況	97
(3)	差押処分状況	97
(4)	督促状、催告書の発付状況	98
(5)	滞納繰越状況	98
(6)	処分停止状況	98
(7)	不納欠損処分状況	99
2	口座振替	
(1)	口座振替加入状況	99
(2)	口座振替収入金額状況	99
3	証明	
(1)	税証明発行状況	99
VI	法定外税	
1	経緯	100
2	狭小住戸集合住宅税	100
(1)	課税概要	100
(2)	狭小住戸集合住宅税の課税状況	101
VII	機構	
1	区の機構	102
2	税務課分掌事務	103
VIII	その他	
1	税率の変遷	104
◎	所得税及び住民税における所得控除等一覧	127
2	23区の状況	
(1)	特別区税徴収実績調	128
(2)	人口、納税義務者及び1人当り課税額・収入額	136

# I 豊島区の概要

## 1. 位置

- ・位置：都心の北西に位置し、東は文京区、南は文京・新宿区、西は新宿・練馬区、北は板橋・北区に隣接している。
- ・面積：13.01km<sup>2</sup>
- ・人口：284,307人  
(平成29年1月1日現在 住民基本台帳による人口(24年7月9日より、外国人住民も住民基本台帳に登録されている。))
- ・世帯数：175,018世帯  
(平成29年1月1日現在 住民基本台帳による世帯)
- ・環境：副都心地域とそれを取りまく高密度住宅地の商業都市



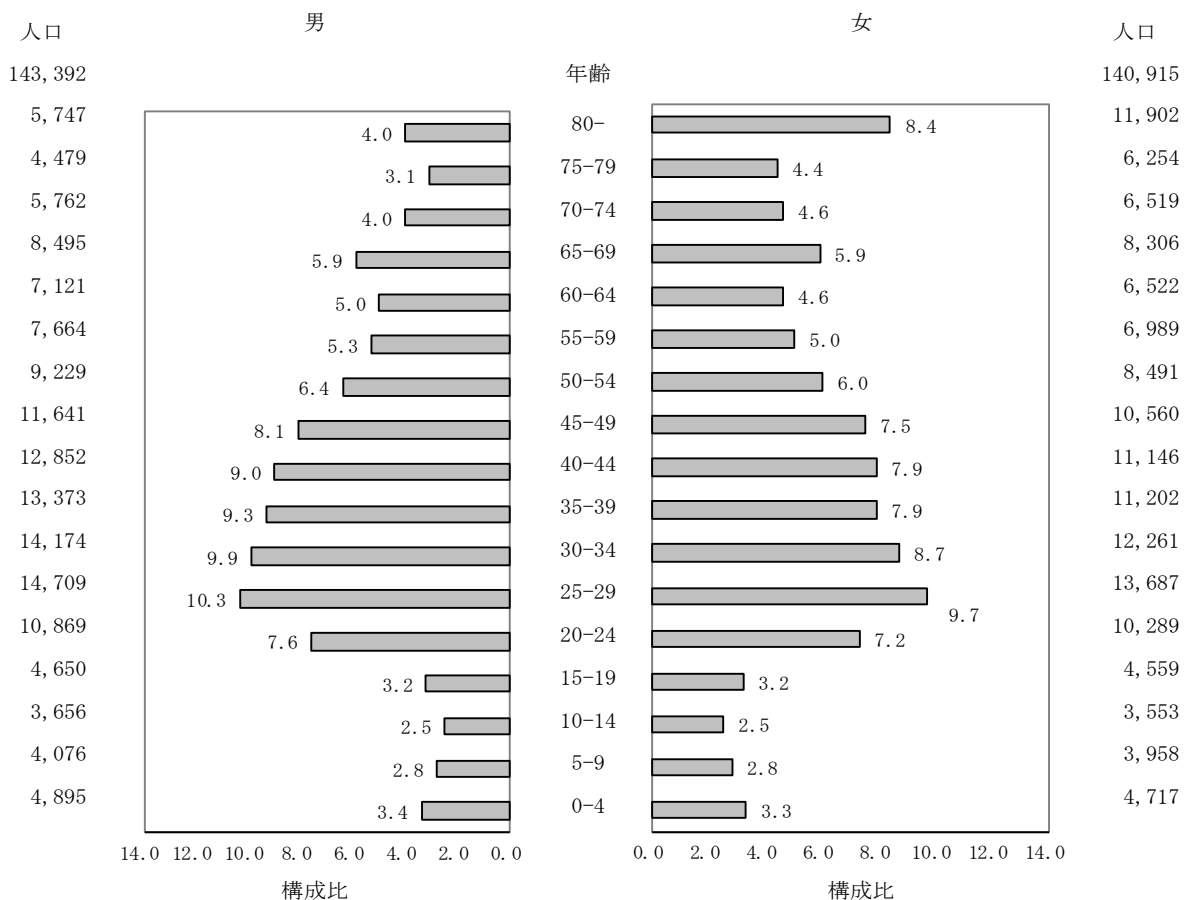


## 2. 人口、世帯数（各年1月1日現在）（単位：人、世帯：％）

区分 年		住民基本台帳									
		日本人				外国人		世帯数		合計	
		住基総数		生産年齢		人口	伸率	世帯数	伸率	人口	伸率
平成 24	248,299	0.9	175,094	0.9	19,324						
25	249,894	0.6	174,992	△0.1	19,065	△1.3	161,197	9.9	268,959	0.5	
26	252,110	0.9	175,437	0.3	19,533	2.5	163,481	1.4	271,643	1.0	
27	253,891	0.7	175,394	△0.0	21,616	10.7	166,782	2.0	275,507	1.4	
28	256,099	0.9	176,328	0.5	24,540	13.5	171,610	2.9	280,639	1.9	
29	257,247	0.5	176,776	0.3	27,060	10.3	175,018	2.0	284,307	1.3	

※平成25年度の世帯数の増は、平成24年7月9日より外国人が住民基本台帳に登録されたことによる。

## 3. 年齢別人口構成調（平成29年1月1日現在・住民基本台帳より）



## Ⅱ 財 政

### 1. 一般会計決算額（歳入）

	23 年度決算		24 年度決算		25 年度決算	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
歳入合計	102,102,261	100.00	105,219,686	100.00	104,780,593	100.00
特別区税	27,720,832	27.15	28,326,163	26.92	29,860,468	28.50
地方譲与税	482,369	0.47	457,483	0.43	437,413	0.42
利子割交付金	341,949	0.33	333,808	0.32	431,156	0.41
配当割交付金	152,652	0.15	169,238	0.16	294,517	0.28
株式等譲渡所得割交付金	34,148	0.03	43,682	0.04	384,809	0.37
地方消費税交付金	4,366,467	4.28	4,487,976	4.27	4,449,726	4.25
自動車取得税交付金	240,731	0.24	272,710	0.26	269,657	0.26
地方特例交付金	440,803	0.43	114,478	0.11	113,416	0.11
特別区交付金	27,595,868	27.03	28,892,065	27.46	29,236,878	27.90
交通安全対策特別交付金	32,317	0.03	32,188	0.03	29,692	0.03
分担金及び負担金	1,296,717	1.27	1,337,449	1.27	1,426,760	1.36
使用料及び手数料	2,981,021	2.92	2,959,468	2.81	3,024,024	2.89
国庫支出金	18,719,123	18.33	18,542,328	17.62	19,685,514	18.79
都支出金	5,758,140	5.64	6,500,284	6.18	6,635,618	6.33
財産収入	338,680	0.33	447,739	0.43	65,290	0.06
寄附金	13,745	0.01	12,689	0.01	9,330	0.01
繰入金	6,093,400	5.97	5,442,345	5.17	4,763,094	4.55
繰越金	1,829,211	1.79	2,124,651	2.02	1,213,135	1.16
諸収入	2,280,688	2.23	1,947,542	1.85	2,140,096	2.04
特別区債	1,383,400	1.35	2,775,400	2.64	310,000	0.30
運用金	-----	----	-----	----	-----	----

### 2. 一般会計決算額（歳出）

	23 年度決算		24 年度決算		25 年度決算	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
歳出合計	99,076,924	100.00	101,991,299	100.00	102,075,621	100.00
議会費	790,083	0.80	734,989	0.72	671,462	0.66
総務費	12,301,892	12.42	13,785,807	13.52	12,293,748	12.04
福祉費	38,163,947	38.52	38,094,635	37.35	38,940,397	38.15
衛生費	2,865,930	2.89	3,016,438	2.96	3,070,641	3.01
環境清掃費	4,383,887	4.42	4,204,963	4.12	3,973,136	3.89
都市整備費	5,650,052	5.70	5,253,598	5.15	8,070,073	7.91
土木費	4,328,339	4.37	4,611,870	4.52	4,723,537	4.63
文化商工費	2,489,216	2.51	3,333,076	3.27	2,714,898	2.66
教育費	6,649,703	6.71	8,738,575	8.57	6,984,912	6.84
公債費	8,070,469	8.15	5,148,104	5.05	4,239,091	4.15
諸支出金	13,383,406	13.51	15,069,244	14.78	16,393,726	16.06
予備費	0	0.00	0	0.00	0	0.00
歳入歳出差引額	3,025,337		3,228,387		2,704,972	

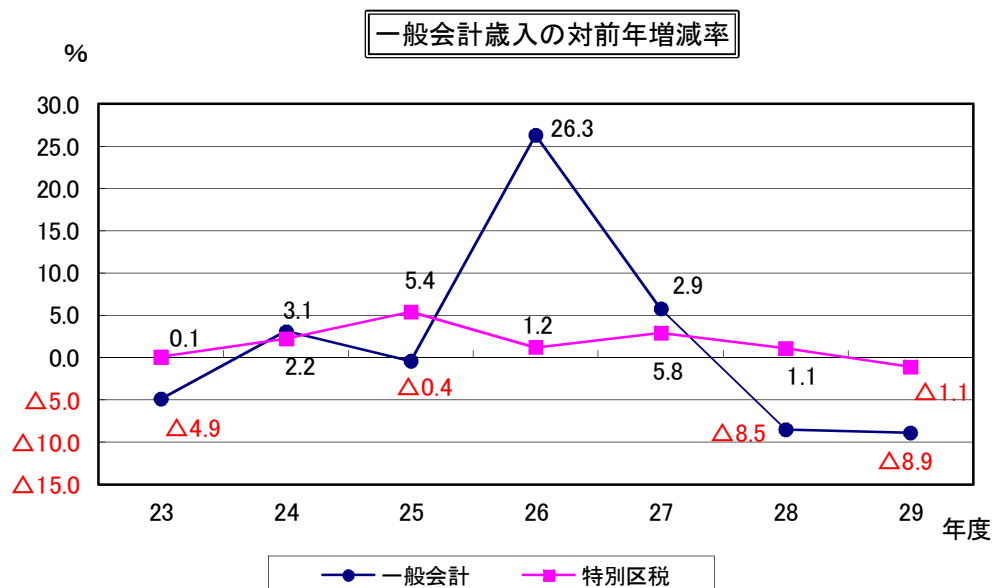
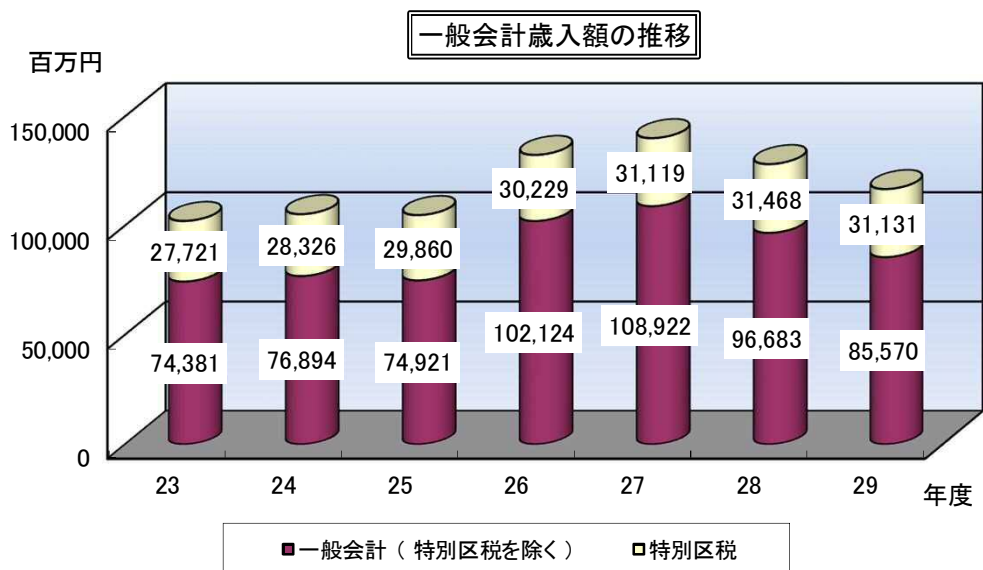
(単位：千円、%) \*平成29年度は当初予算

26年度決算		27年度決算		28年度決算		29年度予算	
金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
132,353,330	100.00	140,040,706	100.00	128,151,433	100.00	116,700,706	100.00
30,229,178	22.84	31,119,455	22.22	31,468,146	24.56	31,130,785	26.68
416,331	0.31	435,949	0.31	430,717	0.34	417,000	0.36
441,994	0.33	385,951	0.28	108,317	0.08	100,000	0.09
560,557	0.42	465,992	0.33	354,198	0.28	400,000	0.34
473,125	0.36	460,530	0.33	207,035	0.16	300,000	0.26
5,253,493	3.97	8,361,454	5.97	7,513,766	5.86	7,346,000	6.29
138,362	0.10	195,308	0.14	195,312	0.15	187,000	0.16
98,418	0.07	93,828	0.07	92,102	0.07	92,000	0.08
30,309,038	22.90	30,678,312	21.91	30,404,900	23.73	29,100,000	24.94
25,113	0.02	26,478	0.02	24,722	0.02	24,000	0.02
1,451,849	1.10	878,303	0.63	962,598	0.75	1,241,402	1.06
2,956,311	2.23	3,512,733	2.51	3,521,919	2.75	3,426,705	2.94
19,607,187	14.81	18,831,891	13.45	20,625,668	16.09	21,040,518	18.03
6,683,812	5.05	7,241,526	5.17	8,281,948	6.46	9,076,085	7.78
258,086	0.19	19,379,911	13.84	375,096	0.29	324,093	0.28
59,368	0.04	14,012	0.01	13,696	0.01	11,601	0.01
28,062,810	21.20	10,864,681	7.76	11,173,710	8.72	3,717,683	3.19
49,462	0.04	800,085	0.57	373,155	0.29	1	0.00
2,215,836	1.67	3,553,305	2.54	3,862,126	3.01	3,739,733	3.20
3,063,000	2.31	2,741,000	1.96	8,162,300	6.37	5,026,100	4.31
-----	----	-----	----	-----	----	-----	----

(単位：千円、%) \*平成29年度は当初予算

26年度決算		27年度決算		28年度決算		29年度予算	
金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
129,579,385	100.00	136,717,629	100.00	125,549,438	100.00	116,700,706	100.00
648,434	0.50	858,268	0.63	686,566	0.55	701,072	0.60
26,842,971	20.72	15,807,673	11.56	12,958,574	10.32	13,317,548	11.41
41,721,905	32.20	43,738,684	31.99	45,782,424	36.47	50,730,283	43.47
3,219,839	2.48	3,463,328	2.53	3,529,518	2.81	3,948,790	3.38
3,823,122	2.95	3,720,300	2.72	3,877,537	3.09	4,099,854	3.51
6,613,761	5.10	4,100,873	3.00	4,882,161	3.89	5,659,967	4.85
4,916,546	3.79	5,088,437	3.72	7,820,277	6.23	7,491,101	6.42
3,449,374	2.66	3,921,523	2.87	4,909,371	3.91	4,222,305	3.62
10,116,510	7.81	9,949,396	7.28	15,844,676	12.62	9,169,096	7.86
3,241,494	2.50	4,111,773	3.01	2,652,198	2.11	4,685,311	4.01
24,985,429	19.28	41,957,373	30.69	22,606,130	18.01	12,475,379	10.69
0	0.00	0	0.00	0	0.00	200,000	0.17
2,773,945		3,323,077		2,601,995		0	

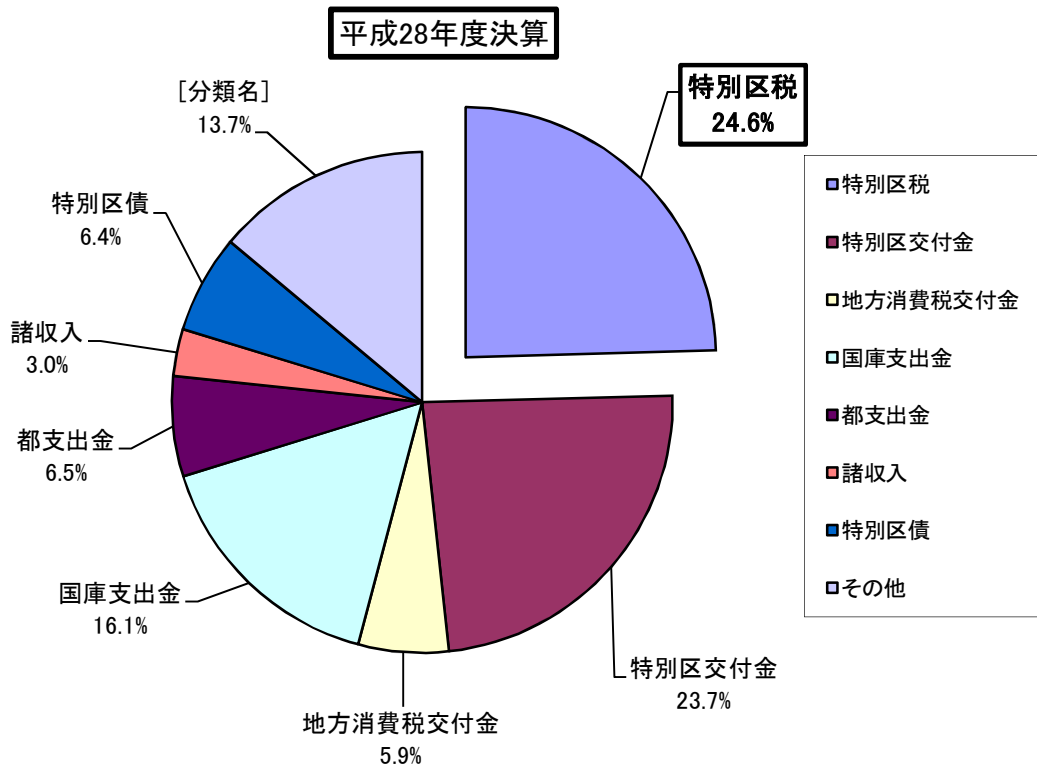
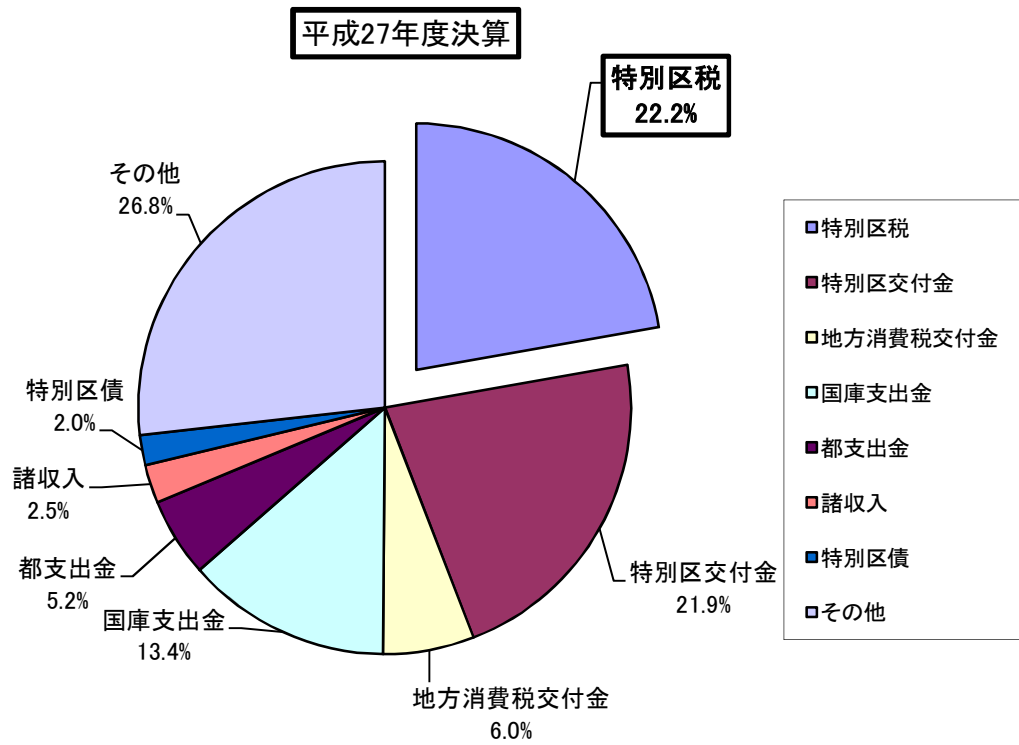
### 3. 一般会計歳入額の推移（決算額）



年 度	23	24	25	26	27	28	29	
一般会計歳入決算額	102,102	105,220	104,781	132,353	140,041	128,151	116,701	
対前年比		△4.9	3.1	△0.4	26.3	5.8	△8.5	△8.9
特別区税除く	74,381	76,894	74,921	102,124	108,922	96,683	85,570	
対前年比		△6.6	3.4	△2.6	36.3	6.7	△11.2	△11.5
特別区税歳入額	27,721	28,326	29,860	30,229	31,119	31,468	31,131	
対前年比		0.1	2.2	5.4	1.2	2.9	1.1	△1.1

※最新年度は、当初予算額である。

#### 4. 決算収入額に占める特別区税収入額の割合（決算額）



### Ⅲ 特別区税の予算・決算（法定外税除く）

#### 1. 当初予算額

（単位：千円、％）

		平成24年度				平成25年度				
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	
特別 区 民 税	現年度	24,223,990	23,419,937	96.68%	0.37	24,376,566	23,676,382	97.13%	1.09	
	内 訳	普通徴収	8,449,318	7,702,398	91.16%	△ 1.50	8,337,053	7,695,101	92.30%	△ 0.09
		特別徴収	15,774,672	15,717,539	99.64%	1.31	16,039,513	15,981,281	99.64%	1.68
	過年度	174,223	129,238	74.18%	21.27	163,203	110,978	68.00%	△ 14.13	
	現年課税分	24,398,213	23,549,175	96.52%	0.47	24,539,769	23,787,360	96.93%	1.01	
	滞納繰越分	2,351,690	646,714	27.50%	6.65	2,378,450	631,240	26.54%	△ 2.39	
	計	26,749,903	24,195,889	90.45%	0.62	26,918,219	24,418,600	90.71%	0.92	
軽 自 動 車 税	現年課税分	63,132	59,754	94.65%	△ 0.99	62,642	59,291	94.65%	△ 0.77	
	滞納繰越分	11,510	1,706	14.82%	△ 25.95	12,700	1,867	14.70%	9.44	
	計	74,642	61,460	82.34%	△ 1.91	75,342	61,158	81.17%	△ 0.49	
た ば こ 税	現年課税分	3,162,000	3,162,000	100.00%	△ 2.50	3,676,617	3,676,617	100.00%	16.28	
	滞納繰越分	1	1	100.00%	0.00	1	1	100.00%	0.00	
	計	3,162,001	3,162,001	100.00%	△ 2.50	3,676,618	3,676,618	100.00%	16.28	
現年課税分計		27,623,345	26,770,929	96.91%	0.10	28,279,028	27,523,268	97.33%	2.81	
滞納繰越分計		2,363,201	648,421	27.44%	6.53	2,391,151	633,108	26.48%	△ 2.36	
合計		29,986,546	27,419,350	91.44%	0.25	30,670,179	28,156,376	91.80%	2.69	

#### 2. 決算額

（単位：千円、％）

		平成24年度				平成25年度				
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	
特別 区 民 税	現年度	24,459,068	23,820,004	97.39%	3.06	25,218,079	24,637,187	97.70%	3.43	
	内 訳	普通徴収	8,459,718	7,834,544	92.61%	1.92	8,654,052	8,083,749	93.41%	3.18
		特別徴収	15,999,350	15,985,460	99.91%	3.62	16,564,027	16,553,438	99.94%	3.55
	過年度	125,375	91,868	73.27%	0.10	163,008	132,120	81.05%	43.82	
	現年課税分	24,584,443	23,911,872	97.26%	3.05	25,381,087	24,769,307	97.59%	3.59	
	滞納繰越分	2,325,422	596,043	25.63%	△ 3.99	2,111,594	717,086	33.96%	20.31	
	計	26,909,865	24,507,915	91.07%	2.86	27,492,681	25,486,393	92.70%	3.99	
軽 自 動 車 税	現年課税分	63,315	60,508	95.57%	△ 0.05	63,390	61,063	96.33%	0.92	
	滞納繰越分	12,646	2,479	19.60%	35.54	9,346	2,314	24.76%	△ 6.66	
	計	75,961	62,987	82.92%	0.99	72,736	63,377	87.13%	0.62	
た ば こ 税	現年課税分	3,386,411	3,386,411	100.00%	△ 1.82	3,728,698	3,728,698	100.00%	10.11	
	滞納繰越分	0	0	--	--	0	0	--	--	
	計	3,386,411	3,386,411	100.00%	△ 1.82	3,728,698	3,728,698	100.00%	10.11	
現年課税分計		28,034,169	27,358,791	97.59%	2.41	29,173,175	28,559,068	97.89%	4.39	
滞納繰越分計		2,338,068	598,522	25.60%	△ 3.87	2,120,940	719,400	33.92%	20.20	
合計		30,372,237	27,957,313	92.05%	2.27	31,294,115	29,278,468	93.56%	4.73	

当初予算額

(単位：千円、%)

		平成26年度				平成27年度				
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	
特別 区 民 税	現年度	25,740,527	25,122,104	97.60%	6.11	26,263,348	25,665,889	97.73%	2.16	
	内 訳	普通徴収	8,844,218	8,272,741	93.54%	7.51	8,780,446	8,231,619	93.75%	△ 0.50
		特別徴収	16,896,309	16,849,363	99.72%	5.43	17,482,902	17,434,269	99.72%	3.47
	過年度	161,712	109,965	68.00%	△ 0.91	160,858	109,384	68.00%	△ 0.53	
	現年課税分	25,902,239	25,232,069	97.41%	6.07	26,424,206	25,775,273	97.54%	2.15	
	滞納繰越分	1,983,097	594,929	30.00%	△ 5.75	1,637,766	577,476	35.26%	△ 2.93	
	計	27,885,336	25,826,998	92.62%	5.77	28,061,972	26,352,749	93.91%	2.04	
軽 自 動 車 税	現年課税分	62,368	59,605	95.57%	0.53	63,320	60,996	96.33%	2.33	
	滞納繰越分	10,121	1,984	19.60%	6.27	7,313	1,811	24.76%	△ 8.72	
	計	72,489	61,589	84.96%	0.70	70,633	62,807	88.92%	1.98	
た ば こ 税	現年課税分	3,573,972	3,573,972	100.00%	△ 2.79	3,432,317	3,432,317	100.00%	△ 3.96	
	滞納繰越分	1	1	100.00%	0.00	1	1	100.00%	0.00	
	計	3,573,973	3,573,973	100.00%	△ 2.79	3,432,318	3,432,318	100.00%	△ 3.96	
現年課税分計		29,538,579	28,865,646	97.72%	4.88	29,919,843	29,268,586	97.82%	1.40	
滞納繰越分計		1,993,219	596,914	29.95%	△ 5.72	1,645,080	579,288	35.21%	△ 2.95	
合計		31,531,798	29,462,560	93.44%	4.64	31,564,923	29,847,874	94.56%	1.31	

決算額

(単位：千円、%)

		平成26年度				平成27年度				
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	
特別 区 民 税	現年度	25,922,190	25,432,452	98.11%	3.23	26,899,860	26,450,901	98.33%	4.00	
	内 訳	普通徴収	8,758,342	8,282,763	94.57%	2.46	8,733,222	8,301,800	95.06%	0.23
		特別徴収	17,163,848	17,149,689	99.92%	3.60	18,166,638	18,149,101	99.90%	5.83
	過年度	140,715	110,454	78.49%	△ 16.40	145,444	131,396	90.34%	18.96	
	現年課税分	26,062,905	25,542,906	98.00%	3.12	27,045,304	26,582,297	98.29%	4.07	
	滞納繰越分	1,734,621	634,078	36.55%	△ 11.58	1,398,046	517,952	37.05%	△ 18.31	
	計	27,797,526	26,176,984	94.17%	2.71	28,443,350	27,100,249	95.28%	3.53	
軽 自 動 車 税	現年課税分	63,430	61,586	97.09%	0.86	63,896	61,993	97.02%	0.66	
	滞納繰越分	7,937	1,709	21.53%	△ 26.15	6,880	1,288	18.72%	△ 24.63	
	計	71,367	63,295	88.69%	△ 0.13	70,776	63,281	89.41%	△ 0.02	
た ば こ 税	現年課税分	3,603,399	3,603,399	100.00%	△ 3.36	3,535,425	3,535,425	100.00%	△ 1.89	
	滞納繰越分	0	0	--	--	0	0	--	--	
	計	3,603,399	3,603,399	100.00%	△ 3.36	3,535,425	3,535,425	100.00%	△ 1.89	
現年課税分計		29,729,734	29,207,891	98.24%	2.27	30,644,625	30,179,715	98.48%	3.33	
滞納繰越分計		1,742,558	635,787	36.49%	△ 11.62	1,404,926	519,240	36.96%	△ 18.33	
合計		31,472,292	29,843,678	94.83%	1.93	32,049,551	30,698,955	95.79%	2.87	

当初予算額

(単位：千円、%)

		平成28年度				平成29年度				
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	
特別 区 民 税	現年度	27,121,533	26,597,864	98.07%	3.63	27,406,368	26,969,047	98.40%	1.40	
	内 訳	普通徴収	8,696,539	8,224,317	94.57%	△ 0.09	7,001,005	6,620,850	94.57%	△ 19.50
		特別徴収	18,424,994	18,373,547	99.72%	5.39	20,405,363	20,348,197	99.72%	10.75
	過年度	140,470	95,521	68.00%	△ 12.67	140,381	95,459	68.00%	△ 0.06	
	現年課税分	27,262,003	26,693,385	97.91%	3.56	27,546,749	27,064,506	98.25%	1.39	
	滞納繰越分	1,359,453	496,880	36.55%	△ 13.96	1,146,355	418,993	36.55%	△ 15.68	
	計	28,621,456	27,190,265	95.00%	3.18	28,693,104	27,483,499	95.78%	1.08	
軽 自 動 車 税	現年課税分	77,816	74,960	96.33%	22.89	80,743	77,780	96.33%	3.76	
	滞納繰越分	5,959	1,475	24.75%	△ 18.55	5,849	1,095	18.72%	△ 25.76	
	計	83,775	76,435	91.24%	21.70	86,592	78,875	91.09%	3.19	
た ば こ 税	現年課税分	3,374,068	3,374,068	100.00%	△ 1.70	3,268,409	3,268,409	100.00%	△ 3.13	
	滞納繰越分	1	1	100.00%	0.00	1	1	100.00%	0.00	
	計	3,374,069	3,374,069	100.00%	△ 1.70	3,268,410	3,268,410	100.00%	△ 3.13	
現年課税分計		30,713,887	30,142,413	98.14%	2.99	30,895,901	30,410,695	98.43%	0.89	
滞納繰越分計		1,365,413	498,356	36.50%	△ 13.97	1,152,205	420,089	36.46%	△ 15.71	
合計		32,079,300	30,640,769	95.52%	2.66	32,048,106	30,830,784	96.20%	0.62	

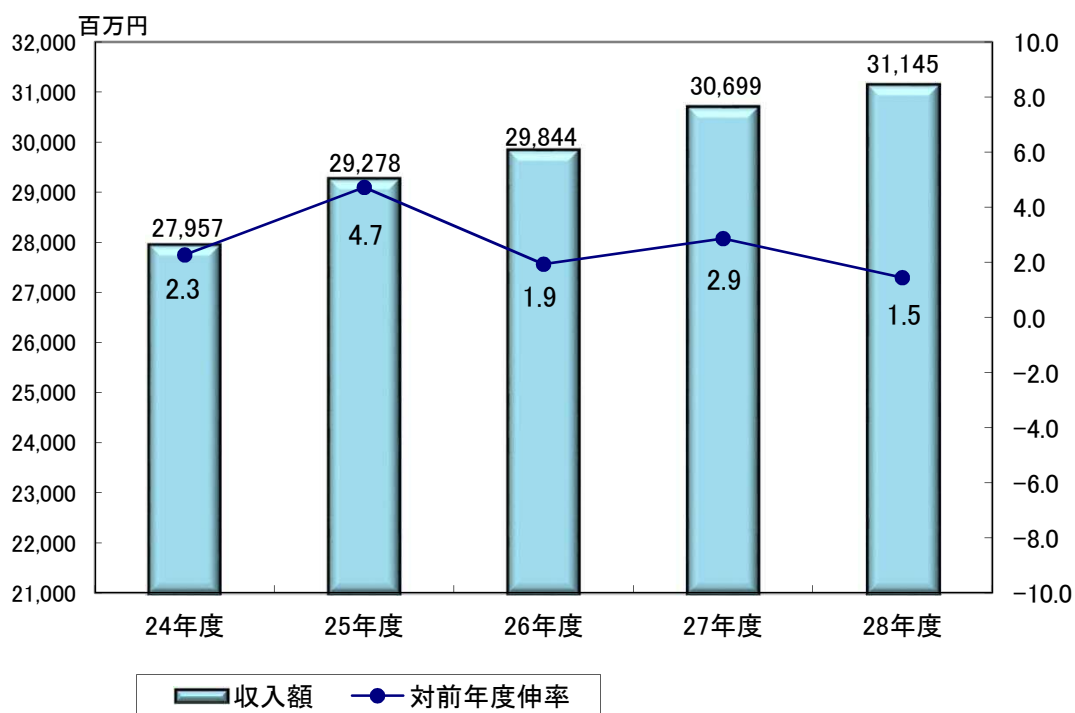
決算額

(単位：千円、%)

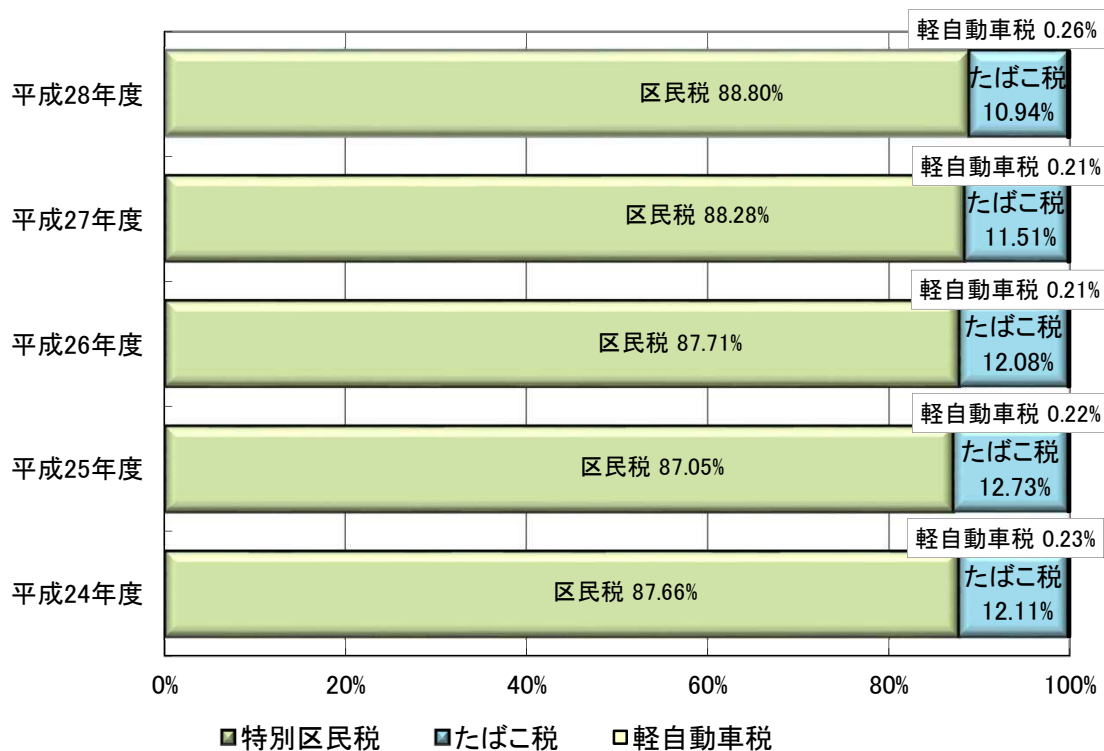
		平成28年度				
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	
特別 区 民 税	現年度	27,606,473	27,115,387	98.22%	2.51	
	内 訳	普通徴収	8,625,255	8,162,077	94.63%	△ 1.68
		特別徴収	18,981,218	18,953,310	99.85%	4.43
	過年度	127,639	105,386	82.57%	△ 19.80	
	現年課税分	27,734,112	27,220,773	98.15%	2.40	
	滞納繰越分	1,131,351	434,529	38.41%	△ 16.11	
	計	28,865,463	27,655,302	95.81%	2.05	
軽 自 動 車 税	現年課税分	83,003	80,170	96.59%	29.32	
	滞納繰越分	5,997	1,121	18.69%	△ 12.97	
	計	89,000	81,291	91.34%	28.46	
た ば こ 税	現年課税分	3,408,054	3,408,054	100.00%	△ 3.60	
	滞納繰越分	0	0	--	--	
	計	3,408,054	3,408,054	100.00%	△ 3.60	
現年課税分計		31,225,169	30,708,997	98.35%	1.75	
滞納繰越分計		1,137,348	435,650	38.30%	△ 16.10	
合計		32,362,517	31,144,647	96.24%	1.45	



### 3. 特別区税決算額と対前年度伸び率の推移（法定外税除く）



### 4. 特別区税税目別構成比（決算収入額）



## 5. 特別区税当初予算対決算 (法定外税除く)

### (1) 調定額

(単位：千円、%)

	特別区税			特別区民税		
	当初予算	決算	誤差率	当初予算	決算	誤差率
平成24年度	29,986,546	30,372,237	1.29	26,749,903	26,909,865	0.60
平成25年度	30,670,179	31,294,115	2.03	26,918,219	27,492,681	2.13
平成26年度	31,531,798	31,472,292	△0.19	27,885,336	27,797,526	△0.31
平成27年度	31,564,923	32,049,551	1.54	28,061,972	28,443,350	1.36
平成28年度	32,079,300	32,362,517	0.88	28,621,456	28,865,463	0.85

(単位：千円、%)

	軽自動車税			特別区たばこ税		
	当初予算	決算	誤差率	当初予算	決算	誤差率
平成24年度	74,642	75,961	1.77	3,162,001	3,386,411	7.10
平成25年度	75,342	72,736	△3.46	3,676,618	3,728,698	1.42
平成26年度	72,489	71,367	△1.55	3,573,973	3,603,399	0.82
平成27年度	70,633	70,776	0.20	3,432,318	3,535,425	3.00
平成28年度	83,775	89,000	6.24	3,374,069	3,408,054	1.01

### (2) 収入額

(単位：千円、%)

	特別区税			特別区民税		
	当初予算	決算	誤差率	当初予算	決算	誤差率
平成24年度	27,419,350	27,957,313	1.96	24,195,889	24,507,915	1.29
平成25年度	28,156,376	29,278,468	3.99	24,418,600	25,486,393	4.37
平成26年度	29,462,560	29,843,678	1.29	25,826,998	26,176,984	1.36
平成27年度	29,847,874	30,698,955	2.85	26,352,749	27,100,249	2.84
平成28年度	30,640,769	31,144,647	1.64	27,190,265	27,655,302	1.71

(単位：千円、%)

	軽自動車税			特別区たばこ税		
	当初予算	決算	誤差率	当初予算	決算	誤差率
平成24年度	61,460	62,987	2.48	3,162,001	3,386,411	7.10
平成25年度	61,158	63,377	3.63	3,676,618	3,728,698	1.42
平成26年度	61,589	63,295	2.77	3,573,973	3,603,399	0.82
平成27年度	62,807	63,281	0.75	3,432,318	3,535,425	3.00
平成28年度	76,435	81,291	6.35	3,374,069	3,408,054	1.01

## IV 賦 課

### 1. 特別区民税

#### (1) 現年度納税義務者数(決算)

	実際納税義務者数 (A + B - C)		普通徴収 (A)		特別徴収 (B)		重複 (C)	
		前年比		前年比		前年比		前年比
平成24年度	144,019	1.07	70,123	3.35	79,858	△2.14	5,962	△14.29
平成25年度	146,570	1.77	72,169	2.92	80,400	0.68	5,999	0.62
平成26年度	150,184	2.47	72,673	0.70	83,810	4.24	6,299	5.00
平成27年度	153,344	2.10	70,874	△2.48	89,085	6.29	6,615	5.02
平成28年度	158,558	3.40	71,384	0.72	94,263	5.81	7,089	7.17

	実際納税義務者数		均等割のみ		所得割のみ		均等割と所得割	
		前年比		前年比		前年比	相方	前年比
平成24年度	144,019	1.07	6,333	△1.37	0	-----	137,686	1.18
平成25年度	146,570	1.77	6,421	1.39	0	-----	140,149	1.79
平成26年度	150,184	2.47	6,906	7.55	0	-----	143,278	2.23
平成27年度	153,344	2.10	6,831	△1.09	0	-----	146,513	2.26
平成28年度	158,558	3.40	6,815	△0.23	0	-----	151,743	3.57

#### (2) 所得区分別納税義務者数(各年7月1日現在、市町村課税状況調 第2表による)

	実際納税義務者数		均等割のみ		所得割のみ		均等割、所得割	
		前年比		前年比		前年比	相方	前年比
平成25年度	144,089	2.35	5,803	4.07	0	-----	138,286	2.28
平成26年度	147,753	2.54	6,315	8.82	0	-----	141,438	2.28
平成27年度	150,818	2.07	6,196	△1.88	0	-----	144,622	2.25
平成28年度	156,090	3.50	6,196	0.00	0	-----	149,894	3.65
平成29年度	160,908	3.09	6,202	0.10	0	-----	154,706	3.21
給与所得者	131,829	-----	2,447	-----	0	-----	129,382	-----
営業等所得者	7,192	-----	642	-----	0	-----	6,550	-----
農業所得者	1	-----	0	-----	0	-----	1	-----
その他所得者	20,975	-----	2,202	-----	0	-----	18,773	-----
家屋敷等のみ	911	-----	911	-----		-----		-----

#### (3) 給与所得者の特別徴収比率に関する調(各年7月1日現在、市町村課税状況調 調書3より)

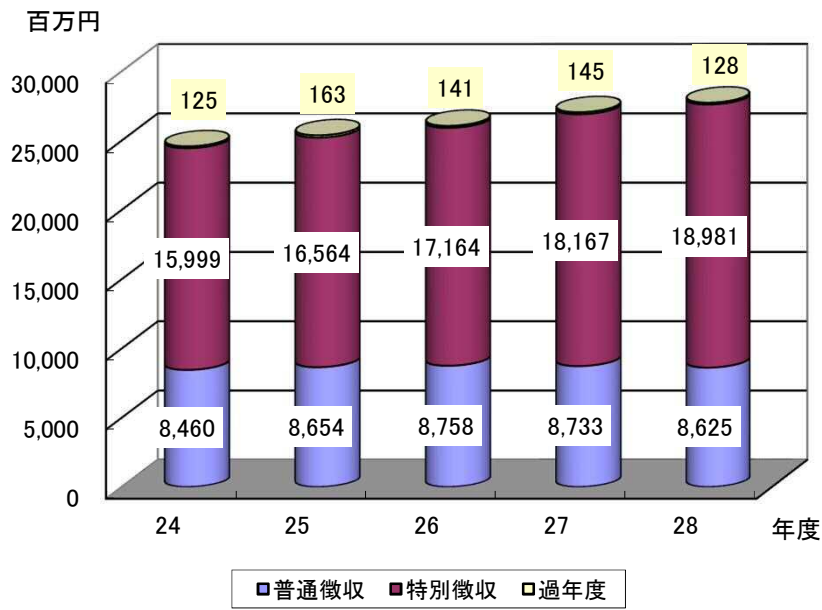
	給与特徴比率 (A/B)		給与特徴に係る 納税義務者数 (A)		給与所得者 (B)	
		前年比		前年比		前年比
平成25年度	65.76%	0.70	78,397	3.25	119,208	2.53
平成26年度	66.90%	1.72	81,893	4.46	122,418	2.69
平成27年度	69.75%	4.26	87,668	7.05	125,697	2.68
平成28年度	71.55%	2.58	93,757	6.95	131,042	4.25
平成29年度	74.91%	4.69	101,704	8.48	135,776	3.61

## (4) 特別区民税決算調定額 (現年課税分)

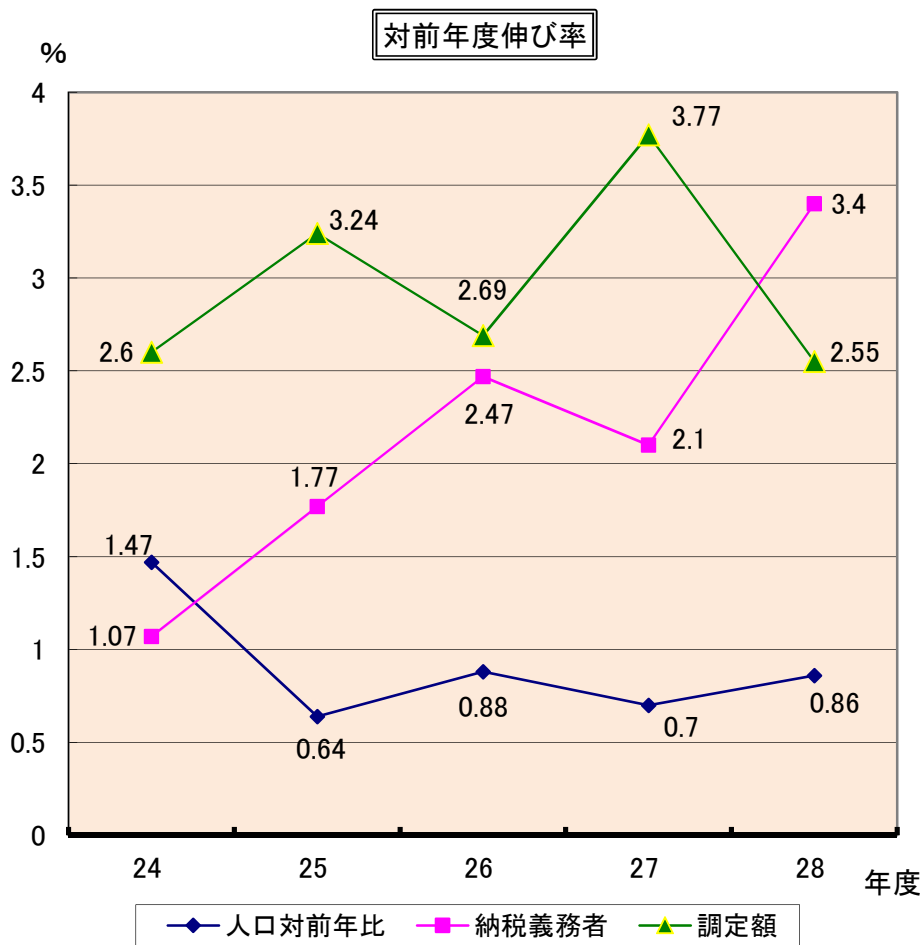
(単位：千円、%)

	総計			均等割			所得割		
		構成比	前年度比		構成比	前年度比		構成比	前年度比
平成24年度	24,584,443	100.00	2.60	431,650	100.00	1.30	24,152,793	100.00	2.63
普通徴収	8,459,718	34.41	1.24	182,076	42.18	5.48	8,277,642	34.27	1.15
特別徴収	15,999,350	65.08	3.61	247,171	57.26	△1.80	15,752,179	65.22	3.70
給与									
現年度分	12,926,977	52.58	4.37	182,898	42.37	1.35	12,744,079	52.76	4.41
前年度分	2,357,076	9.59	1.72	33,718	7.81	△0.42	2,323,358	9.62	1.75
年金									
年金特徴	715,297	2.91	-----	30,555	7.08	-----	684,742	2.84	-----
過年度	125,375	0.51	△22.47	2,403	0.56	33.87	122,972	0.51	△23.10
平成25年度	25,381,087	100.00	3.24	439,907	100.00	1.91	24,941,180	100.00	3.26
普通徴収	8,654,052	34.10	2.30	182,742	41.54	0.37	8,471,310	33.97	2.34
特別徴収	16,564,027	65.26	3.53	254,663	57.89	3.03	16,309,364	65.39	3.54
給与									
現年度分	13,382,887	52.73	3.53	189,198	43.01	3.44	13,193,689	52.90	3.53
前年度分	2,473,377	9.74	4.93	34,654	7.88	2.78	2,438,723	9.78	4.97
年金									
年金特徴	707,763	2.79	-----	30,811	7.00	-----	676,952	2.71	-----
過年度	163,008	0.64	30.02	2,502	0.57	4.12	160,506	0.64	30.52
平成26年度	26,062,905	100.00	2.69	518,012	100.00	17.75	25,544,893	100.00	2.42
普通徴収	8,758,342	33.60	1.21	212,584	41.04	16.33	8,545,758	33.45	0.88
特別徴収	17,163,848	65.86	3.62	302,744	58.44	18.88	16,861,104	66.01	3.38
給与									
現年度分	13,907,302	53.36	3.92	230,339	44.47	21.74	13,676,963	53.54	3.66
前年度分	2,544,278	9.76	2.87	35,799	6.91	3.30	2,508,479	9.82	2.86
年金									
年金特徴	712,268	2.73	-----	36,606	7.07	-----	675,662	2.64	-----
過年度	140,715	0.54	△13.68	2,684	0.52	7.27	138,031	0.54	△14.00
平成27年度	27,045,304	100.00	3.77	534,487	100.01	3.18	26,510,817	100.00	3.78
普通徴収	8,733,222	32.29	△0.29	206,019	38.55	△3.09	8,527,203	32.16	△0.22
特別徴収	18,166,638	67.17	5.84	325,915	60.98	7.65	17,840,723	67.30	5.81
給与									
現年度分	14,820,119	54.80	6.56	245,667	45.96	6.65	14,574,452	54.98	6.56
前年度分	2,661,233	9.84	4.60	43,490	8.14	21.48	2,617,743	9.87	4.36
年金									
年金特徴	685,286	2.53	-----	36,758	6.88	-----	648,528	2.45	-----
過年度	145,444	0.54	3.36	2,553	0.48	△4.88	142,891	0.54	3.52
平成28年度	27,734,112	100.00	2.55	552,514	100.00	3.37	27,181,598	100.00	2.53
普通徴収	8,625,255	31.10	△1.24	204,978	37.10	△0.51	8,420,277	30.98	△1.25
特別徴収	18,981,218	68.44	4.48	344,620	62.37	5.74	18,636,598	68.56	4.46
給与									
現年度分	15,452,635	55.72	4.27	260,853	47.21	6.18	15,191,782	55.89	4.24
前年度分	2,835,172	10.22	6.54	46,366	8.39	6.61	2,788,806	10.26	6.53
年金									
年金特徴	693,411	2.50	-----	37,401	6.77	-----	656,010	2.41	-----
過年度	127,639	0.46	△12.24	2,916	0.53	14.22	124,723	0.46	△12.71

(5) 賦課徴収別調定額の推移



(6) 人口・納税義務者・調定額の対前年度伸び率の推移



## (7) 所得区分別所得金額(各年7月1日現在、市町村課税状況調 第12表による)

	総所得金額等		分離長期譲渡所得金額		分離短期譲渡所得	
		対前年比		対前年比		対前年比
平成24年度	533,217,876	1.78	11,618,706	11.09	140,938	△18.49
平成25年度	547,741,911	2.72	13,013,823	12.01	136,010	△3.50
平成26年度	563,838,106	2.94	13,598,392	4.49	147,805	8.67
平成27年度	584,511,756	3.67	17,660,736	29.87	555,796	276.03
平成28年度	609,528,757	4.28	13,998,086	△20.74	758,427	36.46
平成29年度	628,558,048	3.12	22,545,029	61.06	335,224	△55.80

## (8) 特別区民税 課税標準段階別 納税義務者数(各年7月1日現在、市町村課税状況調)

課税標準額の段階 (超～以下)	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	豊島区	構成比	豊島区	構成比	豊島区	構成比
～200万円	77,735	56.2	79,420	56.2	80,670	55.8
200万円～700万円	50,490	36.5	51,760	36.6	53,214	36.8
700万円～	10,061	7.3	10,258	7.3	10,738	7.4
計	138,286	100.0	141,438	100.0	144,622	100.0

## (9) 特別区民税 課税標準段階別 所得割額(各年7月1日現在、市町村課税状況調)

課税標準額の段階 (超～以下)	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	豊島区	構成比	豊島区	構成比	豊島区	構成比
～200万円	4,763,533	19.5	4,876,334	19.4	4,951,074	19.0
200万円～700万円	10,499,868	43.1	10,815,046	43.1	11,173,828	42.8
700万円～	9,116,791	37.4	9,417,788	37.5	9,963,306	38.2
計	24,380,192	100.0	25,109,168	100.0	26,088,208	100.0

## (10) 法第295条等による非課税者数(各年決算時)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		対前年比		対前年比		対前年比
合計	47,864	2.73	60,924	27.29	61,852	1.52
生活保護受給	5,970	5.61	6,040	1.17	6,128	1.46
障害者	1,558	9.10	1,691	8.54	1,728	2.19
未成年者	461	0.88	1,936	319.96	2,099	8.42
老年者	0	----	0	----	0	----
寡婦・寡夫	2,108	△7.58	2,137	1.38	2,183	2.15
生計を一にする妻 条例に定める一定金 額以下の者	37,767	2.71	49,120	30.06	49,714	1.21

## (11) 標準世帯(夫婦二人の4人世帯)における課税最低限度額及び生活保護

	A, B, F, G 基準年		
	C, D, E 基準年		
A. 所得税課税最低限度額		23	24
B. " (特定扶養1人含む場合)		24	25
C. 住民税課税最低限度額		1,566	1,566
D. " (特定扶養1人含む場合)		2,617	2,617
E. " (所得割非課税限度額)		1,455	1,455
F. 生活保護基準額(国)		2,150	2,150
G. " (都)		2,714	2,714
		2,846	2,774
		3,528	3,456

(単位：千円、%)

株式等に係る譲渡所得	対前年比	先物取引に係る雑所得	対前年比	上場株式等に係る配当所得	対前年比	計	
						対前年比	対前年比
7,935,234	76.07	229,255	54.14	132,143	△65.87	553,274,152	2.55
7,464,069	△5.94	679,276	196.30	187,796	42.12	569,222,885	2.88
16,387,411	119.55	1,115,490	64.22	665,003	254.11	595,752,207	4.66
9,826,381	△40.04	1,053,276	△5.58	732,345	10.13	614,340,290	3.12
10,114,991	2.94	818,012	△22.34	542,830	△25.88	635,761,103	3.49
11,151,631	10.25	768,785	△6.02	344,040	△36.62	663,702,757	4.39

第12表による) (単位：人、%)

平成28年度				平成29年度	
豊島区	構成比	23区計	構成比	豊島区	構成比
83,621	55.8	2,602,068	54.4	86,560	56.0
54,954	36.7	1,809,663	37.8	56,464	36.5
11,319	7.5	372,589	7.8	11,682	7.5
149,894	100.0	4,784,320	100.0	154,706	100.0

第12表による) (単位：千円、%)

平成28年度				平成29年度	
豊島区	構成比	23区計	構成比	豊島区	構成比
5,088,987	19.1	160,422,230	17.5	5,357,660	19.5
11,395,327	42.7	381,705,269	41.5	11,636,320	42.4
10,201,132	38.2	376,726,990	41.0	10,424,250	38.0
26,685,446	100.0	918,854,489	100.0	27,418,230	100.0

(単位：人、%)

平成27年度		平成28年度	
	対前年比		対前年比
63,203	2.18	63,555	0.56
6,269	2.30	6,237	△0.51
1,776	2.78	1,831	3.10
2,408	14.72	2,710	12.54
0	----	0	----
2,114	△3.16	2,080	△1.61
----	----	----	----
50,636	1.85	50,697	0.12

基準額 \* A～Eは給与収入額として算出 (単位：千円)

25	26	27	28
26	27	28	29
1,566	1,566	1,689	1,689
2,617	2,617	2,854	2,854
1,455	1,455	1,541	1,541
2,150	2,150	2,345	2,345
2,714	2,714	2,714	2,714
2,686	2,657	2,595	2,573
3,368	3,338	3,276	3,254

## (12) 退職分離分調定額・調定件数

区分	年度	平成24年度		平成25年度	
			対前年度伸率		対前年度伸率
調定額		182,794	△14.06	289,736	58.50
調定件数		649	△7.29	719	10.79

## (13) 分離譲渡所得に係る調定額

区分	年度	平成24年度		平成25年度	
			対前年度伸率		対前年度伸率
合計		570,589	36.46	588,337	3.11
長期譲渡所得		346,892	19.24	376,501	8.54
短期譲渡所得		7,855	△15.37	6,405	△18.46
土地等に係る事業・雑所得		—		—	
株式等に係る譲渡所得		207,541	85.35	185,306	△10.71
商品先物取引に係る雑所得		5,800	31.37	16,405	182.84
上場株式に係る配当所得		2,501	60.53	3,720	48.74

## (14) 減免税額及び該当人数

区分	年度	平成24年度		平成25年度	
			人数		人数
合計		4,007,700	75	3,701,000	70
生活保護受給		3,754,500	71	3,059,900	63
生活困窮		0	0	0	0
災害		253,200	4	641,100	7
水害		0	0	0	0
り災		253,200	4	641,100	7
その他		0	0	0	0

## (15) 納税義務者・人口1人当りの特別区民税課税額・収入額(決算)

区分	年度	平成24年度		平成25年度	
			対前年度伸率		対前年度伸率
納税義務者(人)		144,019	1.07	146,570	1.77
世帯数		146,626	0.96	161,197	9.94
人口(人)		267,623	0.65	268,959	0.50
課税額(千円)		24,459,068	2.77	25,218,079	3.10
納税義務者1人当り課税額(円)		169,832	1.69	172,054	1.31
1世帯当り課税額(円)		166,812	1.80	156,442	△6.22
人口1人当り課税額(円)		91,393	2.11	93,761	2.59
収入額(千円)		24,507,915	2.86	25,486,393	3.99
納税義務者1人当り収入額(円)		170,171	1.78	173,885	2.18
1世帯当り収入額(円)		167,145	1.88	158,107	△5.41
人口1人当り収入額(円)		91,576	2.20	94,759	3.48

注：納税義務者・・・重複分除く(現年度のみ)

世帯数・・・各年1月1日現在(住民基本台帳)

人口・・・住民基本台帳 + 外国人登録(日本人住民 + 外国人住民)

課税額・・・現年度分を対象(過年度を除く)

収入額・・・区民税収入総額(現年度分+過年度分+滞納繰越分)



(単位：千円、%)

平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	対前年度伸率		対前年度伸率		対前年度伸率
231,462	△20.11	272,784	17.85	254,820	△6.59
612	△14.88	702	14.71	615	△12.39

(単位：千円、%)

平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	対前年度伸率		対前年度伸率		対前年度伸率
758,169	28.87	814,024	7.37	800,376	△1.68
406,408	7.94	500,309	23.11	459,908	△8.08
7,040	9.91	25,160	257.39	40,282	60.10
—		—		—	
304,298	64.21	240,067	△21.11	265,787	10.71
27,761	69.22	27,284	△1.72	18,200	△33.29
12,662	240.38	21,204	67.46	16,199	△23.60

(単位：円、人)

平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	人 数		人 数		人 数
3,397,650	61	2,523,650	65	3,907,900	73
3,132,500	55	2,498,400	64	3,859,000	72
0	0	0	0	0	0
265,150	6	25,250	1	48,900	1
0	0	0	0	0	0
265,150	6	25,250	1	48,900	1
0	0	0	0	0	0

(単位：円、千円、人、%)

平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	対前年度伸率		対前年度伸率		対前年度伸率
150,184	2.47	153,344	2.10	158,558	3.40
163,481	1.42	166,782	2.02	171,610	2.89
271,643	1.00	275,507	1.42	280,639	1.86
25,922,190	2.79	26,899,860	3.77	27,606,473	2.63
172,602	0.32	175,421	1.63	174,109	△0.75
158,563	1.36	161,287	1.72	160,867	△0.26
95,427	1.78	97,637	2.32	98,370	0.75
26,176,984	2.71	27,100,249	3.53	27,665,302	2.09
174,299	0.24	176,728	1.39	174,480	△1.27
160,122	1.27	162,489	1.48	161,210	△0.79
96,365	1.69	98,365	2.08	98,579	0.22

## 2. 軽自動車税

### (1) 車種別台数 (現年課税分)

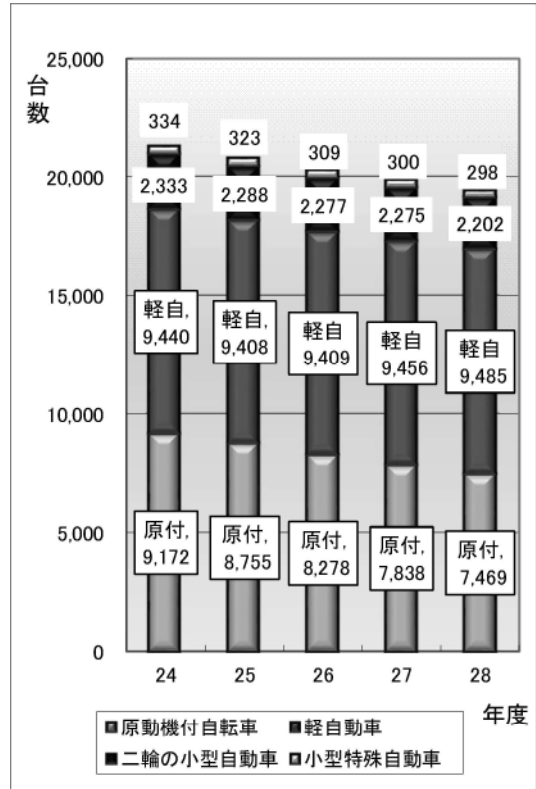
区分	24年度			25年度			26年度		
	台数	構成比	対前年伸率	台数	構成比	対前年伸率	台数	構成比	対前年伸率
原動機付自転車	9,172	43.11	△3.56	8,755	42.15	△4.55	8,278	40.84	△5.45
50cc以下	5,766	27.10	△5.54	5,331	25.67	△7.54	4,911	24.23	△7.88
50cc以下(電動車)	21	0.10	16.67	26	0.13	23.81	24	0.12	△7.69
50cc超90cc以下	900	4.23	△11.94	819	3.94	△9.00	744	3.67	△9.16
90cc超125cc以下	2,326	10.93	5.34	2,404	11.57	3.35	2,425	11.96	0.87
ミニカー	159	0.75	0.00	175	0.84	10.06	174	0.86	△0.57
軽自動車	9,440	44.36	△1.52	9,408	45.29	△0.34	9,409	46.41	0.01
二輪車(250cc以下)	3,091	14.53	△7.46	2,959	14.26	△4.27	2,855	14.08	△3.51
三輪車	1	0.00	0.00	1	0.00	0.00	1	0.00	0.00
四輪乗用(自家用)	2,796	13.14	3.21	2,968	14.29	6.15	3,109	15.34	4.75
〃(電動車)	8	0.04	33.33	9	0.04	12.50	10	0.05	11.11
四輪貨物(営業用)	352	1.65	△2.76	327	1.57	△7.10	321	1.58	△1.83
四輪貨物(自家用)	3,191	15.00	0.73	3,142	15.12	△1.54	3,111	15.35	△0.99
〃(電動車)	1	0.00	----	2	0.01	100.00	2	0.01	0.00
小型特殊自動車	334	1.57	△3.47	323	1.55	△3.29	309	1.52	△4.33
農耕作業用	0	0.00	----	0	△0.01	----	0	△0.01	----
特殊作業車	154	0.72	△6.10	145	0.70	△5.84	137	0.68	△5.52
〃(電動車)	180	0.85	△1.10	178	0.86	△1.11	172	0.85	△3.37
二輪の小型自動車	2,333	10.96	△3.20	2,288	11.01	△1.93	2,277	11.23	△0.48
合計	21,279	100.00	△2.63	20,774	100.00	△2.37	20,273	100.00	△2.41

### (2) 車種別調定額 (現年課税分)

区分	24年度			25年度			26年度		
	台数	構成比	対前年伸率	台数	構成比	対前年伸率	台数	構成比	対前年伸率
原動機付自転車	10,986	17.35	△2.60	10,624	16.76	△3.30	10,143	15.99	△4.53
50cc以下	5,766	9.10	△5.54	5,331	8.41	△7.54	4,911	7.73	△7.88
50cc以下(電動車)	21	0.03	16.67	26	0.04	23.81	24	0.04	△7.69
50cc超90cc以下	1,080	1.71	△11.91	983	1.55	△8.98	893	1.41	△9.16
90cc超125cc以下	3,721	5.88	5.32	3,846	6.07	3.36	3,880	6.12	0.88
ミニカー	398	0.63	0.00	438	0.69	10.05	435	0.69	△0.68
軽自動車	41,434	65.43	0.26	42,096	66.41	1.60	42,727	67.36	1.50
二輪車(250cc以下)	7,418	11.71	△7.46	7,102	11.21	△4.26	6,852	10.81	△3.52
三輪車	3	0.00	0.00	3	0.00	0.00	3	0.00	0.00
四輪乗用(自家用)	20,131	31.79	3.21	21,369	33.71	6.15	22,385	35.29	4.75
〃(電動車)	58	0.09	34.88	65	0.10	12.07	72	0.11	10.77
四輪貨物(営業用)	1,056	1.67	△2.76	981	1.55	△7.10	963	1.52	△1.83
四輪貨物(自家用)	12,764	20.16	0.73	12,568	19.83	△1.54	12,444	19.62	△0.99
〃(電動車)	4	0.01	----	8	0.01	100.00	8	0.01	0.00
小型特殊自動車	1,570	2.48	△3.44	1,518	2.39	△3.31	1,452	2.29	△4.35
農耕作業用	0	0.00	----	0	0.00	----	0	0.00	----
特殊作業車	724	1.14	△6.10	681	1.07	△5.94	644	1.02	△5.43
〃(電動車)	846	1.34	△1.05	837	1.32	△1.06	808	1.27	△3.46
二輪の小型自動車	9,332	14.74	△3.20	9,152	14.44	△1.93	9,108	14.36	△0.48
合計	63,322	100.00	△0.86	63,390	100.00	0.11	63,430	100.00	0.06

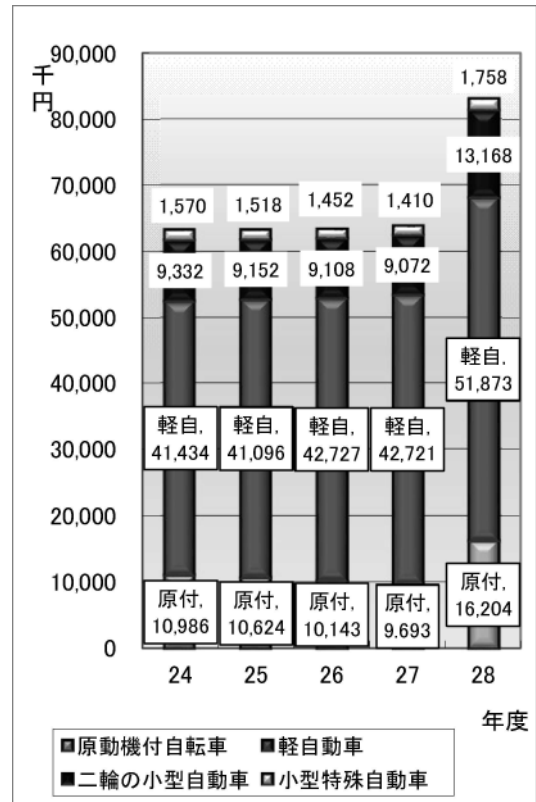
( 単位 : 人 、 % )

27 年度			28 年度		
	構成比	対前年伸率		構成比	対前年伸率
7,838	39.45	△5.32	7,469	38.39	△4.71
4,570	23.00	△6.94	4,283	22.02	△6.28
26	0.13	8.33	23	0.12	△11.54
653	3.29	△12.23	580	2.98	△11.18
2,399	12.07	△1.07	2,378	12.22	△0.88
190	0.96	9.20	205	1.05	7.89
9,456	47.59	0.50	9,485	48.76	0.31
2,771	13.94	△2.94	2,682	13.79	△3.21
0	0.00	△100.00	0	0.00	----
3,318	16.70	6.72	3,471	17.84	4.61
8	0.04	△20.00	9	0.05	12.50
313	1.58	△2.49	316	1.62	0.96
3,044	15.32	△2.15	3,005	15.45	△1.28
2	0.01	0.00	2	0.01	0.00
300	1.51	△2.91	298	1.53	△0.67
0	0.00	----	0	0.00	----
132	0.66	△3.65	130	0.67	△1.52
168	0.85	△2.33	168	0.86	0.00
2,275	11.45	△0.09	2,202	11.32	△3.21
19,869	100.00	△1.99	19,454	100.00	△2.09



( 単位 : 千円 、 % )

27 年度			28 年度		
	構成比	対前年伸率		構成比	対前年伸率
9,693	15.16	△4.44	16,204	19.52	67.17
4,570	7.14	△6.94	8,546	10.29	87.00
26	0.04	8.33	46	0.06	76.92
784	1.23	△12.21	1,160	1.40	47.96
3,838	6.01	△1.08	5,695	6.86	48.38
475	0.74	9.20	757	0.91	59.37
43,721	68.43	2.33	51,873	62.50	18.65
6,650	10.41	△2.95	9,643	11.62	45.01
0	0.00	△100.00	0	0.00	----
23,890	37.39	6.72	28,125	33.88	17.73
58	0.09	△19.44	65	0.08	12.07
939	1.47	△2.49	1,014	1.22	7.99
12,176	19.06	△2.15	13,021	15.69	6.94
8	0.01	0.00	5	0.01	△37.50
1,410	2.21	△2.89	1,758	2.12	24.68
0	0.00	----	0	0.01	----
620	0.97	△3.73	767	0.92	23.71
790	1.24	△2.23	991	1.19	25.44
9,072	14.20	△0.40	13,168	15.86	45.15
63,896	100.00	0.73	83,003	100.00	29.90



### 3. 特別区たばこ税

#### (1) 現年課税分 調定額・収入額等

(単位：件、千円、%)

	調 定			収 入			収入歩合
	件数	金額	伸率	件数	金額	伸率	
平成24年度	102	3,386,411	△1.82	102	3,386,411	△1.82	100.00
平成25年度	95	3,728,698	10.11	95	3,728,698	10.11	100.00
平成26年度	99	3,603,399	△3.36	99	3,603,399	△3.36	100.00
平成27年度	131	3,535,425	△1.89	131	3,535,425	△1.89	100.00
平成28年度	261	3,408,054	△3.60	261	3,408,054	△3.60	100.00

※平成28年度たばこ税現年課税分の内訳（現年度分・過年度分）

内訳	現年度分	258	3,408,050	----	258	3,408,050	----	----
	過年度分	3	4	----	3	4	----	----

#### (2) 滞納繰越分 調定額・収入額等

(単位：件、千円、%)

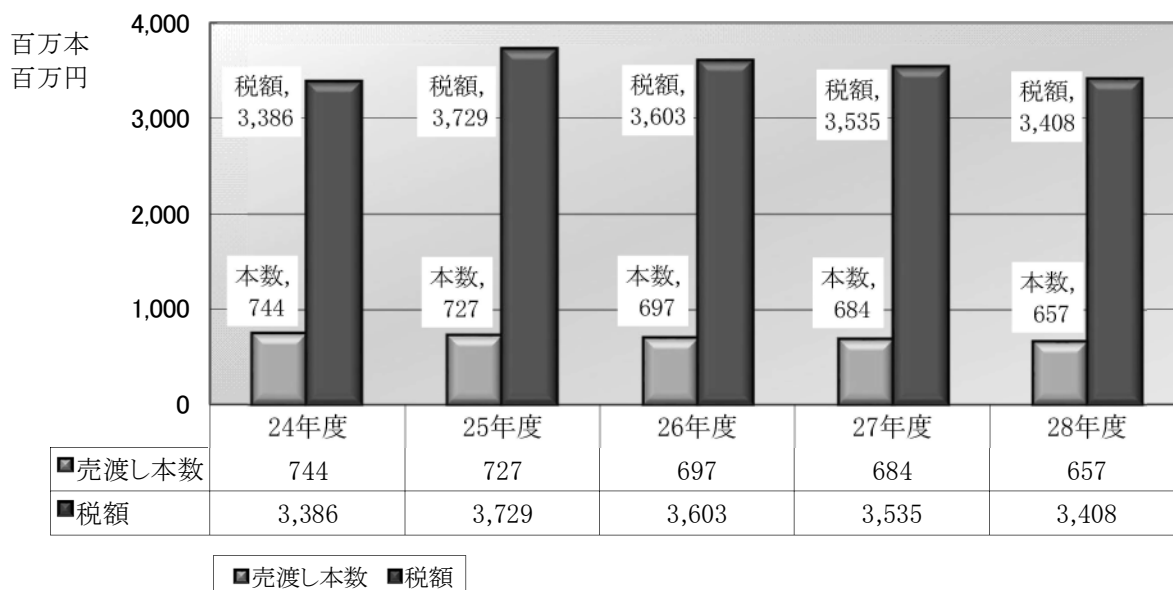
	調 定			収 入			収入歩合
	件数	金額	伸率	件数	金額	伸率	
平成24年度	0	0	----	0	0	----	----
平成25年度	0	0	----	0	0	----	----
平成26年度	0	0	----	0	0	----	----
平成27年度	0	0	----	0	0	----	----
平成28年度	0	0	----	0	0	----	----

#### (3) 売渡し本数（返還控除後の本数） \* 過年度分、手持ち品課税を除く (単位：千本、%)

	売渡し本数 (一般品+旧3級品)		左欄の内旧3級品 (内数)	
	本数	伸率	本数	伸率
平成24年度	743,655	△1.59	19,682	18.20
平成25年度	727,457	△2.18	21,611	9.80
平成26年度	696,725	△4.22	22,684	4.97
平成27年度	684,083	△1.81	23,222	2.37
平成28年度	657,351	△3.91	21,412	△7.79

\*平成18年7月1日 たばこ税増税

\*平成22年10月1日 たばこ税増税



# V 徴 収

## 1.徴 収

### (1) 特別区税の納付状況

(単位：千円、%)

	調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額 (C)	還付未済額 (D)	滞納繰越額 (A-B-C+D)	収入歩合 (B/A)
平成24年度	30,372,237	27,957,313	247,822	4,430	2,171,532	92.05
平成25年度	31,294,115	29,278,468	256,362	4,112	1,763,397	93.56
平成26年度	31,472,292	29,843,678	222,136	6,798	1,413,276	94.83
平成27年度	32,049,551	30,698,955	220,094	5,255	1,135,757	95.79
平成28年度	32,362,517	31,144,647	177,879	5,673	1,045,664	96.24
現年課税分	31,225,169	30,708,997	778	5,597	520,991	98.35
滞納繰越分	1,137,348	435,650	177,101	76	524,673	38.30
特別区民税	28,865,463	27,655,302	177,048	5,630	1,038,743	95.81
現年課税分	27,734,112	27,220,773	778	5,554	518,115	98.15
滞納繰越分	1,131,351	434,529	176,270	76	520,628	38.41
軽自動車税	89,000	81,291	831	43	6,921	91.34
現年課税分	83,003	80,170	0	43	2,876	96.59
滞納繰越分	5,997	1,121	831	0	4,045	18.69
特別区たばこ税	3,408,054	3,408,054	0	0	0	100.00
現年課税分	3,408,054	3,408,054	0	0	0	100.00
滞納繰越分	0	0	0	0	0	----

### (2) 前納報奨金交付状況

(単位：円、件)

	前納報奨金	
	金額	件数
平成9年度	82,000,300	20,551
平成10年度	前納報奨金制度廃止	

### (3) 差押処分状況(都・区民税)

(単位：人、千円)

	前年度からの繰越分		当年度差押分		取消分		処 理 分				翌年度への繰越分	
							公売前納付によるもの		公 売によるもの			
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
平成24年度	385	327,774	1,134	718,279	622	258,479	303	269,630	265	179,161	329	338,783
平成25年度	330	340,732	1,408	443,615	492	184,118	388	207,249	383	167,551	475	225,429
平成26年度	454	250,579	1,567	493,510	561	150,144	482	156,617	541	221,392	437	215,936
平成27年度	442	225,914	1,456	392,304	451	106,318	460	130,977	609	221,938	378	158,985
平成28年度	443	166,240	1,453	454,620	472	114,366	462	130,803	605	221,365	357	154,326
動 産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不 動 産	3	192	13	12,633	4	1,618	3	2,763	0	0	9	8,444
電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
債 権	440	166,048	1,440	441,987	468	112,748	459	128,040	605	221,365	348	145,882

## (4) 督促状、催告書の発付状況

(単位：件、%)

	特別区民税・都民税（普通徴収）				特別区民税・都民税（給与特別徴収）			
	現年課税 件数	督促状*		催告書 発付件数 (滞繰分含)	現年課税 件数	督促状		催告書 発付件数 (滞繰分含)
		発付件数	発付率			発付件数	発付率	
平成24年度	233,427	67,686	29.00	49,322	327,303	6,544	2.00	1,145
平成25年度	232,031	66,055	28.47	39,481	334,171	5,873	1.76	889
平成26年度	231,891	67,340	29.04	28,736	343,463	5,795	1.69	760
平成27年度	224,184	62,026	27.67	20,228	365,579	6,665	1.82	951
平成28年度	221,954	61,003	27.48	24,237	389,990	8,276	2.12	1,194

	軽自動車税(過年度含む)			
	現年課税 件数	督促状		催告書 発付件数 (滞繰分含)
		発付件数	発付率	
平成24年度	21,279	2,837	13.33	2,522
平成25年度	20,774	3,020	14.54	1,644
平成26年度	20,273	2,855	14.08	3,414
平成27年度	19,869	2,744	13.81	4,459
平成28年度	19,454	2,442	12.55	2,981

\* 普通徴収督促状には、過年度、納期変更分を含める

\* 平成12年1月1日から延滞金・還付加算金の特例基準割合を創設  
(前年11月末の公定歩合+4%)

## (5) 滞納繰越状況(調定)

(単位：件、千円)

	合計		特別区民税		軽自動車税		特別区たばこ税	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成24年度	115,891	2,338,068	108,590	2,325,422	7,301	12,646	0	0
平成25年度	108,218	2,120,939	103,260	2,111,594	4,958	9,345	0	0
平成26年度	90,233	1,742,558	86,152	1,734,621	4,081	7,937	0	0
平成27年度	73,560	1,404,926	69,995	1,398,046	3,565	6,880	0	0
平成28年度	60,670	1,137,348	57,583	1,131,351	3,087	5,997	0	0

## (6) 処分停止状況

(単位：人、件、千円)

	前年度からの繰越分			当年度執行分		
	人員	件数	金額	人員	件数	金額
平成24年度	1,366	4,020	71,665	968	3,130	93,243
平成25年度	1,901	5,914	142,537	578	1,851	37,511
平成26年度	1,546	4,981	130,673	769	2,304	51,657
平成27年度	1,347	4,155	89,138	426	1,377	27,942
平成28年度	1,199	3,685	79,643	445	1,303	44,367
特別区民税	1,181	3,666	79,610	435	1,292	44,319
軽自動車税	18	19	33	10	11	48

※軽自動車は台数を計上

## (7) 不納欠損処分状況

(単位：人、件、千円)

	人 員	件 数	金 額
平成24年度	6,359	15,782	247,822
平成25年度	5,726	15,729	256,362
平成26年度	5,217	14,451	222,136
平成27年度	4,719	12,624	220,094
平成28年度	4,089	11,639	1,007,548
特別区民税	3,684	11,187	177,048
軽自動車税	405	452	830,500

※軽自動車は台数を計上

## 2. 口座振替

## (1) 口座振替加入状況 (決算)

(単位：人、%)

	加入数		普通徴収 納税義務者	
		対前年増減率		加入率
平成24年度	16,904	△15.69	70,123	24.11
平成25年度	16,309	△3.52	72,169	22.60
平成26年度	16,623	1.93	72,673	22.87
平成27年度	17,424	4.82	70,874	24.58
平成28年度	18,482	6.07	71,384	25.89

## (2) 口座振替収入金額状況 (決算)

(単位：千円、%)

	収入金額 (都区合算)		普通徴収 (都区合算)	
		対前年増減率	調定額	口座振替率
平成24年度	4,570,311	△1.42	14,035,130	32.56
平成25年度	4,597,348	0.59	14,358,871	32.02
平成26年度	4,997,893	8.71	14,541,972	34.37
平成27年度	5,070,365	1.45	14,503,549	34.96
平成28年度	4,936,655	△2.64	14,323,456	34.47

## 3. 証明

## (1) 税証明発行状況 (有料分)

(単位：件、%)

	特別区民税		軽自動車税	
	件数	対前年比	件数	対前年比
平成24年度	46,015	11.80	17	△19.05
平成25年度	49,942	8.53	11	△35.29
平成26年度	58,528	17.19	4	△63.64
平成27年度	61,171	4.52	5	25.00
平成28年度	63,199	3.32	11	120.00

## Ⅵ 法定外税

### 1. 経緯

- 12年 5月… 職員自主研究会である「区税研究会」発足  
 14年 1月… 区が法定外税として構想発表  
 14年 5月… 「豊島区法定外税検討会議」（学識経験者・事業者代表・関係団体代表・区民代表による検討）  
 15年 9月… 最終報告書の提出・・・課税を可とする。  
 15年10月… 区民集会（3回開催）、パブリックコメントの実施  
 15年12月… 区議会第4回定例会に条例案を提出し、可決成立  
 16年 3月… 総務大臣より狭小住戸集合住宅税について新設の同意  
 16年 9月… 総務大臣より放置自転車等対策推進税について新設の同意  
 16年10月… 放置自転車等対策推進税の課税を当初予定より1年遅らせて18年度からとすると発表  
 18年 6月… 「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」策定  
 18年… 区議会第2回定例会に放置自転車等対策推進税条例を廃止する条例を提出、可決成立  
 18年 7月… 放置自転車等対策推進税条例を廃止  
 20年 4月… 「豊島区税制度調査検討会議」（学識経験者・区職員）を設置し、11月に報告書を区長に提出  
 21年 6月… 区議会第2回定例会に条例一部改正案を提出し、可決成立  
 22年 4月… 条例一部改正部分（29㎡未満→30㎡未満）施行  
 25年 4月… 「豊島区税制度調査検討会議」（学識経験者・区職員）を設置し、26年1月に報告書を区長に提出  
 制度内容はそのまま5年間継続することが決定される

### 2. 狭小住戸集合住宅税

#### (1) 課税概要

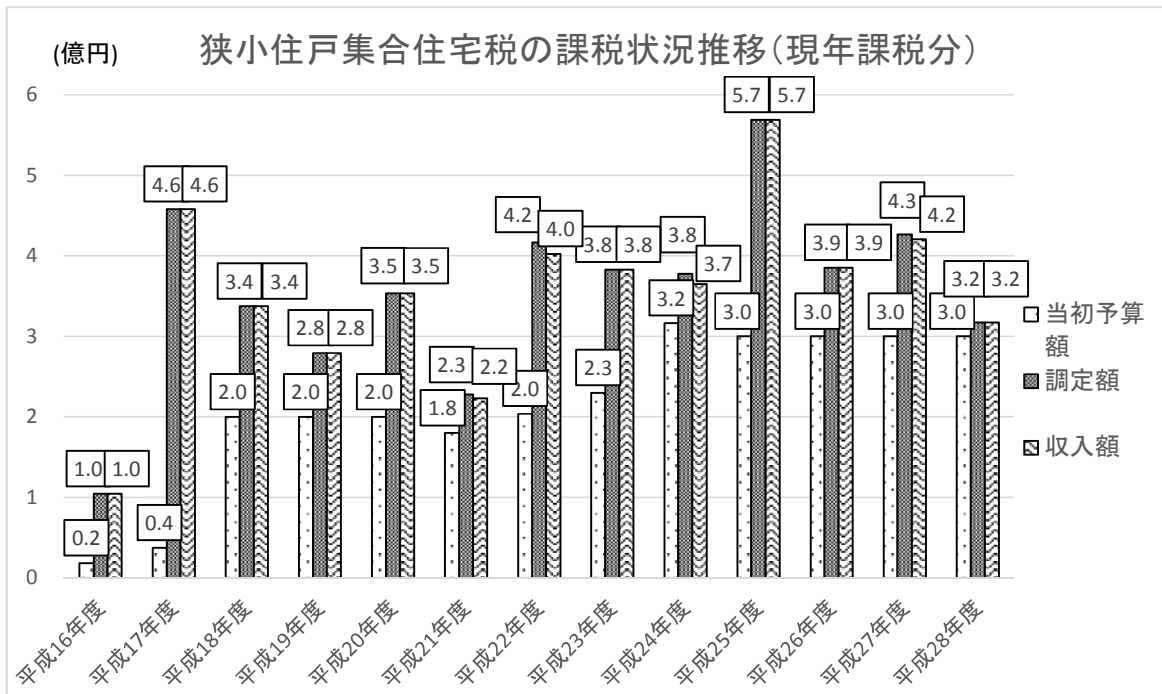
区 分	課 税 概 要
税 目	【法定外普通税】狭小住戸集合住宅税（抑制を主たる目的とした普通税）
徴 収 方 法	申告納付（申告納付期限：建築等の工事に着手した日から2カ月以内）
課 税 客 体	区内における狭小住戸を有する集合住宅の建築等の行為 ○『狭小住戸』：集合住宅における1住戸の専用面積が30㎡未満のもの （当初は「29㎡未満」であったが条例改正により平成22年4月1日より変更） [←29㎡は国の「住宅建設五箇年計画」（H13～17）、30㎡は「住生活基本計画」（H18～）の二人世帯の最低居住（面積）水準] ○『建築等』：新築、増築、大規模修繕、大規模模様替、用途変更等
税 収 の 使 途	普通税のため、税収の使途は明記せず（ただし、主に『ゆとりある住宅・住環境の実現』を目的とする事業を行う財源の一部とする）
課 税 標 準	区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数
納 税 義 務 者	狭小住戸を有する集合住宅の建築等を行う建築主 ○『建築主』：建築の工事の請負契約における注文者、請負契約によらないで自ら工事をする者
税 率	狭小住戸1戸につき50万円
非課税事項等	【課税免除】 ○狭小住戸の数が8戸以下の建築等の行為に対しては課税を免除する 【減免】 施行規則で定めるもので、次に掲げる集合住宅の建築等を行う場合に減免 ○国又は地方公共団体が特定の政策目的のために行うとき ○区の特定の政策に基づく集合住宅として必要であると区長が認めるとき
施 行 期 日	平成16年6月1日〔条例一部改正部分（29㎡未満→30㎡未満）はH22. 4. 1施行〕
課 税 期 間	条例施行後5年ごとに見直し ○条例の施行後5年ごとに、条例の施行状況、区内の住宅供給状況等を勘案のうえ検討し、その結果に基づき必要な措置を講じる。



## (2) 狭小住戸集合住宅税の課税状況（現年課税分）

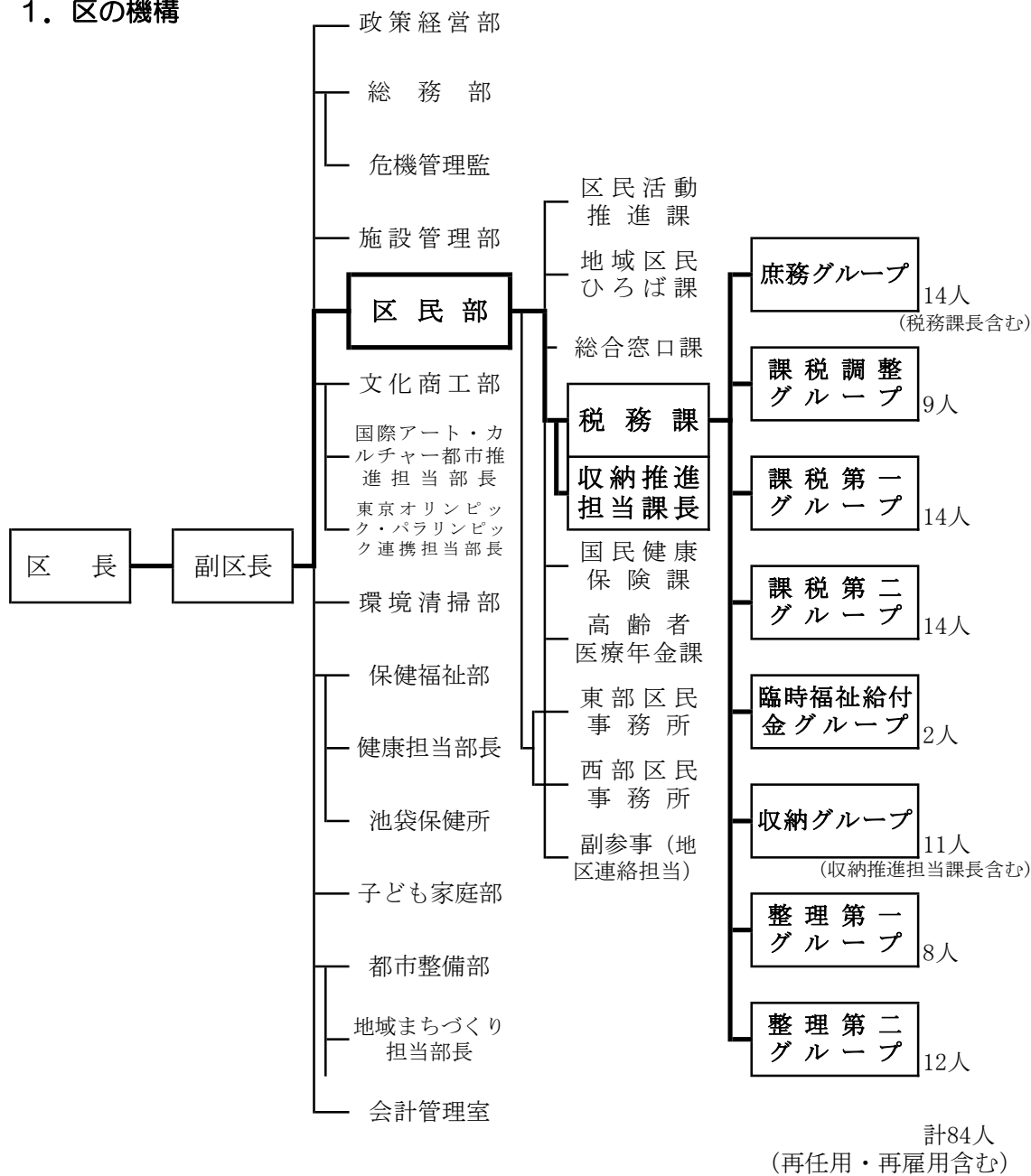
（単位：千円、件、戸）

	予 算		調 定			収 入			収納率
	当初予算額	戸数	調定額	件数	戸数	収入額	件数	戸数	
平成16年度	18,500	37	104,500	7	209	104,500	7	209	100%
平成17年度	37,500	75	458,000	29	916	458,000	29	916	100%
平成18年度	200,000	400	337,500	23	675	337,500	23	675	100%
平成19年度	200,000	400	279,500	20	559	279,500	20	559	100%
平成20年度	200,000	400	353,500	20	707	353,500	20	707	100%
平成21年度	180,000	360	228,000	13	456	223,000	13	446	98%
平成22年度	204,000	408	417,000	22	834	402,500	21	805	96.5%
平成23年度	230,000	460	383,000	19	766	383,000	19	766	100%
平成24年度	316,500	633	378,000	16	756	365,000	15	730	96.6%
平成25年度	300,000	600	569,000	23	1138	569,000	23	1138	100%
平成26年度	300,000	600	385,500	14	771	385,500	14	771	100%
平成27年度	300,000	600	426,500	23	853	420,500	22	841	98.6%
平成28年度	300,000	600	317,500	23	635	317,500	23	635	100%
計	2,786,500	5,573	4,637,500	252	9,275	4,599,000	249	9,198	99.2%



# VII 機 構 (平成29年4月1日基準)

## 1. 区の機構



教育委員会

教育長

選挙管理委員会

監査委員

区議会

(参考)

財団法人としま未来文化財団

一般財団法人東京城北勤労者サービスセンター

社会福祉法人豊島区社会福祉事業団

社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会

公益社団法人豊島区シルバー人材センター

医療法人財団豊島健康診査センター

## 2. 税務課分掌事務

### ◎庶務グループ

- ・ 特別区税及び都民税の調定及び統計に関すること
- ・ 納税普及及び納税貯蓄組合に関すること
- ・ 税制に関すること
- ・ 特別区たばこ税及び軽自動車税の賦課等に関すること
- ・ 特別区民税、都民税等の収納に関すること（課内他グループの所管に属するものを除く）
- ・ 特別区民税及び都民税及び軽自動車税の証明に関すること
- ・ 狭小住戸集合住宅税の賦課等に関すること
- ・ 課内他の係に属しないこと及び課の庶務に関すること

### ◎課税調整・課税第一・課税第二グループ

- ・ 特別区民税及び都民税の賦課に関すること
- ・ 特別区民税及び都民税の減免に関すること
- ・ 特別徴収・普通徴収の賦課全般

### ◎収納グループ

- ・ 特別区民税及び都民税の特別徴収に係る収納に関すること。  
（課内他のグループの所管に属するものを除く。）
- ・ 特別徴収に係る納税相談に関すること
- ・ 受託及び嘱託に関すること（整理グループの所管に属するものを除く）

### ◎整理第一・第二グループ

- ・ 特別区民税及び都民税の収納・納付相談に関すること  
（課内他グループの所管に属するものを除く）
- ・ 特別区民税及び都民税の普通徴収に係る収納・納付相談に関すること  
（課内他グループの所管に属するものを除く）
- ・ 受託及び嘱託に関すること

### ◎臨時福祉給付金グループ

- ・ 臨時福祉給付金に関すること

Ⅷ その他

1. 税率の変遷

\* [ ]内は適用開始課税年度または適用開始譲渡期日

年 度		平 成 6 年 度					
均等割		区民税2500円（都700円）[昭和60年度から]					
所得割総合課税		課税標準額	特別区民税		都民税		
			税率	速算控除額	税率	速算控除額	
			160万円以下	3%	0円	2%	0円
			550万円以下	8%	80,000円		
		550万円超	11%	245,000円	4%	110,000円	
特別区民税	長期譲渡	一般	課税長期譲渡所得金額×6%（都3%）			[平成5年度から]	
		市街化	原則廃止。ただし経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡について適用。 課税長期譲渡所得金額×5.8%（都2.2%）				
		優良住宅	課税長期譲渡所得金額×3.4%（都1.6%）			[平成4年度から]	
		居住用	課税長期譲渡所得金額				
		6000万円以下	2.7%（都1.3%）				
		6000万円を超える部分	3.4%（都1.6%）		[平成5年度から]		
	短期譲渡	一般	(1)または(2)のいずれかの多い金額 (1)8%（都4%） (2)総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得の金額に対する税額の110%相当額				
		軽減	(1)または(2)のいずれかの多い金額 (1)4%（都2%） (2)総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得の金額に対する税額				
		事業・雑	(1)または(2)のいずれかの多い金額 (1)8%（都4%） (2)総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額				
		超短期事業・雑	(1)または(2)のいずれかの多い金額		[昭和62年10月の譲渡から創設]		
		(1)11%（都4%） (2)総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額					
	株式等	課税株式等に係る譲渡所得金額×4%（都2%）			[平成元年4月の譲渡から創設]		
	特別減税	特別区民税所得割額の20%相当額を減税。（都民税も同様。ただし、限度額は都民税とあわせて20万円）					
	非課税限度額（所得額）	[ ABは平成6 Cは平成 元年度 から]	A 均等割	B 所得割	C 障害者・未成年者・老年者 寡婦(寡夫)		
			34万円×n+18万円*	34万円×n+30万円*	125万円		
			n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算				
軽自動車税	1. 原動機付自転車	50cc以下	1000円	50cc超90cc以下	1200円		
		90cc超	1600円	三輪以上で20cc超(ミニカー)	2500円		
	2. 軽自動車	二輪	2400円	三輪			
		四輪	乗用自家用	7200円	乗用営業用	5500円	
			貨物用自家用	一般4000円	貨物用営業用	3000円	
		電氣3600円					
	専ら雪上を走行するもの	一般2400円・電氣2200円					
3. 小型特殊自動車	農耕作業用	一般1600円 電氣1400円					
	その他	一般4700円 電氣4300円					
4. 二輪の小型自動車	4000円	[昭和59年度から、ただしミニカーは昭和60年度から創設]					
たばこ税	消費税創設に伴い、たばこ消費税を改変し、平成元年度創設された。						
		区	都	国			
	一般品（千本あたり）	1997円	1129円	3126円			
	旧3級品（千本あたり）	948円	536円	1484円			
年 度	平 成 6 年 度						

\*( )内は根拠法令

年 度		平 成 7 年 度						
均等割		同 左 ( 区民税:地方税法第310条、都民税:地方税法第38条 )						
所得割総合課税			特別区民税		都民税		(区民税:地方税法第314条の2、都民税:地方税法第35条)	
			課税標準額	税率	速算控除額	税率		速算控除額
			200万円以下	3%	0円	2%		0円
			700万円以下	8%	100,000円			
		700万円超	11%	310,000円	4%	140,000円		
特別区民税	長期譲渡	一 般	(一般)	同 左		(地方税法本法附則第34条)		
		市街化	(軽減)	廃 止 (平成7年度から)		(地方税法旧法附則第21条)		
		優良住宅	(特定)	同 左		(地方税法本法附則第34条の2)		
		居住用	(軽減)	同 左		(地方税法本法附則第34条の3)		
	短期譲渡	一 般		同 左		(地方税法本法附則第35条)		
		軽 減		同 左		(地方税法本法附則第35条)		
		事業・雑		同 左		(地方税法本法附則第33条の3)		
		超短期事業・雑		同 左		(地方税法旧法附則第33条の4)		
		株式等		同 左		(地方税法旧法附則第35条の2)		
		特別減税	特別区民税所得割額の15%相当額を減税。(都民税も同様。ただし、限度額は都民税とあわせて2万円)					
	非課税限度額(所得額)		同 左		(地方税法第295条) (地方税法本法附則第3条の3) (地方税法第24条の5)			
	軽自動車税		同 左		(地方税法第444条) 電気:(地方税法旧法附則第30条の2)  (注) 電気自動車に係る税率の特例措置の廃止			
	たばこ税		同 左		特別区たばこ税 (地方税法第468条・地方税法本法附則第30条の2) 都たばこ税 (地方税法第74条の5・地方税法本法附則第12条の2)			
年 度		平 成 7 年 度						

年 度		平 成 8 年 度		
特別区民税	均等割	3000円(都1000円)		
	所得割総合課税	同 左 ※給与所得控除の改正あり		
	長期譲渡	一 般	課税長期譲渡所得金額	
			4000万円以下	5.5%(都2%)
			4000万円を超える部分	6%(都3%)
	優良住宅	同 左		
	居住用	同 左		
	短期譲渡	一 般	同 左	
		軽 減	同 左	
	事業・雑	同 左		
	超短期事業・雑	同 左		
	株式等	同 左		
特別減税	同 左			
非課税限度額(所得額)	同 左			
軽自動車税	同 左			
たばこ税	同 左			
年 度	平 成 8 年 度			

年 度		平 成 9 年 度						
均等割		同 左						
所得割総合課税		課税標準額	特別区民税		都民税		(都から区への税源移譲)	
			税率	速算控除額	税率	速算控除額		
			200万円以下	3%	0円	2%		0円
			700万円以下	8%	100,000円	3%		70,000円
	700万円超	12%	380,000円	3%	70,000円			
特別区民税	長期譲渡	一般	課税長期譲渡所得金額					
			4000万円以下			4%(都2%)		
			4000万円超8000万円以下の部分			5.5%(都2%)		
		8000万円超の部分			6%(都3%)			
		優良住宅	同 左					
		居住用	同 左					
	短期譲渡	一般	(1)または(2)のいずれかの多い金額 (都から区への税源移譲)					
			(1)9%(都3%) (2)総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得の金額に対する税額の110%相当額					
		軽減	同 左					
		事業・雑	(1)または(2)のいずれかの多い金額 (都から区への税源移譲)					
	(1)9%(都3%) (2)総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額							
	超短期事業・雑	(1)または(2)のいずれかの多い金額 (都から区への税源移譲)						
		(1)12%(都3%) (2)総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額						
	株式等	同 左						
	特別減税	なし						
	非課税限度額(所得額)	同 左						
	軽自動車税	同 左						
	たばこ税	都から区への税源移譲あり。消費税率改正(3%→5%)に伴うたばこ値上げ(9年4月)。						
			区	都	国			
	一般品 (千本あたり)		2434円	692円	3126円			
	旧3級品 (千本あたり)		1155円	329円	1484円			
年 度	平 成 9 年 度							

年 度		平 成 10 年 度			
特別区民税	均等割	同 左			
	所得割総合課税	同 左			
	長期譲渡	一 般	同 左		
		優良住宅	課税長期譲渡所得金額		
			4000万円以下	3.4% (都1.6%)	
		4000万円を超える部分	4.0% (都2.0%)		
	居住用	同 左			
	短期譲渡	一 般	同 左		
		軽 減	同 左		
	事業・雑	同 左			
	超短期事業・雑	同 左			
株式等	同 左				
特別減税	特別区民税・都民税所得割額から以下の金額を減税。(定額減税) 納税義務者本人 17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき 8,500円				
非課税限度額 (所得額)		A 均等割 35万円×n+18万円*	B 所得割 35万円×n+30万円*	C(障害者等)は同左	
n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算					
軽自動車税	同 左				
たばこ税	10年12月1日たばこ特別税創設。たばこ値上げ。旧国鉄及び林野事業の債務返済に使用。 すべて国の収入。 たばこ税(区・都・国)は同左				
		たばこ特別税			
	一般品 (千本あたり)	820円			
	旧3級品 (千本あたり)	389円			
年 度	平 成 10 年 度				



年 度		平成 11 年 度							
特別区民税	均等割	同 左							
	所得割総合課税		課税標準額	特別区民税		都民税		(区民税の最高税率の減税)	
				税率	速算控除額	税率	速算控除額		
				200万円以下	3%	0円	2%		0円
				700万円以下	8%	100,000円	3%		70,000円
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	課税長期譲渡所得金額					
				6000万円以下	4.0%(都2.0%)				
				6000万円を超える部分	5.5%(都2.0%)				
		長期譲渡	優良住宅	同 左					
			居住用	同 左 * 居住用財産の買替えの場合の譲渡損失の繰越控除制度の創設					
短期譲渡		一 般	同 左						
		軽 減	同 左						
事業・雑		休 止 (平成11年度から)							
超短期事業・雑		廃 止 (平成11年度から)							
株式等		同 左							
特別減税	特別区民税所得割額の15%相当額を減税。(都民税も同様。ただし、限度額は都民税とあわせて4万円) ※11年度から定率の税額控除として位置づける。								
非課税限度額(所得額)	A(均等割)は同左	B 所得割 35万円×n+31万円*		C(障害者等)は同左					
		n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算							
軽自動車税	同 左								
たばこ税	11年5月1日から、国から区・都への税源移譲。たばこ値上げはなし。								
		区	都	国	たばこ特別税				
	一般品 (千本あたり)	2668円	868円	2716円	820円				
	旧3級品 (千本あたり)	1266円	413円	1289円	389円				
年 度	平成 11 年 度								

年 度		平 成 1 2 ・ 1 3 年 度		
特別区民税	均等割	同 左		
	所得割総合課税	同 左 参考：12年1月1日から、延滞金、還付加算金の 特例基準割合を創設した。 前年11月末の公定歩合+4% (ただし年7.3%以下に限る)		
	長期譲渡	一般	課税長期譲渡所得金額×4%(都2%)	
		優良住宅	同 左	
		居住用	同 左	
	短期譲渡	一般	同 左	
		軽減	同 左	
	事業・雑	休 止		
	株式等	同 左		
	特別減税	同 左		
非課税限度額 (所得額)	A 均等割 35万円×n+19万円*	B 所得割 35万円×n+32万円*	C(障害者等)は同左	
n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算				
軽自動車税	同 左			
たばこ税	同 左			
年 度	平 成 1 2 ・ 1 3 年 度			

年 度		平成 14 年 度		
特別区民税	均等割	同 左		
	所得割総合課税	同 左		
	長期譲渡	一 般	同 左	
		優良住宅	同 左	
		居住用	同 左	
	短期譲渡	一 般	同 左	
		軽 減	同 左	
	事業・雑	休 止		
	株式等	同 左	※1年超保有の上場株譲渡100万円控除制度新設 (13年10月1日以降の譲渡)	
	先物取引	商品先物取引に係る雑所得金額×4%(都2%) (平成14年度創設) [ 地方税法本法附則第35条の4 ]		
	特別減税	同 左		
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割 35万円×n+24万円*	B 所得割 35万円×n+36万円*	C(障害者等)は同左
	n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算			
軽自動車税	同 左			
たばこ税	同 左			
年 度	平成 14 年 度			

\* [ ]内は適用開始課税年度

年 度		平成 15 年 度							
特別区民税	均等割	3000円(都1000円) [平成8年度から]							
	所得割総合課税		課税標準額	特別区民税		都民税		[平成11年度から]	
				税率	速算控除額	税率	速算控除額		
				200万円以下	3%	0円	2%		0円
				700万円以下	8%	100,000円	3%		70,000円
	特別区民税	長期譲渡	一般	課税長期譲渡所得金額×4%(都2%)				[平成12年度から]	
			優良住宅	課税長期譲渡所得金額				[平成10年度から]	
				4000万円以下	3.4%(都1.6%)				
				4000万円を超える部分	4.0%(都2.0%)				
		居住用	課税長期譲渡所得金額				[平成5年度から]		
6000万円以下			2.7%(都1.3%)	3.4%(都1.6%)					
短期譲渡		一般	(1)または(2)のいずれかの多い金額 [平成9年度から]						
		軽減	(1)または(2)のいずれかの多い金額 [少なくとも昭和57年度からこの税率]						
事業・雑		休 止 (平成11年度から)							
株式等		課税株式等に係る譲渡所得金額×4%(都2%) [平成2年度から]							
先物取引	商品先物取引に係る雑所得金額×4%(都2%) [平成14年度から]								
特別減税	特別区民税所得割額の15%相当額を減税。(都民税も同様。ただし、限度額は都民税とあわせて4万円) [平成11年度から定率の税額控除として位置づけ]								
非課税限度額(所得額)	[平成14年度から]	A 均等割	B 所得割	C 障害者・未成年者・高齢者 寡婦(寡夫)					
		35万円×n+24万円*	35万円×n+36万円*	125万円					
		n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算							
軽自動車税	1. 原動機付自転車	50cc以下	1000円	50cc超90cc以下	1200円				
		90cc超	1600円	三輪以上で20cc超(ミニカー)	2500円				
	2. 軽自動車	二輪	2400円		三輪	3100円			
		四輪	乗用自家用	7200円	乗用営業用	5500円			
			貨物用自家用	4000円					
			貨物用営業用	3000円					
	専ら雪上を走行するもの	2400円							
3. 小型特殊自動車	農耕作業用	1600円							
	その他	4700円							
4. 二輪の小型自動車	4000円	昭和59年度から、ただしミニカーは昭和60年度から創設]							
たばこ税	15年7月よりたばこ税率改定。たばこ値上げ。手持ち品課税実施。								
			区	都	国	たばこ特別税			
	一般品 (千本あたり)	2977円	969円	3126円	820円				
旧3級品 (千本あたり)	1412円	461円	1484円	389円					
年 度	平成 15 年 度								

年 度		平 成 16 年 度			
特別区民税	均等割	同 左 不均一課税の一本化(区は増税なし)			
	所得割総合課税	同 左 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場株式等の配当所得等は原則源泉徴収で納税完了 総合課税の対象所得としない。16年度(15年中)は住民税非課税とし、 地方交付税特例加算で対応(区は無配当) (15年4月の配当から・個人大口株主を除く)</li> <li>・ 三位一体改革として所得譲与税創設、区への分配は4億程度。</li> </ul>			
	長期譲渡	一般	同 左		
		優良住宅	同 左		
		居住用	同 左		
	短期譲渡	一般	同 左		
		軽減	同 左		
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)			
	株式等	源泉分離課税の廃止・申告分離課税へ一本化、100万円控除の廃止、損失繰越制度導入 「特定口座」制度導入、「特定口座」利用者も住民税は源泉徴収されず本来の分離課税 上場株式等 課税株式等に係る譲渡所得金額×2%(都1%) 上記以外 従前通り 課税株式等に係る譲渡所得金額×4%(都2%)			
	先物取引	先物取引に係る雑所得金額×3.4%(都1.6%) * 有価証券先物取引を対象に加える、損失繰越制度の導入			
	特別減税	同 左			
	非課税限度額 (所得額)	物価下落による 生活保護基準 の減	A 均等割 35万円×n+22万円*	B 所得割 35万円×n+35万円*	C(障害者等)は同左
		n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算			
軽自動車税	同 左				
たばこ税	同 左				
年 度	平 成 16 年 度				

年 度		平成 17 年 度			
特別区民税	均等割	同 左	同居の妻の非課税措置の廃止(17年度は半額)		
	所得割総合課税	同 左	上場株式等の配当所得等は原則源泉徴収で納税完了 16年中所得からの源泉徴収の際の税率(区2%・都1%) 区へは配当割交付金として配分 配偶者特別控除(上乗せ分)の廃止		
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	課税長期譲渡所得金額×3.4%(都1.6%) *分離長短期所得の損失は他所得通算及び翌年以降の繰越不適用	
			優良住宅	従来あった特別控除等の併用は不可となった 課税長期譲渡所得金額	
				2000万円以下	2.7%(都1.3%)
		居住用	軽 減	(特別控除利用不可) 2000万円を超える部分 3.4%(都1.6%) →従来あった特別控除等を利用する場合は、分離長期一般の課税扱いとする。 *分離長短期所得の損失は他所得通算及び翌年以降の繰越不適用	
			一 般	同 左 *居住用財産の買替又は譲渡損失の損益通算及び繰越控除の制度延長・拡大	
		短期譲渡	一 般	課税短期譲渡所得金額×6%(都3%) *分離長短期所得の損失は他所得通算及び翌年以降の繰越不適用	
			軽 減	課税短期譲渡所得金額×3.4%(都1.6%) *分離長短期所得の損失は他所得通算及び翌年以降の繰越不適用	
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)			
	株式等	「特定口座」による住民税源泉徴収制度開始、区へは株式等譲渡所得割として配分 上場株式等 従前通り 課税株式等に係る譲渡所得金額×2%(都1%) 上記以外 課税株式等に係る譲渡所得金額×3.4%(都1.6%)			
	先物取引	同 左			
	特別減税	同 左			
非課税限度額(所得額)	A 均等割	B 所得割	C(障害者等)は同左		
	35万円×n+22万円*	35万円×n+35万円*			
	n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算				
軽自動車税	同 左				
たばこ税	同 左				
年 度	平成 17 年 度				

年 度		平 成 1 8 年 度			
特別区民税	均等割	同 左 同居の妻の全額課税化			
	所得割総合課税	同 左 老年者控除の廃止 公的年金等控除の見直し			
	長期譲渡	一般	同 左		
		優良住宅	同 左		
		居住用	同 左		
	短期譲渡	一般	同 左		
		軽減	同 左		
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)			
	株式等	同 左 * 緊急投資優遇措置による(購入価格)1000万円非課税 (平成13年11月末から14年に購入し平成17年から19年譲渡)			
	先物取引	同 左			
	特別減税	定率減税の半減 特別区民税、都民税の所得割額の7.5%相当額を減税。 (ただし、限度額は都民税と合わせて2万円。)			
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割		老年者非課税の廃止 ただし、2年経過措置(1年目)
35万円×n+21万円*		35万円×n+32万円*			
n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算					
軽自動車税	同 左				
たばこ税	18年7月よりたばこ税率改定。たばこ値上げ。手持ち品課税実施。				
		区	都	国	たばこ特別税
	一般品 (千本あたり)	3298円	1074円	3552円	820円
旧3級品 (千本あたり)	1564円	511円	1686円	389円	
年 度	平 成 1 8 年 度				

年 度		平成 19 年 度				
均等割		同 左				
所得割総合課税		課税標準	税 率		人的控除額の差に基づく負担増の軽減措置 (1)合計課税所得金額が200万円以下の場合 一次の①、②のいずれか少ない金額の3%(都2%)を控除 ①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額 (2)合計課税所得金額が200万円超の場合 一(人的控除額の差の合計額-(合計課税所得金額-200万円))× 3%(都2%)を控除 ※この金額が2,500円未満の場合は1,500円。(都1,000円)	
			特別区民税	都民税		
		一律	6%	4%		
		*所得税から住民税への税源委譲(税率10%化)		【平成20年度実施経過措置】税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置で実際に減額する年度が19年度課税分である		
特別区民税	所得割分離課税	長期譲渡	一般	課税長期譲渡所得金額×3%(都2%) 税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置		
			優良住宅	課税長期譲渡所得金額	2,000万円以下	2.4%(都1.6%)
		居住用	課税長期譲渡所得金額	2,000万円超の部分	3%(都2%)	
			課税長期譲渡所得金額	6,000万円以下	2.4%(都1.6%)	
	短期譲渡	一般	課税短期譲渡所得金額×5.4%(都3.6%)			
		軽減	課税短期譲渡所得金額×3%(都2%)			
	事業・雑	休 止(平成11年度から) ※課税事業所得等の金額×7.2%(都4.8%)				
	株式	上場株	課税株式等に係る譲渡所得金額×1.8%(都1.2%)			
その他		課税株式等に係る譲渡所得金額×3%(都2%)				
先物取引	先物取引に係る雑所得金額×3%(都2%)					
配当控除	配当の種類 利益の配当、剰余金の配当・分配、 特定株式投資信託・特定投資信託の収益・分配 特定株式投資信託以外の 証券投資信託の収益分配 一般外貨建証券投資信託の収益分配	課税総所得金額1,000万円以下の部分	特別区民税	都民税	特別区民税	都民税
			1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
		課税総所得金額1,000万円超の部分	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
			0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
外国税額控除	区民税控除限度額	国税の控除限度額の100分の18				
	都民税控除限度額	国税の控除限度額の100分の12				
特別減税	定率減税の廃止					
非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割		高齢者非課税の廃止 ただし、2年の経過措置(2年目)		
	35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*				
		n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算				
軽自動車税	同 左					
たばこ税	同 左					
年 度	平成 19 年 度					



年 度		平 成 20 年 度			
特別区民税	均等割	同 左			
	所得割総合課税	同 左	<p>○住宅ローン控除の創設(平成20年度分から28年度分について適用) 税源移譲により所得税額が減少した結果、住宅ローン控除の限度額まで控除出来ない場合の軽減措置。</p> <p>○税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置(平成19年度課税分を減額)</p> <p>○地震保険料控除を創設(地震保険料の2分の1、上限2万5千円)。損害保険料控除を廃止し改組したもの。 (ただし、平成18年度末までに結んだ長期損害保険契約に係る保険料については改正前の損害保険料控除を適用する経過措置あり。)</p>		
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	同 左	
			優良住宅	同 左	
			居住用	同 左	
		短期譲渡	一 般	同 左	
			軽 減	同 左	
		事業・雑	休 止 (平成11年度から)		
		株式等	同 左		
	先物取引	同 左			
	特別減税	な し			
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割		
		35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*		
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算					
軽自動車税	同 左				
たばこ税	同 左				
年 度	平 成 20 年 度				

年 度		平成 21 年 度			
特別区民税	均等割		同 左		
	所得割総合課税		同 左	<ul style="list-style-type: none"> <li>○寄付金税制の拡充(平成20年中の寄付金から適用)</li> <li>・控除方式を所得控除から税額控除に改める。</li> <li>・控除対象寄付金の上限額を総所得金額等の25%→30%へ引上。</li> <li>・適用下限額10万円→5千円へ引下。</li> <li>・都道府県・市区町村に対する寄付金の適用下限額を超える部分については基本控除に加え、所得割の1割を限度として控除。</li> <li>・所得税対象寄付金のうち、都道府県・市区町村が条例で指定した寄付金を控除対象とする制度創設。</li> <li>○公的年金からの特別徴収開始。(平成21年10月支給分から)</li> </ul>	
		長期譲渡			一 般
	優良住宅		同 左		
	居住用		同 左		
	所得割分離課税	短期譲渡	一 般	同 左	
			軽 減	同 左	
		事業・雑	休 止 (平成11年度から)		
		株式等	同 左		
		先物取引	同 左		
		特別減税	なし		
		非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割	
			35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*	
		n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算			
	軽自動車税	同 左			
	たばこ税	同 左			
年 度		平成 21 年 度			

年 度		平成 22 年 度						
特別区民税	均等割		同 左					
	所得割総合課税		同 左	○住宅借入金等特別税額控除の創設(平成21年～25年までの入居者) ①所得税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額等の5%(上限9.75万円) →①②のいずれか小さい額 <b>※申告不要</b>				
		長期譲渡	一 般	同 左	○土地等の長期譲渡所得に係る特別控除創設 平成21・22年中に取得した土地を譲渡した場合(所有期間5年超のものに限定)、1千万円の所得控除を適用。			
	優良住宅		同 左					
	居住用		同 左					
	所得割分離課税	短期譲渡	一 般	同 左				
			軽 減	同 左				
		事業・雑	休 止 (平成11年度から)					
		株式等	同 左					
		先物取引	同 左					
		特別減税	なし					
		非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割				
			35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*				
	n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算							
	軽自動車税	同 左						
	たばこ税	22年10月よりたばこ税率改定。たばこ値上げ。手持ち品課税実施。						
		一般品 (千本あたり)	区	都	国	たばこ特別税	計	
		旧3級品 (千本あたり)	4,618円	1,504円	5,302円	820円	12,244円	
		2,190円	716円	2,517円	389円	5,812円		
年 度	平成 22 年 度							

年 度		平成 23 年 度			
特別区民税	均等割		同 左		
	所得割総合課税			同 左	
		長期譲渡	一 般	同 左	
	優良住宅		同 左		
	居住用		同 左		
	所得割分離課税	短期譲渡	一 般	同 左	
			軽 減	同 左	
	事業・雑		休 止 (平成11年度から)		
	株式等		同 左		
	先物取引		同 左		
	特別減税		な し		
	非課税限度額 (所得額)		A 均等割	B 所得割	
			35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*	
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算					
軽自動車税		同 左			
たばこ税		同 左			
年 度		平成 23 年 度			

年 度		平成 24 年度		
特別区民税	均等割	同 左		
	所得割総合課税	同 左 ○扶養控除の廃止等について ・16歳未満の扶養親族(年少扶養控除)の扶養控除が廃止(33万円→0円) ・16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ分が廃止(45万円→33万円) ○寄附金税額控除の控除適用下限額の変更について ・控除適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられ、2,000円を超える部分が控除の対象に拡大されました。		
	長期譲渡	一般	同 左	
		優良住宅	同 左	
		居住用	同 左	
	短期譲渡	一般	同 左	
		軽減	同 左	
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)		
	株式	上場株 その他	課税株式等に係る譲渡所得金額×1.8%(都1.2%)※軽減税率の延長 H25.12.31まで	
	先物取引	同 左		
	特別減税	なし		
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割 35万円×n+21万円*	B 所得割 35万円×n+32万円*	n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算
軽自動車税	同 左			
たばこ税	同 左			
年 度	平成 24 年度			

年 度		平成 25 年 度				
特別区民税	均等割	同 左				
	所得割総合課税	同 左 <ul style="list-style-type: none"> <li>○退職所得控除額の縮減について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職所得に係る所得割額から10%を税額控除する措置を廃止。</li> <li>・勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止（ともに平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等より適用）</li> </ul> </li> <li>○介護医療保険料控除の創設               <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年1月1日以降契約した生命保険については、これまでの一般生命保険料控除と個人年金保険料控除の他に、介護医療保険料控除が創設されました。控除限度額はそれぞれ28,000円で、合計適用限度額は70,000円に変更なし。</li> </ul> </li> </ul>				
	長期譲渡	一般	同 左			
		優良住宅	同 左			
		居住用	同 左			
	短期譲渡	一般	同 左			
		軽減	同 左			
	事業・雑	休 止 （平成11年度から）				
	株式	上場株	課税株式等に係る譲渡所得金額×1.8%（都1.2%）※軽減税率の延長 H25.12.31まで			
		その他				
	先物取引	同 左				
	特別減税	なし				
	非課税限度額 （所得額）	A 均等割	B 所得割			
		35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*		n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算	
軽自動車税	同 左					
たばこ税	都から区への税源移譲。25年4月売渡分より。（法人実効税率引き下げによる都区間の財源調整。）					
		区	都	国	たばこ特別税	計
	一般品（千本あたり）	5,262円	860円	5,302円	820円	12,244円
旧3級品（千本あたり）	2,495円	411円	2,517円	389円	5,812円	
年 度	平成 25 年 度					

年 度		平成 26 年度		
特別区民税	均等割		同 左	
	所得割総合課税		同 左 ○給与所得控除額の上限定 ・給与所得控除に上限額が設定され、給与収入金額が1,500万円を超える場合、給与所得控除額は245万円固定される。 ○均等割額の変更 ・東日本大震災を踏まえ、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの間、均等割額が特別区民税・都民税合わせて1,000円加算となる。 (区民税3,000→3,500円、都民税1,000→1,500円)	
		長期譲渡	一般	同 左
	優良住宅		同 左	
	居住用		同 左	
	所得割分離課税	短期譲渡	一般	同 左
			軽減	同 左
		事業・雑	休 止 (平成11年度から)	
	株式	上場株	課税株式等に係る譲渡所得金額×1.8%(都1.2%)※軽減税率の延長 H25.12.31まで ※平成27年度課税から区3.0%(都2.0%)	
		その他		
		先物取引	同 左	
		特別減税	なし	
		非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割
	35万円×n+21万円*		35万円×n+32万円*	
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算				
	軽自動車税	同 左		
	たばこ税	同 左		
年 度		平成 26 年度		

年 度		平成 27 年度		
特別区民税	均等割	同 左		
	所得割総合課税	同 左 ○住宅借入金等特別控除の延長及び控除限度額の拡充 ・適用期限を平成29年12月31日まで4年間延長。平成26年4月から平成29年12月までの間に居住開始した場合は、控除限度額が所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の7に相当する金額(上限136,500円)になる。		
	長期譲渡	一般	同 左	
		優良住宅	同 左	
		居住用	同 左	
	短期譲渡	一般	同 左	
		軽減	同 左	
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)		
	株式	上場株	課税株式等に係る譲渡所得金額×3%(都2%)	
		その他		
	先物取引	同 左		
	特別減税	なし		
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割	
35万円×n+21万円*		35万円×n+32万円*		
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算				
軽自動車税	同 左			
たばこ税	同 左			
年 度	平成 27 年度			



年 度		平 成 28 年 度				
特別区民税	均等割	同 左				
	所得割総合課税	同 左 ○住宅借入金等特別控除の延長及び控除限度額の拡充 ・適用期限を平成31年6月30日まで延長。平成26年4月から平成31年6月までの間に居住開始した場合は、控除限度額が所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の7に相当する金額(上限136,500円)になる。 ○ふるさと納税 ・特例控除の控除限度額の引き上げ(調整控除後の所得割額の2割) ・ワンストップ特例制度の創設 ○住民税の年金からの特別徴収制度の見直し ・翌年度の仮徴収税額の見直し(29年4月引き落とし分から) ・特別徴収の中止条件の見直し(28年10月から)				
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	同 左		
			優良住宅	同 左		
			居住用	同 左		
	短期譲渡	一 般	同 左			
		軽 減	同 左			
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)				
	株式	上場株	同 左			
		その他	同 左			
先物取引	同 左					
特別減税	なし					
非課税限度額 (所得額)	A 均等割	35万円×n+21万円*		B 所得割	35万円×n+32万円*	
	n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算					
軽自動車税	1. 原動機付自転車	50cc以下	2,000円	50cc超90cc以下	2,000円	
		90cc超	2,400円	三輪以上で20cc超(ミニカー)	3,700円	
	2. 軽自動車	二輪	3,600円	三輪	3,900円	
		四輪	乗用自家用※1	10,800円	乗用営業用※1	6,900円
			貨物用自家用※1	5,000円	貨物用営業用※1	3,800円
専ら雪上を走行するもの	3,600円					
3. 小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円				
	その他	5,900円				
4. 二輪の小型自動車	6,000円	[昭和59年度から、ただしミニカーは昭和60年度から創設]				
※1平成27年4月2日以降に最初の新規検査を受けるものは、平成28年度から新税額が適用。						
たばこ税	28年4月より旧3級品のたばこ税率改定。手持ち品課税実施(平成31年まで段階的に実施)。					
		区	都	国	たばこ特別税	計
	一般品 (千本あたり)	5,262円	860円	5,302円	820円	12,244円
旧3級品 (千本あたり)	2,925円	481円	2,950円	456円	6,812円	
年 度	平 成 28 年 度					

年 度		平成 29 年 度						
特別区民税	均等割		同 左					
	所得割総合課税		<p>○住宅借入金等特別控除の延長及び控除限度額の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用期限を平成33年12月31日まで延長。平成26年4月から平成33年12月までの間に居住開始した場合は、控除限度額が所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の7に相当する金額(上限136,500円)になる。</li> </ul> <p>○給与所得控除額の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与収入金額が1,200万円を超える場合、給与所得控除額は230万円固定される。</li> </ul>					
		長期譲渡	一般	同 左				
	優良住宅		同 左					
	居住用		同 左					
	短期譲渡	一般	同 左					
		軽減	同 左					
	事業・雑		休 止 (平成11年度から)					
	株式	上場株	同 左					
		その他	同 左					
	先物取引		同 左					
	特別減税		なし					
	非課税限度額 (所得額)		A 均等割		B 所得割			
35万円×n+21万円*			35万円×n+32万円*					
		n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算						
軽自動車税		同 左						
たばこ税		28年4月より旧3級品のたばこ税率改定。手持ち品課税実施(平成31年まで段階的に実施)。						
			区	都	国	たばこ特別税	計	
		一般品 (千本あたり)	5,262円	860円	5,302円	820円	12,244円	
		旧3級品 (千本あたり)	3,355円	551円	3,383円	523円	7,812円	
年 度		平成 29 年 度						

◎ 所得税及び住民税における所得控除等一覧

(単位:万円)

年度		所得税	元~4	5~6	7~9	10	11	12~15	16	17~22	23~28
区分		住民税	2~5	6~7	8~10	11	12	13~16	17	18~23	24~29
	本人	基礎控除	35	35	38	38	38	38	38	38	38
所得税	配偶者	一般	35	35	38	38	38	38	38	38	38
		同居特別障害	65	65	68	73	73	73	73	73	(*5)38
		老人	45	45	48	48	48	48	48	48	48
		同居特別障害	75	75	78	83	83	83	83	83	(*5)48
		配偶者特別	35	35	38	38	38	38	38	(*2)38	38
	扶養	一般	35	35	38	38	(*1)38	38	38	38	(*4)38
		同居特別障害	65	65	68	73	(*1)73	73	73	73	(*5)38
		特定	45	50	53	58	63	63	63	63	(*6)63
		同居特別障害	75	80	83	93	98	98	98	98	(*5)63
		老人	45	45	48	48	48	48	48	48	48
		同居特別障害	75	75	78	83	83	83	83	83	(*5)48
		同居老親等	55	55	58	58	58	58	58	58	58
	特別障害	85	85	88	93	93	93	93	93	(*5)58	
	障害者	普通障害	27	27	27	27	27	27	27	27	27
特別障害		35	35	35	40	40	40	40	40	(*5)75	
老年者		50	50	50	50	50	50	50	(*3)0	0	
寡婦(夫)・勤労学生		27	27	27	27	27	27	27	27	27	
特別寡婦		35	35	35	35	35	35	35	35	35	

- \*1) 11所得税課税年度のみ年少扶養控除創設 各10万円増
- \*2) 16以降配偶者特別控除は配偶者控除上乘せを廃止
- \*3) 17課税年度から老年者控除廃止
- \*4) 年少扶養親族(~15歳)に対する扶養控除(38万円)を廃止
- \*5) \*4)に伴い、扶養控除または配偶者控除に加算されていた同居特別障害加算の金額(35万円)を特別障害者控除の額に加算
- \*6) 16~18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(25万円)を廃止

年度		所得税	元	2~4	5	6~9	10	11~15	16	17~22	23~28
区分		住民税	2	3~5	6	7~10	11	12~16	17	18~23	24~29
	本人	基礎控除	30	31	31	33	33	33	33	33	33
住民税	配偶者	一般	30	31	31	33	33	33	33	33	33
		同居特別障害	51	52	52	54	56	56	56	56	(*4)33
		老人	35	36	36	38	38	38	38	38	38
		同居特別障害	56	57	57	59	61	61	61	61	(*4)38
		配偶者特別	30	31	31	33	33	33	33	(*1)33	33
	扶養	一般	30	31	31	33	33	33	33	33	(*3)33
		同居特別障害	51	52	52	54	56	56	56	56	(*4)33
		特定	35	36	39	41	43	45	45	45	(*5)45
		同居特別障害	56	57	60	62	66	68	68	68	(*4)45
		老人	35	36	36	38	38	38	38	38	38
		同居特別障害	56	57	57	59	61	61	61	61	(*4)38
		同居老親等	42	43	43	45	45	45	45	45	45
	特別障害	63	64	64	66	68	68	68	68	(*4)45	
	障害者	普通障害	26	26	26	26	26	26	26	26	26
特別障害		28	28	28	28	30	30	30	30	(*4)53	
老年者		48	48	48	48	48	48	48	(*2)0	0	
寡婦(夫)・勤労学生		26	26	26	26	26	26	26	26	26	
特別寡婦		30	30	30	30	30	30	30	30	30	

- \*1) 17以降配偶者特別控除は配偶者控除上乘せを廃止
- \*2) 18課税年度から老年者控除廃止
- \*3) 年少扶養親族(~15歳)に対する扶養控除(33万円)を廃止
- \*4) \*3)に伴い、扶養控除または配偶者控除に加算されていた同居特別障害加算の金額(23万円)を特別障害者控除の額に加算
- \*5) 16~18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(12万円)を廃止

## 2. 23区の状況

(1) 特別区税徴収実績調（平成29年5月末）・・・平成28年度決算

	特別区民税			軽自動車税			特別区たばこ税		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
千代田	15,039,283	14,700,955	97.75	29,803	27,803	93.29	3,711,118	3,710,049	99.97
中央	24,623,084	23,307,041	94.66	66,217	59,413	89.72	3,072,814	3,072,797	100.00
港	73,558,970	70,416,793	95.73	82,557	72,342	87.63	6,334,888	6,334,528	99.99
新宿	41,926,150	40,107,214	95.66	119,980	98,618	82.20	5,342,739	5,342,739	100.00
文京	31,174,443	30,780,467	98.74	58,428	54,577	93.41	1,142,677	1,142,677	100.00
台東	18,106,004	17,436,002	96.30	77,493	67,568	87.19	3,455,421	3,455,411	100.00
墨田	21,496,981	20,897,467	97.21	110,142	105,986	96.23	2,254,659	2,254,659	100.00
江東	46,641,466	45,746,209	98.08	177,626	165,614	93.24	3,984,114	3,984,114	100.00
品川	43,963,452	43,357,945	98.62	129,011	123,695	95.88	3,472,012	3,472,012	100.00
目黒	42,441,283	40,901,768	96.37	95,552	82,546	86.39	2,476,495	2,476,495	100.00
大田	69,211,505	67,549,833	97.60	325,930	304,309	93.37	5,154,238	5,138,423	99.69
世田谷	120,130,707	114,626,040	95.42	357,853	308,815	86.30	4,507,371	4,507,371	100.00
渋谷	46,608,799	45,191,457	96.96	79,215	70,512	89.01	3,523,084	3,523,084	100.00
中野	32,889,131	30,959,734	94.13	119,221	105,473	88.47	2,093,432	2,093,432	100.00
杉並	62,970,587	60,256,433	95.69	196,607	173,130	88.06	2,896,573	2,896,573	100.00
<b>豊島</b>	<b>28,865,463</b>	<b>27,655,302</b>	<b>95.81</b>	<b>89,000</b>	<b>81,291</b>	<b>91.34</b>	<b>3,408,054</b>	<b>3,408,054</b>	<b>100.00</b>
北	26,549,580	25,701,881	96.81	125,194	116,169	92.79	2,249,010	2,248,999	100.00
荒川	16,123,043	15,165,191	94.06	76,563	71,806	93.79	1,488,076	1,487,729	99.98
板橋	43,284,569	41,090,662	94.93	272,227	240,673	88.41	3,641,275	3,641,275	100.00
練馬	63,765,361	60,903,230	95.51	364,439	333,359	91.47	3,628,930	3,628,928	100.00
足立	44,979,722	41,633,606	92.56	513,257	450,813	87.83	5,118,693	5,118,693	100.00
葛飾	31,278,623	29,461,575	94.19	259,082	234,182	90.39	3,299,150	3,299,150	100.00
江戸川	49,095,343	47,282,782	96.31	366,718	356,494	97.21	4,858,972	4,858,972	100.00
計	994,723,549	955,129,587	96.02	4,092,115	3,705,188	90.54	81,113,795	81,096,164	99.98

入湯税・・区内にも日帰り鉱泉浴場はあるが、利用料金が1200円（税抜）以下のため、課税免除である。  
 鉱山税・・区内には鉱物の掘採事業場がない。

(単位：千円、%)

入 湯 税			鉱 産 税			法 定 5 税 計			
調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	
2,807	2,807	100.00	0	0		18,783,011	18,441,614	98.18	千代田
1,379	1,379	100.00	0	0		27,763,494	26,440,630	95.24	中 央
2,730	2,730	100.00	0	0		79,979,145	76,826,393	96.06	港
34,557	34,557	100.00	0	0		47,423,426	45,583,128	96.12	新 宿
28,510	28,510	100.00	0	0		32,404,058	32,006,231	98.77	文 京
2,634	2,634	100.00	0	0		21,641,552	20,961,615	96.86	台 東
14,607	14,607	100.00	0	0		23,876,389	23,272,719	97.47	墨 田
90,435	90,435	100.00	0	0		50,893,641	49,986,372	98.22	江 東
0	0		0	0		47,564,475	46,953,652	98.72	品 川
0	0		0	0		45,013,330	43,460,809	96.55	目 黒
13,886	13,886	100.00	0	0		74,705,559	73,006,451	97.73	大 田
2,539	2,539	100.00	0	0		124,998,470	119,444,765	95.56	世田谷
0	0		0	0		50,211,098	48,785,053	97.16	澁 谷
0	0		0	0		35,101,784	33,158,639	94.46	中 野
15,160	15,160	100.00	0	0		66,078,927	63,341,296	95.86	杉 並
0	0		0	0		32,362,517	31,144,647	96.24	豊 島
0	0		0	0		28,923,784	28,067,049	97.04	北
0	0		0	0		17,687,682	16,724,726	94.56	荒 川
864	864	100.00	0	0		47,198,935	44,973,474	95.28	板 橋
27,074	27,074	100.00	0	0		67,785,804	64,892,591	95.73	練 馬
0	0		0	0		50,611,672	47,203,112	93.27	足 立
8,457	8,457	100.00	0	0		34,845,312	33,003,364	94.71	葛 飾
43,920	43,920	100.00	0	0		54,364,953	52,542,168	96.65	江 戸 川
289,559	289,559	100.00	0	0		1,080,219,018	1,040,220,498	96.30	計

23区の状況 28年度決算

	特 別 区 民 税								
	現 年 度 分			過 年 度 分			小 計		
	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合
千代田	14,535,071	14,433,027	99.30	199,343	166,543	83.55	14,734,414	14,599,570	99.08
中央	23,223,108	22,874,427	98.50	136,832	95,943	70.12	23,359,940	22,970,370	98.33
港	69,920,010	68,956,461	98.62	478,928	416,275	86.92	70,398,938	69,372,736	98.54
新宿	39,972,063	39,280,503	98.27	261,619	198,804	75.99	40,233,682	39,479,307	98.13
文京	30,620,820	30,493,241	99.58	132,943	121,931	91.72	30,753,763	30,615,172	99.55
台東	17,406,027	17,144,687	98.50	110,931	96,662	87.14	17,516,958	17,241,349	98.43
墨田	20,806,669	20,526,951	98.66	85,658	66,590	77.74	20,892,327	20,593,541	98.57
江東	45,504,943	45,158,499	99.24	171,880	143,217	83.32	45,676,823	45,301,716	99.18
品川	43,142,100	42,789,099	99.18	171,422	149,510	87.22	43,313,522	42,938,609	99.13
目黒	40,721,569	40,211,908	98.75	192,588	174,378	90.54	40,914,157	40,386,286	98.71
大田	66,843,383	66,236,882	99.09	361,096	324,474	89.86	67,204,479	66,561,356	99.04
世田谷	113,697,253	112,084,356	98.58	804,633	736,673	91.55	114,501,886	112,821,029	98.53
渋谷	44,838,857	44,273,615	98.74	249,616	226,201	90.62	45,088,473	44,499,816	98.69
中野	30,806,048	30,205,388	98.05	198,731	153,658	77.32	31,004,779	30,359,046	97.92
杉並	60,052,502	59,210,503	98.60	316,682	276,457	87.30	60,369,184	59,486,960	98.54
豊島	27,606,473	27,115,387	98.22	127,639	105,386	82.57	27,734,112	27,220,773	98.15
北	25,494,150	25,167,002	98.72	88,109	74,010	84.00	25,582,259	25,241,012	98.67
荒川	15,032,888	14,770,661	98.26	79,219	66,621	84.10	15,112,107	14,837,282	98.18
板橋	40,554,569	39,815,624	98.18	396,496	338,347	85.33	40,951,065	40,153,971	98.05
練馬	60,529,023	59,473,792	98.26	242,795	189,182	77.92	60,771,818	59,662,974	98.18
足立	41,473,700	40,484,581	97.62	220,261	141,903	64.42	41,693,961	40,626,484	97.44
葛飾	29,287,913	28,649,577	97.82	141,629	105,509	74.50	29,429,542	28,755,086	97.71
江戸川	46,751,945	46,285,320	99.00	255,189	183,481	71.90	47,007,134	46,468,801	98.85
計	948,821,084	935,641,491	98.61	5,424,239	4,551,755	83.92	954,245,323	940,193,246	98.53

(単位：千円、%)

特 別 区			民 税			
滞 納 繰 越 分			合 計			
調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	
304,869	101,385	33.26	15,039,283	14,700,955	97.75	千代田
1,263,144	336,671	26.65	24,623,084	23,307,041	94.66	中 央
3,160,032	1,044,057	33.04	73,558,970	70,416,793	95.73	港
1,692,468	627,907	37.10	41,926,150	40,107,214	95.66	新 宿
420,680	165,295	39.29	31,174,443	30,780,467	98.74	文 京
589,046	194,653	33.05	18,106,004	17,436,002	96.30	台 東
604,654	303,926	50.26	21,496,981	20,897,467	97.21	墨 田
964,643	444,493	46.08	46,641,466	45,746,209	98.08	江 東
649,930	419,336	64.52	43,963,452	43,357,945	98.62	品 川
1,527,126	515,482	33.76	42,441,283	40,901,768	96.37	目 黒
2,007,026	988,477	49.25	69,211,505	67,549,833	97.60	大 田
5,628,821	1,805,011	32.07	120,130,707	114,626,040	95.42	世田谷
1,520,326	691,641	45.49	46,608,799	45,191,457	96.96	澁 谷
1,884,352	600,688	31.88	32,889,131	30,959,734	94.13	中 野
2,601,403	769,473	29.58	62,970,587	60,256,433	95.69	杉 並
1,131,351	434,529	38.41	28,865,463	27,655,302	95.81	豊 島
967,321	460,869	47.64	26,549,580	25,701,881	96.81	北
1,010,936	327,909	32.44	16,123,043	15,165,191	94.06	荒 川
2,333,504	936,691	40.14	43,284,569	41,090,662	94.93	板 橋
2,993,543	1,240,256	41.43	63,765,361	60,903,230	95.51	練 馬
3,285,761	1,007,122	30.65	44,979,722	41,633,606	92.56	足 立
1,849,081	706,489	38.21	31,278,623	29,461,575	94.19	葛 飾
2,088,209	813,981	38.98	49,095,343	47,282,782	96.31	江 戸 川
40,478,226	14,936,341	36.90	994,723,549	955,129,587	96.02	計

23区の状況 28年度決算

	軽自動車税								
	現年度分			過年度分			小計		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
千代田	28,398	27,619	97.26	1	1	100.00	28,399	27,620	97.26
中央	60,981	58,884	96.56	21	21	100.00	61,002	58,905	96.56
港	74,124	70,802	95.52	132	132	100.00	74,256	70,934	95.53
新宿	103,781	96,311	92.80	15	15	100.00	103,796	96,326	92.80
文京	55,311	53,650	97.00	13	13	100.00	55,324	53,663	97.00
台東	69,896	66,466	95.09	17	17	100.00	69,913	66,483	95.09
墨田	107,123	104,616	97.66	19	19	100.00	107,142	104,635	97.66
江東	167,420	163,159	97.45	41	36	87.80	167,461	163,195	97.45
品川	125,490	121,738	97.01	20	20	100.00	125,510	121,758	97.01
目黒	81,954	77,990	95.16	72	61	84.72	82,026	78,051	95.15
大田	306,603	298,429	97.33	204	149	73.04	306,807	298,578	97.32
世田谷	317,889	300,962	94.68	239	190	79.50	318,128	301,152	94.66
渋谷	71,598	68,655	95.89	467	256	54.82	72,065	68,911	95.62
中野	107,763	102,373	95.00	35	35	100.00	107,798	102,408	95.00
杉並	177,920	170,008	95.55	61	36	59.02	177,981	170,044	95.54
豊島	82,855	80,072	96.64	148	98	66.22	83,003	80,170	96.59
北	118,535	114,346	96.47	55	48	87.27	118,590	114,394	96.46
荒川	72,557	70,414	97.05	0	0		72,557	70,414	97.05
板橋	246,627	234,953	95.27	154	147	95.45	246,781	235,100	95.27
練馬	340,057	327,817	96.40	136	70	51.47	340,193	327,887	96.38
足立	464,776	442,915	95.30	123	89	72.36	464,899	443,004	95.29
葛飾	240,205	229,088	95.37	165	157	95.15	240,370	229,245	95.37
江戸川	359,627	353,867	98.40	231	148	64.07	359,858	354,015	98.38
計	3,781,490	3,635,134	96.13	2,369	1,758	74.21	3,783,859	3,636,892	96.12



(単位：千円、%)

軽自動車税						
滞納繰越分			合計			
調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	
1,404	183	13.03	29,803	27,803	93.29	千代田
5,215	508	9.74	66,217	59,413	89.72	中央
8,301	1,408	16.96	82,557	72,342	87.63	港
16,184	2,292	14.16	119,980	98,618	82.20	新宿
3,104	914	29.45	58,428	54,577	93.41	文京
7,580	1,085	14.31	77,493	67,568	87.19	台東
3,000	1,351	45.03	110,142	105,986	96.23	墨田
10,165	2,419	23.80	177,626	165,614	93.24	江東
3,501	1,937	55.33	129,011	123,695	95.88	品川
13,526	4,495	33.23	95,552	82,546	86.39	目黒
19,123	5,731	29.97	325,930	304,309	93.37	大田
39,725	7,663	19.29	357,853	308,815	86.30	世田谷
7,150	1,601	22.39	79,215	70,512	89.01	渋谷
11,423	3,065	26.83	119,221	105,473	88.47	中野
18,626	3,086	16.57	196,607	173,130	88.06	杉並
5,997	1,121	18.69	89,000	81,291	91.34	豊島
6,604	1,775	26.88	125,194	116,169	92.79	北
4,006	1,392	34.75	76,563	71,806	93.79	荒川
25,446	5,573	21.90	272,227	240,673	88.41	板橋
24,246	5,472	22.57	364,439	333,359	91.47	練馬
48,358	7,809	16.15	513,257	450,813	87.83	足立
18,712	4,937	26.38	259,082	234,182	90.39	葛飾
6,860	2,479	36.14	366,718	356,494	97.21	江戸川
308,256	68,296	22.16	4,092,115	3,705,188	90.54	計

23区の状況 28年度決算

	特 別 区 た ば こ 税								
	現 年 度 分			過 年 度 分			小 計		
	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合
千代田	3,710,049	3,710,049	100.00	1,069	0	0.00	3,711,118	3,710,049	99.97
中央	3,072,797	3,072,797	100.00	17	0	0.00	3,072,814	3,072,797	100.00
港	6,334,528	6,334,528	100.00	360	0	0.00	6,334,888	6,334,528	99.99
新宿	5,342,698	5,342,698	100.00	41	41	100.00	5,342,739	5,342,739	100.00
文京	1,142,677	1,142,677	100.00	0	0		1,142,677	1,142,677	100.00
台東	3,455,411	3,455,411	100.00	10	0	0.00	3,455,421	3,455,411	100.00
墨田	2,254,659	2,254,659	100.00	0	0		2,254,659	2,254,659	100.00
江東	3,984,114	3,984,114	100.00	0	0		3,984,114	3,984,114	100.00
品川	3,472,012	3,472,012	100.00	0	0		3,472,012	3,472,012	100.00
目黒	2,476,495	2,476,495	100.00	0	0		2,476,495	2,476,495	100.00
大田	5,138,735	5,138,223	99.99	0	0		5,138,735	5,138,223	99.99
世田谷	4,507,371	4,507,371	100.00	0	0		4,507,371	4,507,371	100.00
渋谷	3,522,889	3,522,889	100.00	195	195	100.00	3,523,084	3,523,084	100.00
中野	2,093,432	2,093,432	100.00	0	0		2,093,432	2,093,432	100.00
杉並	2,896,573	2,896,573	100.00	0	0		2,896,573	2,896,573	100.00
豊島	3,408,050	3,408,050	100.00	4	4	100.00	3,408,054	3,408,054	100.00
北	2,248,999	2,248,999	100.00	11	0	0.00	2,249,010	2,248,999	100.00
荒川	1,487,729	1,487,729	100.00	347	0	0.00	1,488,076	1,487,729	99.98
板橋	3,641,275	3,641,275	100.00	0	0		3,641,275	3,641,275	100.00
練馬	3,628,930	3,628,928	100.00	0	0		3,628,930	3,628,928	100.00
足立	5,118,693	5,118,693	100.00	0	0		5,118,693	5,118,693	100.00
葛飾	3,299,150	3,299,150	100.00	0	0		3,299,150	3,299,150	100.00
江戸川	4,858,972	4,858,972	100.00	0	0		4,858,972	4,858,972	100.00
計	81,096,238	81,095,724	100.00	2,054	240	11.68	81,098,292	81,095,964	100.00

(単位：千円、%)

特 別 区 た ば こ 税						
滞 納 繰 越 分			合 計			
調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	
0	0		3,711,118	3,710,049	99.97	千代田
0	0		3,072,814	3,072,797	100.00	中央
0	0		6,334,888	6,334,528	99.99	港
0	0		5,342,739	5,342,739	100.00	新宿
0	0		1,142,677	1,142,677	100.00	文京
0	0		3,455,421	3,455,411	100.00	台東
0	0		2,254,659	2,254,659	100.00	墨田
0	0		3,984,114	3,984,114	100.00	江東
0	0		3,472,012	3,472,012	100.00	品川
0	0		2,476,495	2,476,495	100.00	目黒
15,503	200	1.29	5,154,238	5,138,423	99.69	大田
0	0		4,507,371	4,507,371	100.00	世田谷
0	0		3,523,084	3,523,084	100.00	渋谷
0	0		2,093,432	2,093,432	100.00	中野
0	0		2,896,573	2,896,573	100.00	杉並
0	0		3,408,054	3,408,054	100.00	豊島
0	0		2,249,010	2,248,999	100.00	北
0	0		1,488,076	1,487,729	99.98	荒川
0	0		3,641,275	3,641,275	100.00	板橋
0	0		3,628,930	3,628,928	100.00	練馬
0	0		5,118,693	5,118,693	100.00	足立
0	0		3,299,150	3,299,150	100.00	葛飾
0	0		4,858,972	4,858,972	100.00	江戸川
15,503	200	1.29	81,113,795	81,096,164	99.98	計

(2) 23区各区の人口、納税義務者及び1人当り課税額・収入額（平成27年度決算）

※23区の納税義務者数については、現時点(平成29年9月現在)では総務省調査の集計が完了していないため、本表については、平成27年度決算数値を利用している。なお、豊島区分については、下表に28年度決算数値を載せているので、比較参照されたい。

27決算・23区								
	人口(人) 27年1月1日			納税義務者(人)				
	住民基本台帳 (A1)	外国人登録 (A2)	合計 (A)	普通徴収分	特別徴収分 (年金特徴分含む)	計	うち重複分	実質納税 義務者(B)
千代田	54,389	2,484	56,873	21,086	24,645	45,731	6,409	39,322
中央	132,935	5,153	138,088	38,615	57,012	95,627	9,194	86,433
港	222,165	18,420	240,585	70,246	83,841	154,087	15,787	138,300
新宿	291,696	36,016	327,712	72,218	115,002	187,220	4,204	183,016
文京	199,717	7,696	207,413	55,622	81,203	136,825	17,862	118,963
台東	176,547	13,248	189,795	49,411	66,068	115,479	11,469	104,010
墨田	248,558	9,865	258,423	56,373	97,436	153,809	14,182	139,627
江東	471,186	22,766	493,952	96,314	189,970	286,284	22,279	264,005
品川	361,414	10,663	372,077	90,504	126,760	217,264	0	217,264
目黒	262,303	7,386	269,689	67,897	107,365	175,262	15,673	159,589
大田	688,102	19,353	707,455	128,548	246,297	374,845	16,318	358,527
世田谷	858,639	15,693	874,332	242,104	287,801	529,905	47,208	482,697
渋谷	207,917	9,091	217,008	67,330	75,076	142,406	12,478	129,928
中野	304,342	12,283	316,625	78,896	108,505	187,401	6,396	181,005
杉並	535,744	11,421	547,165	121,460	213,139	334,599	23,228	311,371
豊島	253,891	21,616	275,507	70,874	89,085	159,959	6,615	153,344
北	322,079	16,005	338,084	79,870	115,599	195,469	17,790	177,679
荒川	192,899	16,188	209,087	45,234	70,465	115,699	10,178	105,521
板橋	526,150	18,022	544,172	128,821	183,124	311,945	28,988	282,957
練馬	701,104	13,552	714,656	161,007	248,522	409,529	42,996	366,533
足立	650,432	23,679	674,111	129,539	203,601	333,140	10,778	322,362
葛飾	434,558	14,969	449,527	88,989	141,336	230,325	9,373	220,952
江戸川	654,968	25,294	680,262	112,151	231,189	343,340	10,154	333,186
計	8,751,735	350,863	9,102,598	2,073,109	3,163,041	5,236,150	359,559	4,876,591

※ 豊島区の人口、納税義務者及び1人当り課税額・収入額（平成28年度決算）

28決算・豊島区								
	人口(人) 28年1月1日			納税義務者(人)				
	住民基本台帳 (A1)	外国人登録 (A2)	合計 (A)	普通徴収分	特別徴収分	計	うち重複分	実質納税 義務者(B)
豊島	256,099	24,540	280,639	71,384	94,263	165,647	7,089	158,558

\*「5税」とは、特別区民税・軽自動車税・特別区たばこ税・入湯税・鉱山税。

27決算・23区		区民1人当り課税額 (円)		納税義務者 1人当り(円)	
課税額 (千円)		特別区税 (C)/(A)	特別区民税 (D)/(A)	特別区民税 (D)/(B)	
特別区税 5税計(C)	特別区民税 (現年度)(D)				
17,760,221	13,378,289	312,279	235,231	340,224	千代田
26,747,297	21,981,600	193,697	159,185	254,320	中央
74,807,046	64,172,404	310,938	266,735	464,009	港
45,467,907	37,743,844	138,743	115,174	206,232	新宿
31,481,919	29,479,132	151,784	142,128	247,801	文京
21,243,950	16,787,050	111,931	88,448	161,398	台東
23,230,263	20,064,687	89,892	77,643	143,702	墨田
49,107,921	43,349,999	99,418	87,762	164,201	江東
45,213,672	40,552,035	121,517	108,988	186,649	品川
45,546,859	40,601,622	168,887	150,550	254,414	目黒
73,942,020	65,206,046	104,518	92,170	181,872	大田
121,785,154	110,064,938	139,289	125,885	228,021	世田谷
48,618,983	42,385,670	224,042	195,318	326,224	渋谷
34,537,243	29,886,684	109,079	94,391	165,115	中野
64,560,627	58,338,711	117,991	106,620	187,361	杉並
32,476,051	26,899,860	117,877	97,638	175,422	豊島
28,360,522	24,732,723	83,886	73,156	139,199	北
17,229,388	14,389,040	82,403	68,818	136,362	荒川
46,605,424	39,647,543	85,645	72,858	140,119	板橋
67,631,171	59,831,510	94,635	83,721	163,236	練馬
50,355,939	40,639,547	74,700	60,286	126,068	足立
34,398,318	28,530,511	76,521	63,468	129,125	葛飾
53,868,980	45,467,504	79,189	66,838	136,463	江戸川
1,054,976,875	914,130,949	115,898	100,425	187,453	計

28決算・豊島区		区民1人当り課税額 (円)		納税義務者 1人当り(円)	
課税額 (千円)		特別区税 (C)/(A)	特別区民税 (D)/(A)	特別区民税 (D)/(B)	
特別区税 5税計(C)	特別区民税 (現年度)(D)				
32,362,517	27,606,473	115,317	98,370	174,110	豊島

平成 29 年 度  
税 務 概 要

(ビジュアル版、データ版)

平成 29 年 12 月 発行

編集・発行

豊島区 区民部 税務課

〒171-8422

東京都豊島区南池袋 2 丁目 4 5 番 1 号

電話 03 (3981) 1111 (代表)